

第百五十三回国
参議院財政金融委員会會議録第四号

平成十三年十月二十五日(木曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

十月十八日

小川 勝也君

補欠選任
櫻井 充君

十月二十二日

山本 保君

補欠選任
白浜 一良君

十月二十三日

大淵 絹子君

補欠選任
大淵 昌秀君

白浜 一良君

補欠選任
山本 保君

十月二十四日

大田 昌秀君

補欠選任
大淵 絹子君

出席者は左のとおり。

委員長
山下八洲夫君

理事
入澤 肇君

委員
林 芳正君

若林 正俊君

円より子君

山本 保君

上杉 光弘君

尾辻 秀久君

金田 勝年君

坂野 重信君

清水 達雄君

中島 啓雄君

溝手 顕正君

大塚 耕平君

国務大臣

財務大臣

国務大臣

(金融担当大臣)

国務大臣

(経済財政政策担当大臣)

副大臣

内閣府副大臣

内閣府副大臣

総務副大臣

法務副大臣

財務副大臣

大臣政務官

国土交通大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣府政策統括官

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

国土交通省河川局長

説明員

会計検査院事務局長

総局第五局長

参考人

日本銀行総裁

速水 優君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(構造改革と財政政策に関する件)

(今後の経済見通しに関する件)

(不良債権の処理に関する件)

(日本銀行の金融調節に関する件)

○銀行法等の一部を改正する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)

○委員長(山下八洲夫君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十八日、小川勝也君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

○委員長(山下八洲夫君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○委員長(山下八洲夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下八洲夫君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中島啓雄君 おはようございます。

自由民主党の中島啓雄でございます。

本日は、塩川財務大臣、柳澤金融担当大臣、そして速水総裁初め関係各位の皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、当面の財政政策の理念といえますか、重点といったものをどのように考えておられるか、財務大臣にお伺いをいたしたいと存じます。

財政の役割としては、資源配分機能、それから

所得再分配機能、それから経済の安定の機能というのがあると言われておりますが、これはマズグレイブの著名な教科書の最初に出てくる事柄でございますが、最近の景気情勢を踏まえて、党内外の声としては、経済の安定化というものを重視すべきではないか、財政支出によって景気を回復させるべきだという主張がございます。

一方、小泉総理としては、構造改革なくして景気回復はないんだという立場で、むしろ資源配分機能なり所得再分配機能を重視をして、将来の財政の健全化というものを實現していこうということを目指しておられるんだと思いますが、低成長になり、予算も非常に税収が上がらないという制約がある。それに加えて、バブル後の大型財政というところで国債依存度が三〇％以上に増大をしてきたという現状から、財政の構造改革、健全化というのは当然の要請であるわけでありまして、その要請にこたえるためには、やっぱり財政の全体の枠組み、それからその資源配分機能とか所得再分配機能を見直していかなければならぬと、これは当然の要請であると思います。

そういう意味では、一、二年で財政の健全化を急にやるというのは無理な話なんで、五年とか十年とか、かなり長期的な目標を持ってやるのが大事だと思いますし、財政諮問会議等ではこれから御議論になるんですが、やっぱり十年間ぐらいの長期的な財政健全化をどうやっていくのかということを示すことが非常に大事なのではないかと、こういうふうに思っておりますが、短期的にはやはり景気変動というもののどう対処していくかというのが大事だと。

この辺のバランスが非常に難しいさじかげんだと思いますが、当面、平成十三年度補正予算、これから議論になると思いますし、十四年度にかけての財政運営の理念といいますか、重点をどのようか考えておられるのか。いわゆる国債三十兆円枠というのが話題になっておりますが、この三十兆円の枠を堅持されるというお考えなのか、堅持されるとすれば、なぜ三十兆円なのかということ

も国民に向かってやっぱりもう少しPRをしていかなくちやならないんじゃないかと思いますが、その辺のお考えについてお聞かせいただければと思います。

○国務大臣(塩川正二郎君) お尋ねの趣旨は大体了解いたしました、関連した御質問でございますので、総括してお話しさせていただきます。思っております。

おっしゃるように、財政は資源配分の機能を持っておりますことは当然でございますが、同時にまた、国の財政の責任というものは経済の発展と密接に結びついてきておることも当然であると思っております。

ここ戦後五十数年の間、日本が歩んでまいりました道筋を見ますと、復興から成長へと入り、さらに高度経済成長となつてまいりましたが、その間にとられてきた諸制度、習慣というものは、重厚長大産業を中心としたいわゆる護送船団方式であった。一言で言つたらそういう形で経済体制が組まれてきておつたと思っておりますが、これが現在の軽薄短小時代になり、さらにはデジタルの時代となりましたら、経済構造そのものを変えていかなきゃならぬということでございますが、財政の構造を見ました場合に、ずっと従来からの、いわゆる高度経済成長型の、それに順応した財政構造が組まれてきておると、私はそう思っております。この際に新しい時代に移行すべきではないかと、こう思っております。

そのためには何が一番大事かといひましたら、予算の中で今まず支出構造を見直してみることが必要であると思っております。これは行財政改革を通じての一つの素地として、財政の中の内わゆる支出の面をまず洗い直してみるところに現在私は力を注いで検討させておるところでございます。

同時に、それを通じて経済の構造の変化に、つまり、これを通じて規制を緩和することによって財政構造も変わつてくると私は思ひまして、そこ

に財政の基本を置いておるわけであります。

それでは、なぜ国債の発行を三十兆円に絞つておるのかということでございますけれども、大体日本の財政や国家予算を見ました場合に、先ほど言いました高度経済成長の延長線において景気回復を図ろうということに努力いたしました。このことはそれなりの効果があつたと思います。つまり、経済が破局的に崩壊することを防いだという意味においてこれは効果があつたと思うのでございますが、それでは、それを続けていきましたも、そこに新しい産業の活力が生まれてくるとは思われな、やはり産業の構造を変えなけりやならぬということになりますと、そうすると財政上の仕組みもそれに合ったものになさやいかぬ。

高度経済成長時代のときは財政出動の中で三〇％以上のものが公債に依存しておるといふ、現在では八十兆の財政規模の中で三十兆円が国債に依存しておるといふ状況でございますが、これは何といひましたもやっぱり不自然な財政構造であるということとは間違いないと思っております。これをいつまでも続けていきますと、やっぱり財政だけじゃなくて経済の仕組みそのものも変化をもたらしな、国債の発行を削減しよう、こういうことを基本にいたしました。

それじゃ、三十兆はなぜ三十兆なのかということでございますけれども、これは幾らにとるかというところはなかなか難しい算段でございますけれども、今までの過去の実績並びに将来、中期展望の推移というものがおおよそ想像されてまいりますので、そこで、過去における実績上最高額をとつてきたものをそこを天井にして、これ以上は新規発行はいたさないということを条件にいたしまして三十兆ということを決めたのでございます。

したがいまして、三十兆というものが財政規模の中でどのぐらい占めて、それがどういう財政上の

の効果あるいは圧迫になるかといふ、そういう細かい分析をして三十兆というものを決めたのではなくして、甚だ政治的ではございますけれども、この程度でとめなければ国債の発行を抑制することができないという一つのめどとしてやったものでございます。

私は、財政のやっぱり今基本の理念に返るべきだと思つておまして、従来は国家の予算は、支出の方を経済対策ということを中心に置いてまいはかつて、その上で、入るをそれに合わせていったということが過去におけるやり方であつたと思つておりますが、私はやっぱり財政の基本は、入るをはかつて出るを制するという精神、これも必要なことではないかと思つておまして、この十三年度補正予算並びに将来の十四年度、十五年度に向かひましたての予算の基本的な理念といたしましては、先ほども申しました入るをはかつて出るを制す精神でやっていきたいと思つておりますので、御理解いただきたいと思います。

○中島啓雄君 ありがとうございます。

大臣の入るをはかつて出るを制するという意味では、まさに支出構造の見直しということが必要なんだと思います。

そういう意味で、予算査定に当たつて、支出構造というのを考えるための評価基準といひますか、そういうものがどうも今までは余り明確でなかつた、政治的な力関係によって決まってきたというふうなことが多いです、特に公共事業については、政策評価の手法がかなり進んでおつて、費用便益分析というふうなことがやられてきておるわけでありまして、財務省の方として、予算編成にそういった政策評価の手法をもつととんどん取り入れていくという面でのようにお考えになつておるのか。

財務省のホームページなどを見ておますと、政策評価の項目は出てくるんですけども、予算査定にどう使つていくかというのはどうも余りはつきり、迫力がないといひますか出てこない、こういうことで、例えば高速道路、今、九千三百

四十二キロを削るか削らないかというのが非常に話題になっておりますけれども、確かに、九千三百四十二キロ、全く財政制約がないとすれば、これは費用に対して効果があると、費用便益比率で一以上ならばそれはやっていたい、こういうことになるんですが、当然財政の制約があるからこそ、どうすべきかと。その限られた財源の中で、やっぱり費用対効果の高いものを実施していくのが当然の手法だろうと思いますが、その辺も含めて、特に公共事業の予算編成などについては、費用便益分析など数量的評価をどんどんやっていくべきじゃないかと思いますが、お考えを聞かせていただければと思います。

○副大臣(尾辻秀久君) 予算査定において積極的に政策評価機能を活用していくべきではないか、こういう御指摘でございます。一言で申し上げますと、私も、全くそのとおりである、そしてそういう努力をしないといけない、そのように考えております。

そこでまず、平成十四年度概算要求におきましては、八月十日に閣議了解されたところの「平成十四年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」に基づきまして、まず施策等の意図・目的、必要性、効果・効率性等に加えまして、いわゆる重点分野についての民間需要創出効果及び雇用創出効果にかかわる分析、これらの提出を各省庁に求めているところでございます。今後、予算編成過程におきまして、今回提出のありました各省庁の政策評価資料の適切な活用を努めてまいりたいと考えております。

そこで、御指摘ございました費用対効果などの評価の手法でございますけれども、ここが今後の研究課題だと思っております。そして、これまた御指摘ございましたように、個々の評価をして、今度はそれを足して予算をつくるわけでございますから、そして当然その予算には全体の制約がありますから、その中で例えばどういう優先順位にするのか、そして手法によってはそうしたもので踏み込めるような手法があるのかどうか、今後

大いに研究してまいりまして、御指摘の方向で努力してまいりたいと考えております。

○中島啓雄君 ありがとうございます。次に、金融担当大臣にお伺いさせていただきますか、と思います。

不良債権処理と、特に中小企業との関係などについてお伺いをいたしたいと思いますが、去る十八日の当委員会における大臣発言においても、遅くとも三年後には不良債権問題の正常化を図るべきであるということをおっしゃっていただいておりますが、これは、八月に経済財政諮問会議に出された試算よりはかなり短期間で不良債権問題を処理する、こういうことでありますから、思い切った手法を用いていかないとなかなか実現が難しいのではないかとということで、具体的にどのような手法をとっていかれるのか。

オフバランス化の手法としては、清算型の手法と再建型の手法と当然あると思うんですが、特に中小企業については、地域経済への影響とか雇用への影響とか種々の観点から、なるべく企業再生といったような方向で不良債権問題を処理していただきたいと思っておりますし、その辺については改革先行プログラムの中でも、中小企業についてはその特性も十分に考慮し、再生可能性、健全債権化についてもきめ細かく的確な判断を行うというふうな述べておられますが、現実問題としては中小企業というのは非常に数が多いわけでございますから、きめ細かくいってもある程度限度があるのではないかと思います。そういう今後の不良債権処理の一般的な手法と、特に中小企業に対してどのようなことを考えておられるか、お聞かせいただければと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 不良債権問題の正常化については、今先生御指摘のように、このところ一連の経済財政諮問会議における政策決定がございまして、その一環というのか、むしろ経済再生のための第一歩という大きな位置づけをされておりました。これに取り組みしなければならぬということになっておるわけでございます。

私もとしては、この集中的な改革の期間、調整の期間、これが大体三年ということを見込まれておりますので、それが終了をするということ、これに合わせて私どもの不良債権の問題についても正常化を図りたい。

不良債権の処理という点、何か全部不良債権がなくなつてきれいさっぱりするというような素朴な誤解というのか、そういうものが現実にあるわけですが、そういうことに配慮しまして正常化という言葉を使うことにいたしました。要するに、不良債権が貸し出しに占める割合というのが大体四割に近いところというのか、そういうところになるということを計数的にはめどにしておりまして、これをぜひ実現したいと、こういうふうに考えております。

ということになりますと、不良債権の処理というの、おのずからその主流がオフバランス化でなければならぬということになるわけでございます。そして、そのオフバランス化を最終処理という言葉で言っておるわけですが、今、先生は直接償却という言葉で表現された。言葉が非常にたくさんあるものですが、ますます金融がわかりにくくなるというふうなことがございます。私が、私もとしては正常化だとか最終処理という言葉を使っておるということでございます。

最終処理という手法については、今先生御指摘のように、法的な処理をする場合でも清算型と再建型がある。私的な整理をする場合は、観念的には清算型もないことではないですが、通常は再建型ということで私的な整理が行われる。これらの手法をケース・バイ・ケースに適用してその最終処理を図つていこうと、こういうことが基本でございます。

もちろん、その前提として不良債権の認識という把握というものが的確でなきゃならないというところで、これは銀行の自己査定、それからまた当局の検査ということでは申しまでもございませ

中小企業の問題ですけれども、中小企業については、これは特殊性があるわけですね。やっぱり大企業あるいは公開の上場企業ということになれば、これは経営と所有というのがもう非常に厳然と分かれているわけですが、中小企業の場合には、概して経営と所有というふうなもの、法的な建前をぎりぎり言えばもちろん分離されているのが普通なんですが、しかし現実の問題としてはこれが一体化されている場合もあるので、そういう特殊性に着目して、我々は不良債権問題の処理に当たつてもその特殊性に着目した処理をしていかないといけないということでございまして、今先生の御指摘のような、できるだけ再建の方向に向けていうことをうたわさせていただきますと、こういう次第でございます。

○中島啓雄君 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをいたします。

次に、日銀総裁にお伺いさせていただきます。最近の金融政策につきましては、三月に金融調整の主たる操作目標をコールレートから日銀当座預金の残高ということに変えられました。かなり思い切った施策をやつてこられた。特に、九月にはもう六兆円を上回るということで、八兆円とか十二兆円の規模まで当座預金の残高がふえているということでございますが、なかなか景気回復ということに効いてこない、資金需要がないということ。

どうも総裁なり日銀のお立場からいうと、もうやるべきことはほとんどやり尽くしているんだ、あとは政府側の財政対策なり構造改革ではないかというふうなニュアンスがちょっと強いわけでございます。それから、三月の枠組みを変えるときだと思えますが、消費者物価上昇率が安定的にゼロ%以上となるまで当座預金残高方式というのを続けるというふうな宣言をされておられて、これはデフレを許容しないというメッセージなんだというふうなことを先日の増進理事のお話でも伺つたわけでございますが、どうも国民に対する

アナウンスメントという意味では、デフレを許容しないというか、アンチデフレというようなニュアンスがなかなか伝わってこない。

そういう意味で、もっと日銀としても、アナウンスメント効果を含めて、うまく金融政策というもの、効果を浸透させていく方法があるんじゃないか。アメリカのグリーンズパンなんというのは非常にその辺はうまく利用をしているんじゃないかと思いますが、今インフレターゲット論というふうなこともあります。インフレターゲットは問題ありとしても、アンチデフレ対策とか価格安定化ターゲットとか、そういったキャッチフレーズでうまくアナウンスメントしていくという方法が考えられるのではないかと思います。時間もなくなりましたのでごく簡単に結構でございますが、お考えを聞かせていただければと思います。

○参考人(速水優君) 今の御質問、実に私どもの今考えておりますことを的確におっしゃっていただいたと思います。

日本銀行は、先生おっしゃいますように、現在の金融緩和の枠組みにつきまして、消費者物価上昇率が安定的にゼロ以上となるまで続けるということ、この三月の政策変更のときに公表したわけでございます。これは、いわばデフレを許容しないという日本銀行の強い姿勢を具体的に数値で示したと言ってもいいかと思えます。中央銀行として物価の安定に向けた強い決意を示したというふうに思っております。

日本銀行は既に政策金利の引き下げ余地をほぼ使い尽くしておりますし、この約束のもとで何とか金融緩和の効果を上昇のためにさまざまな努力を行ってきているわけで、こういった情勢を踏まえ、現在の日本経済の問題を解決しますためには、こうしたアナウンスメント効果や金融緩和だけではやはり十分でないわけで、事実を直視する必要があると思えます。

その問題は、手っ取り早く申しますと、一つは、市場までは金は十分行っているんですが、市場から企業や一般家計に金が回っていないとい

うところなんです。これは、金融的な言葉を使わせていただければ、銀行が信用仲介の機能、これは銀行のもともとの機能ですけれども、それをもっと活発化させていってほしい。今までのような課題があったものですから、外へ積極的に出ていくということがなかったということが一つあります。

それともう一つは、やはり需要自体が非常に弱い。その需要を伸ばしていくためには、金融で幾ら市場に出してもだめなので、それこそ産業・経済構造改革を積極的に推進していただくということ。それによって民間が主導して新しい需要が生み出されていくことを私どもとしても待ち望んでいるというのが現状でございます。

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございますが、きょうは、先日の両大臣の所信表明に対する一般質疑でございますので、ぜひこれからの議論を進めていくための前提としてかなり広範囲にわたってお話を聞かせていただければというふうに思っております。

竹中経済財政担当大臣は来ていただけるんでしょうか。——どうもありがとうございます。それでは最初に質問させていただきたいと思えます。

まず、竹中大臣、着いた早々大変恐縮でございますが、日本の経済。政府は今年度の経済見通しを、一・七％というふうに見通しをしていただけてありますが、最近、この経済成長率の見通しが、さきの四月—六月の大変大幅なマイナスによって、今後これは達成するのは不可能じゃないかというところが指摘をされ、マイナス成長やむしろというふうな話がされていますが、政府として公式に今年度の経済見通しは、一・七％から変えて今年度はどのぐらいを政府としては見通しをされているのか、まずそのあたりからお聞きしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員もう御指摘のとおり、日本の経済、大変厳しい状況になりました。四—六月期のGDP成長率はマイナス〇・八、そ

ういった状況を受けて失業率も高まっているという状況であります。さらに、先行きにつきまして、今の同時多発テロに起因する世界経済への影響、非常に厳しい懸念すべき点がたくさんある、これはもう残念だけれども間違いない点だと思えます。

今年度の政府経済見通しは一・七％程度でありますけれども、これはもうかなりこれを下回るといような認識を私自身は持っております。

内閣府としましては、この政府経済見通しを内閣府の独自試算という形で発表したいというふうな思っております。若干作業ができてはいるんですが、それとも、補正予算の国会審議前までは公表したいというふうに思っております。その中で数字そのものについてはぜひ正確に煮詰めていただきたいと思います。具体的にいつ、どのような形で発表できるかという日程についてはまだ検討中でありまして、いずれにしても相当厳しい認識を持っております。

○峰崎直樹君 マイナスに多分なるだろうと、こういうふうな予測されているんですが、そういう予測で大体間違いないでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これは数字のことです。私どもの試算を積み上げていく段階では何とも私の立場で申し上げにくいのでありますけれども、基本的には、各機関、非常に厳しいマイナスの成長を持っております。個人的にどのぐらいの認識を持っておりますかというところは申し上げてもよろしいかと思えますけれども、数字のことではありますので、その数字の積み上げを待つてぜひ発表させていただきたいと思っております。

○峰崎直樹君 実は四—六の数字を見たときに驚いたのは、名目が年率換算一〇％を超えるマイナスなんです。いわゆるデフレというものの、つまり日本経済の名目値がどんどん小さくなってきているというところが大変大きな問題だと私は思っています。

その意味で、今年度の物価上昇の見通しについてはどんなふうな思っているのでしょうか。竹

中大臣からまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 物価の見通しそのものも数字の話でありますので基本的には成長率と同じ立場に立たざるを得ないのでありますけれども、卸売物価、消費者物価、持続的な物価下落にある。特にGDPデフレーターそのものを見てみますと、これはもう五年ぐらいのタイムで中期的にも下がりが続いているという状況になっております。

今、四—六月期の名目の成長率についてありますけれども、実はこれは大変細かい話ですけれども、季節調整による物価の変動というのはちよつと過大に出ている可能性もあまして、これは技術的な問題としては検討はしております。いずれにしても、こういった物価の下落というのは、これは国内的な要因のほかに対外的な要因、さらには技術革新という要因、もう全部これが重なっている要因でありまして、当面は続くというふうに思っております。

この物価の下落というのは、消費者から見ますと実質所得を上げるという効果はありますけれども、やはりマクロで見ますと、企業収益の減少、実質債務の増加、これは悪影響があるというふうな認識しておりますので、この動向については慎重に見ていきたい、さらには政府経済見通しの改定等々を通して数字的にもフォローしていきたいと思っております。

○峰崎直樹君 日銀総裁にお伺いしたいんですが、日銀は通貨の番人でございます。まさに物価がどうなっているかということについても見通しは出されておりますが、この物価上昇について日銀としてはどんな見通しをされているのか、あるいは、たしか半年に一回見通しを公表されるというふうな聞いておりましたけれども、それはいつごろになるのかということもあわせて教えていただきたい。

○参考人(速水優君) 御指摘のように、日本銀行におきましては年二回、成長率と物価につきまして、政策委員会が皆さんの見通しを議論した上、

各人に出していただいて、それを公表することにいたしております。

今出ておりますのは本年四月にやったものでございませうけれども、これは経済・物価の将来展望とリスク評価と申しておりますが、政策委員会委員の大勢見通しとして、本年度の成長率はプラス〇・三からプラス〇・八、消費者物価についてはマイナス〇・八からマイナス〇・四と、この数字が出ていく数字なんです、御承知のように、その後の経済の動き、海外経済の一段の減速、我が国経済の情勢の厳しさといったようなこと、さらに先月の米国のテロ事件の発生といったようなことを考えますと、この条件がすっかり変わってきているように思っています。物価の下落傾向が続いております。

今後とも、需要の弱さに起因する物価低下圧力には十分注意を払っていくつもりでありますが、十月三十日公表となっておりますが、成長率と物価の見通しについて本年度、明年度ということ、多分各委員の持っている見通しを数字で発表できるといふふうに思っております。

ただ、こうやって物価が下がっておりますけれども、成長率が上がり、そして企業の収益率が上がっているときに物価が下がるのはそれほど心配でないんですけれども、それが逆に物価が下がり、それが逆になつたときに物価が下がっていくというのはやはりデフレと言わざるを得ないわけで、その辺のところは数字だけでなく全体を見て判断してまいりたいといふふうに思っております。

○峰崎直樹君　そうすると、内閣府の方も経済見通しは予算が出るまでに再度出しますと、物価見通し、日銀の方も近々には発表しますと。残念ながらさきような議論のためにはなかなかそう進まないんですが、しかし、いろいろ条件を聞いてみても、どうも今年度はもうマイナス成長になるんじゃないか、あるいは物価についてもそれがどんどん、どんどんというところから、マイナスで要するにデフレ状態というところから、先日また日銀の報告に対する質疑の中でデフレスパイラルになつて

いるんじゃないかというような、そんな議論もあつたわけですが、そこまでは認識はまだ行っていないということなんでしょうか。

これは竹中大臣、そして日銀総裁、ともにお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君)　デフレという言葉そのものが、本来収縮でありますけれども、価格が下がるということを意味しているのか、需要が急速に下がるということを意味しているのか、ちょっと使い方がいろいろあるのかと思ひます。

委員御指摘は、スパイラル的に経済が悪化しているのかどうかという、そういう御趣旨だと思ひますが、先ほど四一六期期のGDPがマイナス〇・八%という数字を挙げさせていただきました。しかし、これは御承知のように、実は個人消費を見ますとプラス〇・五に一応なっているわけですね。ということは、消費は四半期で〇・五、年率で大体二%ぐらいあつてはいる、実質で。少なくとも四一六期期に関する限りはそういう状況が見受けられる。スパイラルというのは、一つの変数が悪くなつてほかの変数がさらに悪くなる、だからほかの変数も悪くなるという状況です。それから、少なくとも四一六期期を見る限りはそういう状況ではないといふふうに認識しています。

○参考人(速水優君)　私も、日本経済が物価下落と景気後退の悪循環に入つたということになると、これはデフレスパイラルに陥つたということにならざるを得ないと思ひますが、今、これからどういふ方向に進んでいくか、金融サイドではもうやることをやつたとおっしゃいましたけれども、かなり潤沢に資金は供給しておるんですが、やはりこれからの民間需要、特に構造改革などがどのぐらいのスピードで実現していくのか、それから不良貸し出しの償却などもそうだと思うんですけれども、そういうものを含めて全体の動きを見ながら考えてまいりたい。今まだデフレスパイラルに入つていいるとは私も判断しておりませんけれども、今後の動きを見ながら判断していきたいと思ひます。

○峰崎直樹君　そうすると、竹中大臣、今おっしゃつて、個人消費が比較的堅調だつたと、こういうことですが、アメリカの同時多発テロ発生に伴い、アメリカの経済が急速に減速になつてきていいる。それに伴つて、例えば半導体とかあるいは自動車の輸出とかほとんど下がつてきていいる。そして、相変わらず失業が非常に多い。そうすると、これで個人消費が落ち込めば、実際上これはもう日本経済を牽引しているものが何もないという状況で、これはやはり相当ひどい状況だのと。

そこで、財務大臣にお聞きします。財務大臣はたしかサミットに行かれて、ことしイタリアであつたと思うんですが、世界各国の皆さんの前で、日本経済はマイナス成長には陥らせないと、そういう決意を述べられていられるんですね、私、国際公約だと思ひますが。

財務大臣、こういう現状を前にして、補正予算の論議にこれも関連してくるんですが、いずれにせよ、マイナス成長に陥らんかという、あるいはデフレスパイラルに陥らんかと言われている経済の現状に対して、この国際的に約束をしたことをある意味では補正予算等を通じて何としても解決したい、こういう決意でおられますか。その点、いかがでございますようか。

○国務大臣(塩川正一郎君)　私、ローマの会議でそういうことを申しましたが、これはフリーマーケットの、国の問題というよりも、それぞれ財務大臣が現在の世界経済をどう考え、そして自国の経済の運営の基本について考え方を述べろというフリーマーケットの場でございます。

そこで、私は、前提として、私の信念として、日本経済に対する非常な懸念はあるけれども、自分としてはマイナス成長にしないよう懸命の努力を続けていきたい。それではそのような可能性はあるのかという質問がございました。そのときにも、いや、確たる可能性については私は自信はないけれども、しかし、現在の日本が持つておる構造改革を進めることによって新しい需要が、潜

在的な需要が喚起されてくるということは間違いない。だから経済構造の改革を優先して取り組んでおるので、その中において経済は活力を取り戻していく、それによつて私はマイナス成長をとることのないように努力をしたい、こういう説明をいたしております。これは議事録にも載っております。

でございますから、これは国際公約というのではなくして、私は信念として申し上げて、各国の大臣の取り上げ方が国際公約で取り上げているかどうか、これは聞いていただかないとわからないと思うことでございますが、私はそういう自分の信念としてこのような運営をしたいということを言つておるところであります。

○峰崎直樹君　何か二つのことをおっしゃつていられるんですよね。二つのことをおっしゃつていられるんですよね。つまり、信念として経済をマイナス成長には陥らせない決意だ、それから構造改革を進めることもやつていきたいと。

二つのことをおっしゃつていられるんですが、今、構造改革の方は後でまたちょっと聞きますが、構造改革の方はさっぱり進まない。経済の方はマイナス成長の方がどんどんどんどん現実になつてきている。そうした中で、もちろん構造改革もやらないといけないでしょうけれども、その二つのことを同時に達成できるということと、自分の信念として発言をされたということと、改めて確認します。

○国務大臣(塩川正一郎君)　そういうことです。○峰崎直樹君　そうすると、マイナス成長にさせないための努力というのは具体的にどんなふうなことを考えておられるんですか。

○国務大臣(塩川正一郎君)　これは政府としても発動すべきものは多々あると思ひますが、同時に、民間におきます経済の実態もこれに大きく影響してきていることは事実でございます。政府は、従来から、ここ十年にわたつて経済対策を重点にいろいろな施策を進めてまいりました。その効果は、やはりあの危機的な状況に

あった一九九五年、六年ごろ、あのときの補正予算の支えによりまして破局になることを防ぎ得たことは事実であらうと思っております。近年に至るまで、そういう経済の底打ちを防ぐためにやってきた努力というのが今日いわば低成長の中において安定してきた状態になったのでございまして、しかしながらこの状態を続けましても新しい活力は生まれてこないということから、我々は構造改革によって新しい活力をつくらうとしております。

それでは構造改革が進まないではないかというお話でございますけれども、しかし、よく細かく拾ってまいりますと相当改革は進んでおることがございます。例えば、最近皆、町をお通りになりました、タクシートの運転手さんが構造改革によって我々は非常に苦しい立場になっておるとおっしゃいます。これはやっぱり改革がもたらした私は痛みだと思っております。

こういうことはやっぱり現実にあるわけでございます、何もやっていないではないかという言い方は、私はそれは現状を、社会を知らない方の言い方であらうと思っております。

○峰崎直樹君 何もやっていないとは言っていないです。今タクシートの運転手さんのお話をなさいましたけれども、それとどう関係するのか私もちょっとわからないですが、しかしいづれにせよ政府が——今、九五年、九六年とおっしゃって、ちょっとこれは私、恐らく九八年、九九年、あるいは九九年、二〇〇〇年の誤りじゃないかと思うんですね。

○国務大臣(塩川正二郎君) いや、村山内閣時代からこれは始まりました、経済対策は。

○峰崎直樹君 経済対策が始まったのはバブル以降、九二年の宮澤内閣からです。私は、ちょうど当選してすぐでございましたからよく覚えております。その当時の宮澤総理大臣の発言というのは極めて無責任でして、まあここで披露することもないんですが、私たちが経済は大変だ大変だと言ったら、いや峰崎さん、あなたが今質問してい

るときには大体経済というのは上がっているものですよ、ですからそういう意味で心配なさらないでくださいなんという発言まで実は国会でしたことを覚えていらっしゃるんですが。

いづれにしても、つまり財政政策を中心にしていわゆる公共事業を中心にした景気対策を打ち始めたのは九二年の八月からじゃないんですか、ちょっと事実関係だけ。

○国務大臣(塩川正二郎君) 九二年当時といえます、三年、四年ごろ、それは総合経済対策というのをやっておりまして、一九九五年、六年ごろから危機的な経済対策を、緊急経済対策を打ち出してきたということでありまして。

○峰崎直樹君 わかりました。表現の問題は別にして、我々はよく、失われた十年と、こう呼ぶんですよ。その始まりというのは、やっぱり九〇年代の前半から始まっているわけですよ。

そこで、今ちょうど歴史の話になったので、余り財政の歴史ばかりたどる必要はないと思うんですが、これは逆に、竹中大臣、まだ大学におられたころ、恐らく日本の経済をウオッチされていたのでお聞きしたいんですが、九〇年代を失われた十年というふうに押しなべて見る見方と、もう一つ、実は九五年、九六年に景気の山があつて、そして九七年に例の消費税の導入以下、そして金融不安、金融恐慌的な状況があつて、それで大きく落ち込んで、また再び小淵さん、森さんの内閣で持ち上がっていくという。過去の経済の流れを見ると、やはり公共事業を中心にした財政政策、スパンディング政策を非常に大きくとったときに経済が上向きになっていると、こういうデータがあつて、押しなべていわれる失われた十年という形でとらえることには無理があるんじゃないかという意見を出す方がおられるわけですね。

今の議論と絡むんですが、デフレバイラルあるいはデフレを脱却するために政府はマイナス成長から何としても脱したいと、こういう決意を出すとしたら、やはりまた公共事業、新型か旧型かは別にしても、政府の支出を拡大することによつて日本の経済を再び財政がある程度引き上げていくと、こういう考え方が出てくるのも一つの理屈かと思っております。

我々の民主党の考え方はちょっと違いますよ。違いますが、そういう考え方に對して、いやそういうことはもうやらないんだ、とにかくもう財政の構造改革を中心にして、これからはそういう政策はとりませんと。これが三十兆円枠に絞ろうという大きなねらいなんですよ。

そのあたりについて、いわゆるマイナス成長になつても要するにこの三十兆円枠は守ります、これが国際的に私が信念として発露したことだけれども、これは構造改革の方を優先させてもらいますと、こういう考え方がいのかどうか。この点、塩川財務大臣にお聞きしたいと同時に、先ほど申し上げたように、財政政策というものを中心にしてこれから日本経済を引っ張っていくための政策はこの小泉内閣は放棄したんだということをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正二郎君) 構造改革が先か景気対策が優先するのかわかりませんが、これは私、先ほど中島委員の御質問の中でもお答えしたとおりでございます。私は現在、失われた十年の間進めてまいりましたことは、決してむだなことではなくして、経済のいわゆる転換期における底固めをきちとやってきたという意味において十分な効果があつたと思っておりますが、それを踏み台にしていつまでも続けておりますが、も創造的な経済の発展はないと思ひまして、それには構造改革がやはり先行すべきであるという考え方を持っております。

したがって、景気対策を優先するか構造改革を優先するかというこの考え方は、私は、一義的に考えるべきではなくして、相まって、相協力して進めていくべきものだと思っております。

しかも、この問題の予算あるいは経済政策のあり方の本質につきましては、やはり私はこれは政治が決める問題だろうと思っております。ここ

は統計によつて物事を判断すべきものではない。そうではなくして、統計の読み方によつて、その読み方に基いて政治的に決定することが私は今大事な問題であると思っております。私は政治的に見まして、この際に財政の構造を改革することによつて経済の構造も改革し得る時期に来ておると、そういう判断をしておるものであります。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員の御指摘は、経済の動きと財政の役割、一國の政策体系の中の財政政策の位置づけという観点からだと思います。非常に荒っぽい言い方ですけれども、次のように私は考えるべきだと思います。

失われた十年という言葉がありましたが、やはり五年、十年というような中長期的な経済の動向を決めるのは、これは私たちの生産性とかいわゆるサプライサイド、供給力によるのだと思ひます。それに対して、短期的な需要調整に対して財政というのは当然のことながら非常に大きな役割を担っております。

基本的な日本の問題というのは、やはりこの供給サイドから見た潜在的な成長力が、今さまざまな構造的な問題によつて非常に低いところにとどまっている可能性がある。これを引き上げない限り、やはり中長期的な長期的な経済の発展はない。しからば、それに対して財政はどういう役割を果たすのか。

財政は短期的に需要を引き上げること、これは今でも私はできると思ひます。もちろん、今の状況はちょっと非常に国際金利の問題という微妙な問題がありますが、したがって、経済がまさにスパイラル的に悪化するような危機的な状況においては、財政はそれなりの役割を果たさなければいけない。しかし、経済を中長期的に発展させるためには財政が需要管理を通して直接できる役割というのは非常に限定的であつて、まさに構造を改革して、生産性を高めて、中期的な潜在成長力を高めるような、そういう形でなければいけない。中期的な成長力を高めるために財政を使う、需要政策として使うことには当然のことながら限界が

あると、そのような位置づけになるんだと思います。

○峰崎直樹君 竹中大臣、最後まで出席できないというお話なので、ちよつと金融のところには実は竹中大臣にお聞きしたいことがありましたので、その点を少し触れさせていただきたいと思うんです。ちよつと財政から離れてしまいます。最後までいていただくと議論がうまくかみ合ってくるんだけれども、ちよつと金融の方にずれることをお許しいただきたいと思うのであります。

金融問題について、実はこの間ずっと私たち民主党としても、金融行政というものは非常に問題ではないかということ指摘をしてきたわけですが、実は経済財政諮問会議が、金融庁の資産査定がうまくできているかどうかを点検をしたい、こうおっしゃっておられるというふうに我々新聞等で見聞きするんですが、これは竹中大臣ですね。

この金融庁の資産査定がうまくできているかどうかを査定するという点について、ある意味では、背景としてはやはり、実は先日、十月四日に衆議院の予算委員会で仙谷議員から総理大臣に対して日本の金融行政について質問をしました。そのとき小泉総理大臣が、仙谷委員の御指摘はもつともな点が多いと思うんですよ、信用されていないんですよ、こういう発言がございました。

そこで、竹中大臣も恐らく同じような共通な認識を持たれて、この金融庁が進めている金融査定あるいは金融行政がどうもやはり問題ではないのかという御指摘をしておられるのかなというふうな思っただけですが、その点、どのようにお考えになつておるんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 新聞は常におもしろおかしく書きますので、誤解を生じている部分があるのかと思います。

御承知のように、改革工程表、それと先行プログラムとの中間取りまとめ案等々を通して金融庁は、柳澤大臣のイニシアチブのもとに、非常に新しい不良債権問題処理に向けた前向きの政策を打

ち出してあります。

私、二段階あるかと思いますが。やはり御指摘の資産査定をきちつとすること、資産査定をより厳密にするような努力を重ねること。さらに第二段階としては、その査定を受けて、企業を再生させるための新たな仕組みをRCCを中心にしてつくること。経済財政諮問会議の役割は、そういった改革に向けての工程表という形でそういった政策の取りまとめ、調整を行うこと。加えて、これは総理が所信表明の中でもお述べになつておられるように、その進捗をレビューすること、評価、点検しないといけない形になつていまして、私が申し上げたのは、これはもう決して金融だけではなくてすべての構造改革の問題について、経済財政諮問会議では総理の命を受けて評価、点検していきますと、そういうふうな書き方は非常にバイアスがかつていっているように思います。

○峰崎直樹君 それでは、実は改革工程表の中に特別検査を実施するというのを書かれてあります。が、ちよつとこれは金融担当大臣にお聞きしたいんですが、これはいつから着手をされて、これは今度の中間決算に反映されるのかどうか、そういったことについてはどういふふうにお考えになつていますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今度、改革先行プログラムの中に特別検査というものを、今、竹中大臣が言われた、新しい施策として盛り込ませていただきました。

これは、従来の検査とちよつと趣を異にしまして、従来の検査というのは、当然金融機関というものに着目して、その健全性を中心として諸般のチェック項目をチェックすると、こういうことでございますけれども、そういうことをしている間に、どういふか、大変私どもにとっては衝撃的なことが生じまして、何というか、マーケットの評価というものをものと銀行の資産査定においてできるだけ即時的に反映させていくという必要がある。どうも従来の方式だとタイムラグがあり過ぎ

て、市場の発しているシグナルが資産の査定に反映しないことがあり得る、こういうことを厳しく認識をさせられたと、こういうことがございまして。したがって、今度は、そうした債務者の市場評価、市場のシグナルというものをものと即時的に反映させる必要があるということで、特別検査というものをやるということにいたしました。

先生のお尋ねは、それをいつから着手するかということでございますが、これは今月中に着手をしたいというふうに考えております。それがこの九月の決算、もう既に九月はある意味で過ぎているわけですが、決算は二カ月半とか三カ月近くかかるわけですが、それに反映するかといえ、これは状況によるんだらうと思います。

というのは、検査というのは、はっきり言えば、検査の現場というのはかなりいろんなそれぞれの、監督される銀行、金融機関と私も金融検査の当局とが見方をぶつけ合うということでございます。いまして、これは相当議論が行われるわけですが、先生、たびたび私そういうことを申させていたでいて、御認識もいただいているかと思うんですが、そういうものでございます。

そうすると、なるほどねと、非常に早い段階で、着手後間もなく金融機関側が当局の言い分、指摘に納得する、同意するということがあれば、それはまあそういう結果を生むし、なお自分たちに言い分があるんだということは何ラウンドも議論をしなきゃならないというふうな案件については、それはなかなか反映しにくいという、そういう状況に立ち至らうと思うわけでございます。

したがって、これは今、反映する、しないということを明言するという見込みを立てることは率直に言つて困難なんです。私どもとしては、もともとの特別検査というものの趣旨が今言つたような市場のシグナルをできるだけ即時的に反映させるという趣旨からして、できる限り私どもの趣旨が通るような成果を上げるように努めたといふ、このように申し上げさせていただきます。

○峰崎直樹君 竹中大臣、これは経済財政諮問会

議として改革工程表に入れたわけですね。これは早急にやろうということですね。早急にやつてもらいたいということですね。

そうすると、金融庁が特別検査に今月から入つていまして、逐一それは報告を経済財政諮問会議としては当然のことながらある意味では受けるべきだといふふうな思ふんですが、いわゆるこの工程表に従つて、その特別検査の結果を受けてどうだったのかということについてのめどみたいなものは、いつごろまでに報告を受けることにされていきますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 金融庁のみならず、膨大な行政の中で改革の進行というのを評価、点検するというところでありますから、一つの検査についての報告をしていただくというふうなことは、ちよつとこれは事業量としても、事務量としても不可能なものではないかと思ひます。

ただ、諮問会議としては、ここに挙げられている政策が問題解決のための効果を上げていくかどうかということに当然のことながら関心があるわけですので、それに対しては、逐次マーケットの様子とかを見ながら、場合によってはまた柳澤大臣に臨時議員として御参加いただいで議論を深めるということではないかと思ひます。その意味では、随時、様子を見ながらやつていくつもりであります。

○峰崎直樹君 構造改革に着手をされ、構造改革を急ぐとおっしゃっているんですよ。ところが、ずつとお話を聞いていると、その種の問題になると急に何か、つかさつかさに任せるとかあるいは膨大な仕事量、それはそうだろうと思ふんです。だけれども、これがまさに国際公約として、日本の不良債権問題を早期に解決したい。マイカル問題があつて、どうも日本の金融の自己査定というのにはかなり問題があるぞと、これを指摘されたわけでしょう。そうしたらそれを、じゃやりますといふふうな言っているんだから、これはいつまでにこの検査を終了させて、そして早くその問

題の所在を明らかにして、問題がなければ問題ないということではないです。だけれども、そこがどこがどうも非常に不つきりしないので、司令塔が何か不在になってきているんじゃないかという気がしてならないわけです。

恐らく再質問してもそれ以上の答えは出ないんだらうと思いますので、竹中大臣、次のお仕事があるということなんで、私、もう一問だけ質問させていたいただきたいのは、金融から今度は財政に。ちよつとこういう質問をするのも本場にやりづらいんで、これからは竹中大臣はこの財政金融委員会に所属をする大臣というふうにならざるを得ない位置づけにいたいただきたいということを委員長に後で申し上げたいと思います。

そこで、財政再建の問題についてちよつとお伺いしますが、中期経済財政計画を年内に出すというふうにおっしゃられておるんですが、年内というのはいつごろ出されるんでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 御指摘のように、六月末に示した基本方針、いわゆる骨太の方針の中で、年内を目途に中期財政計画を策定するというふうにしております。

年内を目途にということですので、これもまた容易に想像いただけるように膨大な作業量でありまして、今鋭意やっておりますけれども、年内をまさに目途に、可及的速やかに作業を進めたいと思っております。

○峰崎直樹君 プライマリバランスを黒字にさせる、当面まずそこが、三十兆円というのは恐らくまだまだ生ぬるいんで、プライマリバランスの黒字というのが非常に大きい。将来はさらに、六百六十兆、GDP以上になっているやつを削減しなきゃ大変だと思んですが、そのプライマリバランスを歳出削減だけで、この中期見通しというのは歳出カット、これだけで実は想定をされているんでしょうか。それとも、プライマリバランスを黒字化するのには、いわゆる歳入のところですね、租税ですが、そういったものに対してもちゃんとメスを入れて、そして中期展望をつ

くられる予定なんですか、その点明らかにしていただきたい。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員の御質問は、まさに中期のな財政計画の中でどういふ答えが出るかという、ある意味で非常に直接的なお尋ねになっているのかと思います。これは、どのぐらいの期間でそのプライマリバランスの回復を目指すのか、そのときの経済状況をどのように想定するかという、これは非常に大きな判断にかかってくる問題だと思ひます。

その意味では、今の時点でこういうシナリオで中期計画が出てきますということとは、これはちよつととも申し上げることは不可能かと思ひます。御承知のように、小泉総理の所信表明演説の中で、これは二段階で進めるんだと、当面は三十兆というキャップを設定して、それ以降、経済の状況を見ながらプライマリバランス回復に向けた本格的な議論を始めるということにしてありますので、その第二段階の最終的なシナリオの姿というの、今の段階ではちよつと描きかねるというふうにしてあります。

○峰崎直樹君 それは、年内にそこら辺までの議論をしたものが出るということじゃなくて、年内のめどというのは、そうすると一体どんな中身のものを想定されているんでしょうか。それだけをお聞かせ願つて、竹中大臣への質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今回、中期財政計画を今議論しているわけで、その中でプライマリバランスの回復に向けたその終わりまでの完璧なシナリオが出るかどうかというのは、これは期間をどのように設定するかという問題とも絡まってくるので、はつきりとはまだ確定していません。ただ、プライマリバランスに向けた議論をどのような時点で始めるかとか、中期というのを三年とするか、五年とするか、もう少し長くするかという議論もありますので、まさに議員お尋ねの問題はその中期財政計画、プライマリバランスのトータルシナリオの話でありますので、今回の

中では中期の、とりあえずの財政に向けたマクロと、財政の整合的な一つの中期的な姿をあらわして、その中でプライマリバランスの議論の進め方も模索する、そういうものになるかと思ひております。

○委員長(山下八洲夫君) 竹中経済財政担当大臣には退席をいただいて結構でございます。

○峰崎直樹君 本場にやりづらいなというふうにしてありますが、きょうはありがたいございまして。よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、また行ったり来たりするんですが、今度は、日銀総裁にお見えになっていただいておりますので、日銀の金融政策を私の方からも質問させていただきますと思うんですが、もう時間もそろそろありますので、端的に。今、中島委員の質問を聞いていて、日銀が三月十九日に決定をした量的なコントロールを行うということになりましたけれども、この効果はあらわれているんでしょうか。まずその点からお聞きしましょう。

○参考人(速水優君) 三月以降の日本銀行による措置につきましては、金融市場では非常に強力な金融緩和効果をもたらしております。例えば、金融市場で潤沢な資金が供給されているとか、各種の金利が大きく低下してきたと。また、社債とかCPといったような市場が企業の資金調達環境、またノンバンクのそういう形での企業の資金調達が改善してきている、こういうことは新しい一つの構造的な変化でもあると思ひます。

しかし、こうした金融緩和効果が、金融システムの外側で企業や家計にまでは十分にまだ到達していないというところに問題があるんだと思ひます。先ほどから申し上げておるように、こうした状況を打開するためには、不良債権の処理による銀行の信用仲介機能というものを回復していく、そのためには例の不良債権問題の早期解決といったようなことが役に立つと思うんですが、そういうこととか、それから、経済・産業面での構造改革が進んでいって民間需要が引き出されて

いく、あるいは財政支出の見直しに着実に進められていくといったような政策面での政治を含めた政策が打ち出されていって初めて金融緩和というものがある効果を発揮してくるというふうな私どもは期待しておるわけでございます。そういう意味でも早く進むというふうなふうに思っております。

○峰崎直樹君 総裁、今のお話を聞いていますと、確かにそれぞれの市場で金利がさらに一層低下したという効果があらわれてきたと。

構造改革の中心について、一つは不良債権問題を処理してもらいたい。これは不良債権の多分、引き当てを積むという作業ももちろんそうでしょうが、最終処理を恐らくおっしゃっているんだらうと思うんですね。そうすると、最終処理ということになると、これは企業が事実上、破綻先や破綻懸念先を中心にして問題になってきている。もちろんそれ以外にも、要注意先みたいなものも問題だということにもなっているわけですけども、そうするとその企業が倒産をする、実質上もう破綻先ですから。そうするとこれはデフレ効果になりますよね。それから、財政支出も削減してもらいたいとおっしゃいました。そうするとこれもまたデフレ効果をもたらす。

そうすると、今、日銀が目標として掲げた、恒常的に物価上昇率がゼロになるまでの措置を続けていくということとの間に矛盾が出てきやしないかなというふうな思えてならないんですが、その点との関連はどんなふうな考えておられますか。

○参考人(速水優君) 日銀の超低金利政策というのは構造改革の政策にある程度の矛盾が生じやしないかという御質問かと思ひます。金融緩和を長期化していく副作用としては、構造調整を阻害する可能性を指摘する声はほかにもあることは承知しております。一方で、現在の緩和措置には、景気を下支えするとか、あるいは企業がリストラ等の経営努力に取り組むやすい環境を整えるとか、構造改革を促していくんだという

側面もあるわけでございます。

日本銀行としては、現在の十分緩和された金融環境を最大限利用する形で、各方面での改革に向けた取り組みが一層具体的に進められていくことを期待しております。それが出てきたときに金融緩和の効果というのは一段と発揮されることというふうに信じております。

○峰崎直樹君 次の質問を先取りして答えられてしまつて、本当に答えになっていないというふうに今聞いているんですが、それはちよつと後にまた構造改革との絡みで聞きたいと思うんですが。

そこで、塩川大臣と柳澤大臣にお二人にお聞きしたいんですが、経済財政諮問会議等でもそうだし、巷間あるいは自民党内にも随分あるんですけども、インフレターゲットについて、日銀の方からはこういうものはとらないということをおっしゃっているんですが、塩川財務大臣、何か一度発言されたことがあるのをちよつと新聞記事で読んだことがあるんですが、両大臣、どんなふうに考えておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(塩川正二郎君) 私もインフレターゲットというものを設けることには反対であるというところは申しました。

○峰崎直樹君 柳澤大臣は。

○国務大臣(柳澤伯夫君) インフレと比較するのはデフレ、物価の下落でございますけれども、私の所掌する仕事からすれば、物価の下落というのは実質債務負担を引き上げますし、金融機関の側からいえば債権と債務者との関係というのはなかなか厳しい状況になるということからいたしまして、物価の下落は望ましくないという立場でございます。

しかし、具体的問題としてインフレターゲット論というようなことにつきましては、私は、マクロ経済政策のことについては、自分がミクロの仕事をしていただいているという立場を堅持したい、マクロについては私は一々具体の施策につ

てコメントすることは差し控えたい、こういう立場を一貫させております。

○峰崎直樹君 十月一日に内閣府主宰でフォーラムがあつて、日銀の中原さんという政策委員の方が、物価目標を政府が設定したらどうだと、こういう話が出ていんですよ。日銀の政策委員会の内容は我々も後でフォローすることができんですが、日銀総裁、こういう意見が恐らく大分中であつて議論して日銀の決定がなされているんだらうと思うんですが、こういう物価目標というものを設定せよということに対しては、改めて、これは長い答弁は要りませんが、日銀としてはそういう考えはあるのかなのかということだけ、信念でも結構でございますから、一言お聞きしたいと思います。

○参考人(速水優君) インフレターゲットというのを、透明性をさらに発揮するためにはこういうことも将来考えていいというふうに思つてはおりますけれども、今こういうものを取り上げるというのは全く考えておりません。

先ほど申し上げたように、ゼロインフレを超えていくように物価が落ちつくまで現在の政策は続けていくということを言い続けておるわけでございます。

○峰崎直樹君 そこで今度は、先ほどもちよつとお答えになったところがあるんですが、ゼロ金利にしていることが日本の経済を、構造改革をおくらせているんじゃないかという意見があるわけなんです。つまり、ゼロ金利ということの実質金利を生まない資本ということになるわけですから、むしろ逆に、金利が上がることによって限界企業が淘汰されていく、これが実は構造改革を促進させていくことじゃないか、こういう有力な意見がございますね。

と同時に、物価を上昇させたいと思つても、今の低金利、つまりゼロ金利だったら上がらないというふうに言明する学者もいるんですよ。言明というか、ある学者はこう言っているんです。低金利の中で通貨供給量をふやしても物価上昇は結

びつかない、なぜならば、金利の低い分、お金を持つコストがかからないので通貨市場に滞留してしまう、こういう意見があるんですよ。これはどういうふうにお考えになりますか。

そうすると、日銀がいわゆるマイナスの物価上昇からゼロ%に持つていきたい、デフレを阻止したいと言っているけれども、今のゼロ金利だったらそれはできませんよという意見があるし、今申し上げたように、構造改革を主張されて、構造改革をやつてくだされいと言つていて、構改がけれども、ひよつとしたら、ゼロ金利政策と資金がじゃぶじゃぶしていることに伴つて、実は銀行の不良債権、お金が回つていない間はつづれない、そのことに伴つて、これは構造改革をおくらせているんじゃないのかと、こういう意見がございますね。

この点、どうでしょうか。

○参考人(速水優君) ゼロ金利政策というのは、やはり非常に正常な金利政策であるとは思ひませんが、それがゆえに、去年の八月、少し情勢が改善し始めたときにゼロ金利を解除して市場が非常に活性化しました。その後、御承知のように、IT、米国を中心として景気が急激に減速していったというようなことが起こつて、また戻つてきたわけでございますけれども、私どもとしてはやはり、市場の方にはこれで潤沢に資金を供給しているんですけれども、問題は、そういうものが銀行その他を通じて企業や一般の消費者に必ずしも流れていないというところに問題があるんで、そういう意味での銀行の信用仲介能力といううなもの、こういうものを今こそ引き立てて活性化していくこと、それからノンバンクにつきましても、その資金をもつと配分していくだけの能力を発揮してもらつて、これまで間接金融一方であつた日本の金融構造というものを、だんだんもう少し直接金融に流れていくようなこともこれからやつていかなきゃいけない。そういう意味でも、銀行やノンバンクのこれから機能というのについて、私は非常に気分を新たに臨んで

もらいたい。そのためには、構造改革のうちの不良貸し出しの調整というものが早く行われていくことを、対応ができていくことを期待している次第でございます。税制も同じでございます。

○峰崎直樹君 まだ何かかみ合わない議論になつちやつたような気もしますが、日銀総裁、結構でございます。

○委員長(山下八洲夫君) 速水参考人、御退席いただいて結構でございます。

○峰崎直樹君 それでは、銀行の不良債権問題を中心にちよつとお話をさせていただきたいというふうに思います。

何か二転三転したりして大変柳澤大臣恐縮でございますが、小泉首相が十月四日の衆議院予算委員会です、要するに「信用されてないんですよ」と、こうおっしゃつたんですね。これは、私聞いていて、もう柳澤大臣も本心に立つ瀬がないんじゃないかと思つたわけですよ。

要するに、この間自分たちがやつてこられて、もう私ずつと聞いていて、本当に真摯に一生懸命やつておられるという姿を見ていて、ああいう形で、要するに「信用されてないんですよ」と、こういうふうな総理に、テレビを通じて国民の皆さんみなさんに見ている中でお話をなさいました。それを、どういうふうな信用されてないというところを受けとめられましたか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ああいうお言葉が総理の口から出る、それ自体について私は、まあ何というか、うれしとかあるいは喜ばしいとか、そういう気持ちでないことはもとよりでございます。まして、非常に何というか、不徳だということを感じたところです。

ただ、その後、総理の言葉をずっと子細に後いろいろこう、まあ総理というのはいさあいう立論の仕方をするわけですよ。それはそれで、そんな言つた言葉が、自分の真意はどういうところにあるかというのは、後、敷衍されるわけでございます。それを聞いてみますと、私は、総理としては、論点を後でいろいろ明らかにしておるんで

すけれども、まあ何というか、私の言葉で言えば、市場の一部からそういう考え方が投げかけられていて、もうふうに受けとめればよろしいんではないかというふうに受けとめさせていたいたわけですね。

それはどうしてかという、市場の評価という、これもいろいろありまして、私もちゃんとできるだけ見るようにしているんですけれども、評価という、そんなにネガティブな立場をとっている方々ばかりではないわけで、もちろん非常に厳しい見方をしている方もいらっしゃる。それが特にマスコミなどではやっぱり報道されることが多いというのは、これはもう否めない事実でございます。私どもも、それだから軽視しているとかというんじやなくて、私はできるだけそういう声にも耳を傾けよう、こういうふうと考えているわけでございます。

いずれにせよ、金融行政が信頼されるということが最も大事なことであるという事は、私はもう自分の個人的な信念でもありますので、そういうことが揺らがないように、これから最善を尽くしていかないと考えている次第でございます。

○峰崎直樹君 今、市場の一部からと、こうおっしゃったんですが、世界各国を回ってこれたね。それと、最近APECで上海で、総理大臣がブッシュさんからまた、日本の金融問題、不良債権問題を何とか早く解決してくれと。IMFは絶えず日本の金融行政に対する警告を発して、これまでIMFの査察を受ける必要はないと、こうおっしゃっていたのに、帰ってこれたら、それは受け入れると、こうお話しになりました。

そういう意味で、国際社会からも余り日本の金融行政というのは信頼されていないということではないのかと思うんですが、そのあたりは大臣としてはどう受けとめておられますか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私、イギリス、アメリカを休会中に回らせていただいたんですが、これは、どういう会談の内容だったかということを私

から一方的にディスクローズするわけにはいかないと私は思います。

そういうことなんですが、総括的に言いますと、マスコミが伝えるようなことは、ややという、かなりという、違うというのが実態であります。その程度抽象的にしか私は言うべきではないと思いますけれども、これは非常に、何という、皆さん受けとめているものとはちょっと違うということでございます。

それから、IMFとの関係で申しますと、IMFの査察と、こう申されたんですが、これは評価であります。金融システムの安定度の評価、アセスメントをするというものでして、これはもう本当に、何と申しますか、G7で大いにやろうじゃないかといって、日本も提唱をしてつくり上げた仕組みなのでございます。

私どもも、これを受け入れないなどというようなことは金輪際言ったことはないものであります。私どもの今のマンパワーからいって、とても今それを受けとめる余裕がないという事は、最初にケラー専務理事が私のオフィスを訪ねてくれたときにも申し上げたわけであります。私は、オープンですから、アセスを受け入れるという事についてはむしろ積極的です。しかし、現実問題、今の金融庁の職員にかかっているロードからいって、そういうことをやるという事はできないんですよ、こういうことを言っておったというのが初めの話です。

ただ、それもまたマスコミが、マスコミがといてマスコミのせいばかりにするわけではありませんが、世の中では、どちらかというと金融庁が、何という、検査等で非常に甘い、外からは見られちゃ困るようなことをしているといううな、そんなことをまた調べるわけでもないんです。ところが、そういう受けとめ方をすると、私はこれは、マンパワーの問題で申し上げているということだけではまた痛くもない腹を探られるというの、もうまことに痛くない状況だと、こういうふう考えたというのが一つでございます。

います。

また、現実にイギリス、ドイツ、現実に私イギリスへ行つたときにその話もしたんですけれども、受け入れることにしましたといううな話だったものですか、アメリカへ回つた後も、そういう状況も踏まえまして、総合勘案して受け入れますと、ただし、事務的にこれからスケジュール等についてよく話し合わせてください、しかし、これは決して我々先送りしようといううな仕掛けの話ではありませんよというところまで私はだめ押しをして、このアセスメントを今後盛り上げていかなきゃいけない、こういうことを申し上げたということでございます。

○峰崎直樹君 今お話を聞いていて、要するにこゝではしゃべれないことがあると、この会話の内容。これは恐らく、こういうある意味では秘密会ではないですから、多分そういうことをおっしゃっているんで、国際的にどんな話し合いが行われて、これは我々からすれば、IMFとかあるいは国際社会からどんな日本の不良債権問題に対して指摘があり、それに対して大臣はどういう対応をされたのかというのには逆に知りたくなつたんです。今、私は、そういう意味では、秘密会にして、そして速記もとらないで、場合によっては話を聞くような場を設けてもいいんじゃないかと思ふんですが、大臣、それだったらお話しくださいませんか、その中身を。

○国務大臣(柳澤伯夫君) そこまで大仰に構えられる必要もないというふうに思うんですが、相対的に言いますと、不良債権処理というものとマクロ経済政策というのとはある種の緊張関係にありますねというのを指摘する向きがやっぱりございします。これは、今の日本の不良債権の問題に対する世論という、マケットの声もそうなんです。私はこれに対していささかもあなばいするとかといううなことは絶対言えない立場なんです。また、する気もない、そういうことは。しかし、本当に冷静に考えたときに、マクロの金融政策あるいはマクロの政策の責任者がどうい

うふうにこういう状況を見るかということについては、今の世の中の人たちよりもやっぱりもっと姿勢がニュートラルに、本当にどういうふうになるんだといううな観点で見向きもあるということ、要は、それぞれの金融当局者が最大の注意深さと最大の果敢をもつて取り組まなきゃいけない問題だ、大体そういうラインの話であります。

○峰崎直樹君 何だかよくわかつたようなわからないような話なんです。どうも大臣の話は後で議事録を正確によく読んでみないとちょっとわからないところがあるんですが。

マンパワーが足りないということを先ほどおっしゃっている。今年度の改革工程表を見ると、毎年検査をしなきゃいけない。そして特別検査も入る。恐らく相当疲弊こんぱいしながら第一線の検査官は対応されているので、これは本当に定数をやっぱりふやす必要があるんじゃないかと私思ひますので、その点はまたぜひそういう方に配慮してほしいんですが。

実は今、マケット、国際社会、もう一つ、自由民主党の党内に、私のところに絶えず資料を送ってくれる、塩崎恭久さんからもいただいている。これももう民主党の考え方とほとんど変わらないのです。要するに、不良債権の資産査定がきちつと行っていないのじゃないか、そこをきちんと査定して、そして過少資本になつたところを、それはある意味では、減資をして経営責任を問うて公的資金を投入しようじゃないか、こういううな議論が出ていて、これはもうラストチャンスだといううなことを、一番最後の一手ということ、きのうも私のところに資料を送つてきていました。

そうすると、マケットの一部、国際機関は今お話しなされたような状況だ、党内からも出てくる、野党の我々もいわゆる金融機関の査定は問題じゃないかと。そして、改革工程表では特別検査をやれと、こうなつたわけなんです。そういう意味でいうと、四面楚歌という言葉がありますけれど

も、柳澤大臣の周りは、総理大臣からも信頼されていない、自民党からもおかしいじゃないかというのと、それから国際社会もそうだ、マーケットからも、まさにそういう四面楚歌に置かれている状況じゃないかと思うんですが、その点、今の心境をもし伺わさせていただければと思うんですが。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 金融庁、特に金融検査と金融監督と申しましょうか、そういうもののこのことについては、実は、峰崎委員はあるいは御存じなかったかもしれませんが、この組織建てをするときに物すごい議論をしたわけです。

私は、一般には企画立案と執行を分けたいというのが行政改革の筋なんだけれども、今までの日本の金融行政を考えれば、むしろ検査と監督のところを切り離さないでいいんじゃないかということ、塩崎議員も相手だったんですが、そういう議論をしました。塩崎議員は逆でした。

私は、この問題、非常にそういう議論の尾を引いて新しい金融庁ができ上がったんですけれども、私は自分が在任中はそういう議論を吐いたこともあって、金融検査には、監督だと管理の責任者は、ほとんどその経過等について介入しない、思う存分やりなさい、金融検査マニュアル、この基準に基づいて思う存分やりなさい、そういう立場を堅持して行政を運ばせていただいています。

ですから、今、金融検査が甘いんじゃないかとかいうようなことは、私にしてみますと非常に、実際にその場に臨んでいる検査官たちの苦勞を思うときに、あんまりだなという気も情緒的にはしながらこの話を聞いているということでございますが、そういうことではあるんだけれども、やっぱり最高に責任を負うのは私の立場でございますからこうしてお答えも申し上げているわけですが、我々、検査の独立性、検査は基準に基づいて徹底的にやるとい趣旨で行政を運ばせていただいておりますことは御理解を賜りたいと、こういうように思います。

ただし、そうは言っても、じゃ何で変えたんだといえ、やっぱり今までの金融検査マニュアルというのは、お金を貸している金融機関が最もたくさん債務者についての情報は持っている、こういう前提なんです。そういう前提ででき上がっていて、それでいいんじゃないかということであつたんだけれども、今度の事案で我々は、マーケットの力、マーケットの評価というの、これもそういうシグナルを出している以上、マーケットがこういうことを言っているんだけれどもどうなんだというチェックをかけなきゃいけない、こういうことで新しい施策を打たせていただいたということでありまして、この我々のルールの中でこの問題をどう組み込んでいくかということ、こういう案を、案というのか、こういう施策を出させていたでいておることでもあります。

四面楚歌じゃないかということについては、先ほど来お答えしていることで私の申し上げたいことはもうこれ以上繰り返すことはない、このように考えております。

○峰崎直樹君 ある意味では、総理からそこまでおっしゃられるというのは、総理なりの一流の表現だとおっしゃいましたけれども、私はやはり金融行政の責任者に対する不信というのが出てきているんじゃないかなというふうに思えてならないわけでありまして、この問題は引き続き、これらの財金委員会その他でまた進めていきたいと思ひます。

たくさん質問を用意しましたので、順次、ちよつとこれだけはどうしても聞いておきたいというところについて別途進めていきたいと思ひます。

そこで、法務副大臣お見えになっていきますね。ちよつとこれはどうしても聞き捨てならないなと思つていますが、ちよつと固有名詞出して恐縮なんです、大和銀行というのが株主代表訴訟を受けてました。大変な株主代表訴訟の結果、いわゆる経営者が訴えられたわけですが、この大和銀行が持ち株会社になると、その訴訟という

のは無効になつちゃうという話を少し聞いたことがあるんですが、これは本当にそうなるんでしょうか、どうなるんでしょうか。

○副大臣(横内正明君) 大和銀行の問題というのではなしに、一般論としてお答えをさせていただきます。

委員の御質問の点は、ある会社のある株主が会社の取締役に対して代表訴訟を起こしているという場合に、その訴訟の最中に持ち株会社化をする。そうしますと、その株主の株式というのは持ち株会社の株式に振りかわるわけですから、従前のその会社の株主ではなくなるわけですね。そうすると、結局、株主代表訴訟の原告適格でなくなるんじゃないか、そういう議論だろうと思ひます。

この点につきましては、一つ判例がございまして、東京地裁の平成十三年の判決ですが、その株主は持ち株会社化した場合に原告適格は失う、したがって訴訟は、裁判は却下されるという判決がございまして。ただし、これに対しては、いやそうじゃないんだ、それはおかしいという有力な学説もございまして、見解が分かれているというのが実態でございまして。

以上でございまして。

○峰崎直樹君 そうすると、これは司法の場で最終的には決着をつけるということになるんだと思うんですが、そうすると、持ち株会社ができるということ、独禁法第九条の改正に伴つてこういう問題は必ず起きてくると。

そうすると、本来、大和銀行の問題を追及する株主代表訴訟制度というのが非常に意味では、立法の趣旨からすれば、これは著しく問題が生じたということなんで、法務省としてはそういうときに、大和銀行というか、個別行は別にして、そういう企業の代表訴訟というものをどうこれから、判決いかんにもよるんだらうと思うんですが、本来の法の趣旨にのつたものに変えていく意思があるのかどうか、その点いかがでございませうか。

○副大臣(横内正明君) この点は、今申し上げましたように学界でも判例でも議論が分かれている問題でございまして、株主代表訴訟の今後の動向といましようか、その辺を把握をしなければいけませんし、また、そういった判例、学説の動向というのも見えていかなければならないわけでございますけれども、私どもとしては、もし株主の利益が不当に害されるような事態が生ずることがあれば、それは問題だといふふうに考えますので、所要の立法措置を講ずることも検討してまいりたいといふふうに考えております。

○峰崎直樹君 ありがとうございます。ぜひ検討していただいて、立法の趣旨、進めていただきたい、改正していただきたいと思ひますが、ちよつともうあと五、六分しかなくなりましたので、次々とアトラランダムに行きますので。

財務大臣、七月二十三日に日本証券業協会会長に、深刻な決意で株価に対応してくれ、こう発言されてますが、事実ですか。七月二十三日、財務大臣が日本証券業協会会長に、深刻な決意で株価に対応してくれと、株価が下がってきたので電話を入れたらそうなんですけれども、それは事実ですか。

○国務大臣(塩川正二郎君) 事実です。

○峰崎直樹君 それはどういう趣旨でそういうふうに、真剣に対応するというのはどういうことなんでしょうか。ふまじめに対応していただんですか。

○国務大臣(塩川正二郎君) 趣旨も何もありません。

ただ、私は奥本とは古い友達でございますから、いろんなことを話しております。その中で一つそういうことを言つたんです。そうしたら、証券の活性化ということについて、税制改正してくれといろいろ要望しておりました。電話の中でもそれを言いますので、おれはそれは一生懸命やるよ、しかしおまえのところは何をやっているんだ、投資信託を高い値段でばんばん売つておいて、値下げた、半分になつておつても知らぬ顔し

ておるじゃないか、それを引き上げることをやらないのかと、こういうことを私は言ったんです。だから、我々も、税制上の問題として、これをインセンティブを与えて活性化に努力すると。けれども、やっぱりその業界の人たちが一生懸命株の維持を図るための努力もしてくれないければ、そして同時に、一般の投資家が、零細な投資家も入れて、証券会社を信頼し、投資信託も買い、株も買うというような、そういう環境をつくらないと、いかに税金だけやってたって効果はそんなにでないよということと言ったんです。

○峰崎直樹君 そういふ趣旨でやるのはわかるんですが、深刻な決意で株価に対応してくれという、要するに、株式市場の株価に対するある意味では財務大臣としての、すわ介入かと思つたわけですね。今のお話を聞いていて、要するに、株式市場が本当に活性化するようにみずからも努力という意味ではやってくれるねという意味で、ちょっと新聞の表現が低かったんでしよう。

しかし、大変株価が低落していたときにだけに、みんな、やはり株価介入じゃないか、こういうふうな思つた次第でございまして、またこの問題について整理したいと思いますが、もう本当に時間が少なくなりましたので、来年度の予算の問題について聞きます。

来年、三十三兆の国債が増発されるかもしれない、そのうち三兆は、国債発行額を何としても三十兆内におさめる、二兆円は国で、一兆円は地方でということだったんですが、一兆円の削減というのは一体どうなっているんでしょうか。これは、財務大臣が答えるより、総務大臣に聞きましょうか。総務副大臣ですか。

○副大臣(遠藤和良君) 地方も国と歩調を合わせまして歳出の削減に努力する、これは当然のことだと思ひます。

ただ、地方交付税を一定の目標を決めてこれを削減するということは、これは地方交付税の仕組みからいってできないわけでございます。地方財政計画をどのように縮減するか、これは国の歳出

とあわせて検討することは可能でございまして、その結果として地方交付税の削減はあり得る、こう考えております。

地方の一般歳出のそのほとんどの部分が、公共投資とかあるいは社会保障とか教育という分野、これが七割占めておりまして、これに対する国の歳出を削減をするということであれば、同様に地方でも歳出効果があらわれる、このように理解をしております。

○峰崎直樹君 財務大臣、これはもう地方の自主性に任せるということではよろしいでしょうか。イエスカノーかで結構です。副大臣で結構です。

○副大臣(尾辻秀久君) ただいまの御質問でございしますが、今お答えがありましたように、要するに、国と地方が協力して聖域なき歳出見直しというこの強い決意を申し上げたところでございまして、今後ともその努力をしてみたい、きょうはそういうお答えにさせていただきます。

○峰崎直樹君 交付税の中で、総務大臣もどこかで答弁を認めておられましたけれども、いわゆる事業費補正。要するに、これをやりなさい、いや金がないんだ、借金した、その後それは交付税で面倒を見てやると、この仕組みだけは何とかしようよという話があったように聞いています。それが、その検討は進んでいるんですか。

○副大臣(遠藤和良君) 交付税の見直しの中で一番大きな問題は段階補正の問題と事業費補正の問題でございまして。そのうち、事業費補正ということとは、確かに後で交付税措置をするということことがモラルハザードを起こしているのではないかと、御指摘もございしますものから、それは慎重に検討を進めているところでございまして。

○峰崎直樹君 ということは、来年に間に合わないですね、これは。

それは別にいたしまして、今度はじゃ道路特定財源問題についてお聞きします。

厳命が下つて相当検討が進んでいるらうと思ふんですが、担当省としてはどんな状況になっていいますか、この一般財源化は。

○大臣(政務官(木村仁君)) 道路特定財源の見直しにつきましては、六月二十六日の閣議決定において見直しをするという方向が示されており、また、九月十一日には総理から国土交通大臣に対して、特に自動車重量税を一般財源化してはどうかという指示があったことは事実でございます。

これに對しまして、国土交通大臣は、道路特定財源は、特に道路の整備を目的として、暫定税率、本則の二倍以上に当たる暫定税率を適用していることでもあり、純粋に一般財源化することについては、暫定税率を下げよという納税者の反発が強いであろう、したがってそれが先決であるという反論ないしは了承しないということを言つた時点で、現在のところは国土交通省の内部の検討になっております。

私もといたしましては、道路を整備するという特定財源の目的、つまり納税者にそのような御負担をお願いしているわけでありまして、納税者の納得のいく見直しの結果を得たいと、こういうことで鋭意努力をいたしております。今後、関係機関と十分調整を行いながら、十四年度の予算編成過程を通じて検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○峰崎直樹君 何かお話を聞いてみると、総理大臣が六月の予算委員会で改革しますということと本当に力説された割に、何か全然進んでいないんですね、今まで聞いてみると。関係省庁との連携しながらとかという。

大体、その暫定税率が設定されたのはいつですか。相当古いですよ。ヨーロッパの税率と比べてください。そんな低い税率になったら、当然のことながらいわゆる本則を引き上げていますよ。そして、六千万人も八千万人も運転免許を持つていますよ。そうしたときに、利用者の納得性という、要するに国民全体の判断ということで国会で判断をして、その税のあり方については一般財源

化するということで決めていけば、これは我々、国会は国民の代表として選ばれているわけですから、そういう意味では、特定業界のことは余り気にしないいい財源だと私は思っているんですよ。

財務大臣、この問題について、地方に対して一兆円、交付税を中心にして減らしたいとおっしゃいました。それから、道路特定財源の問題を含めて特定財源制度を改革したいと。今のこの進展状況、今のお話を聞いていて、どうなんですか。この小泉改革と言われているものは、改革工程表とか先行プログラムとかいろいろ言われているけれども、何にも我々の目の前に進んでいるものはないんじゃないんですか。

そういった点について、担当大臣としてどうお考えでしょうか。

○国務大臣(塩川正二郎君) 骨太の方針が決まりました、それ以降、その方針に基づいて政策はしんしんと進んでおります。これはもう事実でございします。

そして、特に特定財源の問題につきましても、これは私はもう何遍もこの委員会でも申し上げておりました、峰崎先生自身がもうこれで三回目の質問だと思ひますが、もうこの質問、私二度ほどお答えしてあります。

要するに、特定財源となつておるけれども、道路に関連したものを使うんですと、こういうことは何遍も言つておるはずなんです。そして、道路というのは、今までの規定された道路財源の中で、従来は高速道路であるとかあるいは国の骨幹的な道路とかいうものに集中的に投資しておりましたけれども、そうではなくして道路に關係するもの、例えば駅前整備なんて道路に關係ございまして、それから連続立体高架だつてそうでしょう。だから、そういうところの方に幅広く使つて、一般公共事業と結びついた用途の拡大をすることによってこれをだんだんと一般財源化していくんだと、こういうことを私は言つております。

そして、法律が十四年まで生きておりますか

ら、その時点において道路財源をどうするかということは、十四年度にこれを考え直していって、それで十五年度からできれば新しい制度に移行したい、こういうことをもうこれで二度言っているから、だから、どうぞ御理解していただきたいと思っています。

○峰崎直樹君　たくさん質問を用意しておりますけれども、後日また進めたいと思います。今の反論もまたいつかしたいと思っていますので。終わります。

○委員長(山下八洲夫君)　午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後一時一分開会

○委員長(山下八洲夫君)　ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜田卓二郎君　浜田です。よろしくお願いいたします。

三十五分しかございませんので、まず答弁は簡潔にひとつお願いいたします。それと、財政政策に絞って御質問をしたいと思っております。午前中の峰崎委員の議論でかなり尽くされておりますけれども、私の方はちょっと具体的に伺ってみたいと思っております。

まず、新聞報道等で補正総額三兆円というのが出ております。一般会計ベースで、いわゆる真水の歳出増というのは一兆円程度にとどまるだろうということですが、今の時期にこういう補正予算を組むということは、これは景気対策というふうに考えてよろしいですか。

○国務大臣(塩川正十郎君)　お尋ねの、先生の御意向の景気対策というよりも、私はむしろ、経済構造を推進するための、その準備的発想において補正予算を組むというのが一つ。それからもう

一つは、雇用対策とセーフティネットを少し補強しなきゃならぬという考え方がございます。それから三つ目は、実は特別会計等からの借り入れの残高が残っておるものがございます。それをこの際に返済しておきたいということ、この三つのねらいで補正予算を組んだような次第であります。

○浜田卓二郎君　今の大臣の御答弁の中には景気対策という言葉はなかったわけですが、そのように理解をさせていただきます。

そして、これも新聞報道ですけれども、自民党の内部の議論も含めて、追加補正予算を組むのではないかとこの憶測というんですか、そういうことが言われておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君)　私たちの方で追加補正をするというコメントを出したことはございせんが、しかし、マスコミでもそのような言葉が独走しておるような感じがしてならぬのであります。

私も財務省として言っておりますことは、補正予算は十一月の下旬に、九日の日に提出できると思っておりますが、それ以外の補正予算は現在のところ考えておりません。ただ、よく言われることは、総理が、非常な事態が起こった場合に柔軟な姿勢で大胆に対応するという発言がございました。それが第二補正のうわさというのか、予想につなげておるんだらうと思うんでございせんが、総理の意向は、このテロ事件がどのように発展するかかわからない、そしてこの進展のいかんによっては世界的な恐慌を生みそうな状況に懸念される場合、その場合には各国協調した上で対策をとるべきだろうと。そのときには大胆な措置をとると、こういうことを言ったのでございまして、それが第二補正が必要かということの何か報道に走ったと思っております。

○浜田卓二郎君　そうしますと、今年度の補正、それから追加補正の可能性も含めて、現状では、日本の経済の状況に対して財政による刺激策とい

いますか、財政による対応というのは必要ないと御判断になっていらっしゃるということですか、財務大臣として。

○国務大臣(塩川正十郎君)　必要ないとは絶対思っておりません。必要も大いにあるだろうと思っておりますけれども、今のところ財源がないのでいかんともしたいということでございまして、その財源の数字として、この際、国債発行三十兆円の枠にこだわらずして、国債を発行してでも補正を組んで景気刺激策を講ずべきではないかという意見があることは承知いたしております。

しかし、それは先ほど峰崎先生の質問にお答えいたしましたように、我々は政治決定として直ちに財源を国債に求めて補正を組む意思はないということをお願いいたします。

○浜田卓二郎君　わかりました。そうなりますと、次の質問に移りますが、真水といいますが、一般会計歳出増は一兆円程度、これは既定方針だということですが、これで仮に追加補正なしということでは二〇〇一年度の歳出規模というのが定まるとすれば、二〇〇二年度の国債発行枠三十兆円で試算というのか、財政収支試算が

ありますから、それにのっとって予測される歳出規模との比較はどういうふうになりますか。補正後と二〇〇二年度の予測規模との比較です。

○国務大臣(塩川正十郎君)　十四年度は現在よりさらに一層厳しいと思っております。それは、税収の落ち込みは十三年度より以上にあるということとは想像しておかなければなりません。ですから、十四年度予算全体は非常に苦しいだろうと思

います。けれども、三十兆円の枠は堅持していきたいと思っております。

そういったしますと、いわば収支のギャップとい

いましょうか、差は五兆円近くになってくるんではないかなと思っております。この処理について、税収でこれを補っていくということとはもう先ほど言いましたように不可能であろうということと

程度見直していつて、それに合った措置をしなればならぬと思っております。

○浜田卓二郎君　大臣、予測される歳出規模と補正後の規模と、それを比較してどのくらい落ち込みますか、そういうふうな今伺ったつもりなんですけれども。

○国務大臣(塩川正十郎君)　補正後ですか。

○浜田卓二郎君　一兆円補正なさるわけですよ。仮にこれが追加補正なしと前提した場合に、二〇〇一年度の歳出規模がそこで決まるわけですね。それに対して三十兆円の国債発行を堅持するとおっしゃったから、それを堅持しつつ、予測される二〇〇二年度の歳出規模、一般会計です、それを財政収支試算ベースで結構ですからどの程度の違いになりますかと、そういう質問です。

○国務大臣(塩川正十郎君)　それは、恐らく十四年度は八十兆円規模を割るであろうということを思っております。

○浜田卓二郎君　補正後と比較してどうですかと聞いているわけです。マイナス何兆円になりますか。

○国務大臣(塩川正十郎君)　二〇〇一年、十三年度の補正を入れますと八十三兆六千億円になるわけでございます。それは若干、十四年度におきましては割り込むのではないかと思っておりますが、国債発行三十兆円とすると、八十三兆の十三年度予算の総額に対しては落ち込んでいくと思

います。

○浜田卓二郎君　何兆円というのは計算できませんか。

○国務大臣(塩川正十郎君)　それはちょっと不可能です。

いすか。

○国務大臣(塩川正十郎君) それ私が先ほど来申しております、高度経済成長の右肩上がりのそれ行けどんどのときの発想でございます。私たちは、そうではなくして、この際、入るをはかつて出るを制する政策に移っていきたいと思っております。

○浜田卓二朗君 米国では、今度のテロ事件の後、消費の落ち込みを大変懸念いたしまして、グリーンズパンは思い切った金利の引き下げを矢継ぎ早にやりました。これは金融政策の問題です。それにあわせて、財政の出動を現在まででおよそ十兆円規模で既に決定をしておりますし、今後追加的に減税を含めた財政出動というものを検討しているというふうには伝えられておりますが、それは事実でしょうか。

○国務大臣(塩川正十郎君) 漏れ承るところによりまして、追加補正でアメリカは九百九十億ドルですか、追加をしようかというのを言っております。しかし、これはまだ下院の話でございます。今、国会は閉会中のような状態になっております、あの炭疽菌の問題で。まだ決まっておりますけれども、下院の方ではそのような意向があるというところでございますが、上院の方の意向は必ずしもそうでもないということを聞いております。

しかしながら、それにいたしまして、アメリカの財政は非常に健全化しまして、しっかりとした余剰金も持っておりますし国債の減額も確実にやっております。実にうらやましいなと思っております。これはすなわち、一九八〇年代にレーガノミクス、あれが有効に働いて、その結果、十数年たつてその効果が出てアメリカが非常に健全な財政状態になったということでございます。我々も十年、十五年の先を見込んで今苦しいところを辛抱して乗り切つて、アメリカのように余裕ある財政状態に持っていきたいと思っております。

○浜田卓二朗君 そのお考えとか志は大いに結構

だと思ふんですけれども、現実の経済はそれに対応した動きに必ずしもならないわけでありまして。私は、上院でどうなるかという問題が残っているにせよ、少なくともアメリカの経済を考えますと、この矢継ぎ早の金利引き下げと相まって、十兆円規模の財政出動というのがマーケットにいい影響を与えたと。少なくとも、テロによる金融マーケット、株式マーケットを含めた米国の経済の危機意識というのがこれによってかなり緩和された、そういう全体的なものの評価になっているというふうには私は受けとめておりまして、それがアメリカの株の上げどまりにつながっているだろうというのが一般的な観測で、そのいい影響を受けて日本の株式マーケットも辛うじて踏みとどまっている、そういうふうには私は全体の推移を理解しているんですけれども、違いますか。

○副大臣(尾辻秀久君) ただいま大臣からもお答えをいたしましたけれども、そして浜田先生御案内だと思ひますけれども、まず先般の同時多発テロ事件後にアメリカのとりましたことをちよつと申し上げますと、九月十七日には、市場への流動性供給を目的に、米連邦準備制度が米国株式市場再開にあわせ〇・五%の緊急利下げを実施いたしております。また、翌十八日には、テロ対策、災害支援のため総額で約四百億ドルの緊急財政措置を行つておりますし、さらに二十二日には、総額で約百八十億ドルの米航空業界への支援策が決定されておるところでございます。また、大臣から申し上げましたように、現在、景気刺激のための減税等も検討をされておる、こういうことでございます。

そこで、こうした米国のとりました対応というのは、米国の財政・金融政策面での対応余力、余つた力でございます。この辺が大臣がうらやましいと申し上げた気持ちの部分でございますけれども、こうしたものを図らずも示しておりますけれども、これは今お話しのとおり、米国経済の混乱を未然に防ぐため、迅速かつ適切に対応されたものと私どもも受けとめておりまして、米国経

済、さらに世界経済に好ましい影響を与えることと期待をいたしておるところでございます。

○浜田卓二朗君 米国が緊急の財政支出を決定し、かつまた追加補正も、追加補正といひますか追加支出も検討しつつあるということは、そのテロの影響あるいはそれに関連するものもその出来事の影響によって消費の落ち込みを懸念しているわけですね。それに対して財政に一つの役割を果たさせようということであつて、それは今すぐすべてをはかるわけにはいきませんけれども、当面は効果を上げていくというふうには私は理解をしております。

我が国の直面している現状も、これは不良債権の問題とかいろいろあるけれども、要するに経済として見れば、消費が順調に伸びてこない、貯蓄率はあれだけ高いのにそれが消費に回らない。だから、テロがあろうがなからうが、日本の場合の状況というのは近似しているわけですね。

アメリカにおいては財政政策というのは効果的である、日本においては財政政策は効果がないというふうにお考えなのか。さつき大臣は別のことをおっしゃつたわけで、余力がないというのは今のまでの財政政策運営の問題であつて、経済とのかかわり合いにおいても財政が全く意味を持たなくなつたのか。私はそうおっしゃつていくような気がしてならないんですけれども、そこはどうですか。

○副大臣(尾辻秀久君) まず、我が国経済が長期にわたる低迷を余儀なくされてまいりました原因につきましては、これは一義的に申し上げることはできませんけれども、今、先生お話しのとおり、先行きの不透明感による民間消費が抑制されていることが大きな原因の一つだと私どもも認識をいたしておるところでございます。

そこででございますけれども、では今、先生のお話のように、一体我が国がどういう手段を講じるのかということでございますけれども、他の主要先進国と協調いたしまして、金融市場に対する潤沢な資金供給や金利引き下げの措置をとるな

ど、これはもう御案内のとおりでございますが、そういうことでございます。

○浜田卓二朗君 私の申し上げたいことは、三十兆というのは一つの意気込みで設定された、しかしそれがどれだけの根拠を持つものか、論拠を持つものか。これは私も必ずしも納得していない。そして、日本経済の現状をどうとらえるかというのとは別にあるわけですよ。

そして、アメリカでも消費の落ち込みを懸念して財政の出動も含めた財政政策というものをやればりきちんと位置づけていくわけで、じゃそれは、アメリカはアメリカで、日本は全くそれは効果がないうふうには御判断なのか。

ですから、やろうとしていられつたことは、補正ではたつた一兆円の真水の追加しかしていないし、それから来年度予算においても今年度予算より減らそうとしているんですよ。つまり、私に言わせれば、財政は役割放棄である、それでいいんですかというのを聞きたいわけです。

○副大臣(尾辻秀久君) そこでどうしても申し上げざるを得ませんことは、やっぱり我が国の財政が極めて悪化しております、安易に景気刺激策としての財政出動や減税を行うということは、私どももいたしましては、財政状況のさらなる悪化となつて国民の将来に対する不透明感を増幅し、かえつて個人消費を抑制するなど、経済にマイナスに働くおそれもあると考えておりまして、慎重にやりたいと考えておるところでございます。

○浜田卓二朗君 そこで金融の話なんです、盛んに聞こえてくるのは、きょう私、竹中大臣に出席をお願いしたんですがお出になれない。これはやむを得ないんですが、竹中大臣の御発言も含めて、どうも今の内閣の経済政策というのは、もう財政はだめなんだ、財政は役に立たない、金融でやる、そういうふうには言っているようにしか聞こえないんですよ。では、金融政策にあつて何がありませんか。

私も、ゼロ金利というのは離脱できる、できるだけ早い時期に離脱せよ、ゼロ金利の弊害という

のはもうきわまっているよということは何度もここで申し上げてきましたけれども、しかしゼロ金利政策を堅持しておられる。それで流動性も、じゃばじゃばと日銀総裁が言われるぐらいじゃばじゃばにしておられる。効果ないでしょう。

それから、今インフレターゲット論なるものが出ていますけれども、私に言わせれば、実際はもう日銀はインフレターゲット政策に踏み切っていますよ。この前の金融政策の変更の決定の中で、物価水準を継続的にゼロ以上にするということをしたっておられる。この間の月例報告にもございました。月例報告じゃないのかな、何報告ですか。私は、最初のその決定をなさったときにこの場で、それはインフレターゲット政策でしょうと申し上げた記憶があります。つまり、物価水準を継続的にゼロ以上にするというのはどういう意味ですか、では物価水準を六、七%まで持つていくという意味ですか。

そうじゃないと思うんですね。これは今までの経験則なり、どれだけ理論的な裏づけがあるかわかりませんが、我々は二、三%の物価上昇率というのが多分健全であろうというふうに思っていました。だから、ゼロ以上に物価水準を持つていくために金融を調整しますというのは、まさに、これはもう金融政策の目標として一種の、言葉は悪いですが、そういうものに踏み込んでおられる、私はそう理解している。つまり、もうやることは全部やってるんですね、金融政策としては。ですから私は、それでは景気に対してはどうするか。

午前中の議論の中で竹中さんが言っておられましたね、峰崎さんの質問に対して、短期的には財政のそういう役割、機能については意味があると考えています。私も、今短期の話をしていて。短期というより今の経済の局面の話をしていて。ここで政策を間違っていないかということをお願いしたいわけです。

つまり、言葉は過ぎるかもしれませんが、私も、財政政策は責任を放棄しているんじゃない、私は、その辺をも

ないか。金融でやれと言ったって、金融はもうやることじゃないじゃないですか。ですから、それでは景気に対しては何もしないということなんです。か、あるいは来年度予算まで考えれば、マイナスで組む、つまり緊縮財政でいく、それで本当にいいんですか、その理由は財源がないからだということだけでいいんですかということをお願いしたいわけです。

○副大臣(尾辻秀久君) 繰り返すにしまして申し上げておきますが、私どもとしては、財政構造改革をまずやるべきだ、これがもうすべてだと。すべてだと言ったらちよつと言葉は過ぎるかもしれませんが、要するに、まずこれをやるべきです。その解決につながる、こういうふうになっているということを、大変繰り返しで申し上げさせていただきます。

○浜田卓二郎君 私は、財務大臣はそう考えていらっしゃるんじゃないかと思っております。けれどもね。

つまり、財政構造改革がすべてだみたいな発想で今の状況を私は乗り切っていると思いません。財政構造改革も必要なんです。でも、財政構造改革がすべてじゃないでしょう。小泉さんのおっしゃる構造改革なくして景気回復なしというのは、ある面では正しいですね。しかし同時に、やっぱり景気回復なくして構造改革なしですよ。どうして両方やれないんですか。どうして短兵急に、この悪い状況の中で、一緒にやんなきゃならんと言っているんですか。状況は変わりつつある、より悪化しつつある。もっと柔軟に対応していいはずだと思います。

三十兆というのが、死守すべき目標なのか。これは私は非常に疑問だと思いますし、同じ公共事業費でも、生産性の高い分野に流すというのを、これはこの構造改革の意味だと思いますけれども、それをやればいいじゃないですか。どうしてその議論は全く別になっちゃって、財政の役割はもうないんですかというふうにならなくて、財政の役割はない対応をしておられるのか。私は、その辺をも

うちよつとお考えいただいた方がいんじゃないか、そうじゃないと、この構造改革、一生懸命やろうという気持ちがあるけれどもそれで逆になていて失敗してしまっているんじゃないか。

そういう意味で、景気回復なくして構造改革なしだということも私は考えて、それこそ柔軟に大胆に対応すべきではないか、そう思いますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(塩川正太郎君) 博識、経験の深い浜田先生にしては、ちよつと論争を一方的に引張っているというとして、何か多分に誘導尋問的なところがありまして、私たちは何も財政がすべてであるということをおっしゃるのではありません、また財政を無視して金融政策に頼っているものじゃないか、金融政策は、既に物価問題については御質問ございましたが、私たちが、より以上に、平成九年度中の平均物価水準に持つていくことを目標として、これを目標として自然な形でそちらへ移行するように努力してはいるということを各界に要請しておるのをごいまして、物価の目標というものは具体的に挙げておりませんけれども、平成九年度中が一番この十年間で高い水準であったわけでございます、そこを私は言っております。

ただ、ターゲットと言いくいというところは、ターゲットをいいたしたらすべての政策がそれを重点にどうも志向する傾向が出てくるから、だからターゲットと言わないで、それを努力目標にしてほしいということを言っておるんで、そういう点で御理解ひとつしていただきたいと思います。

それから、経済政策でございますが、これを無視してただ財政の国債三十兆を死守するのとか。私たちはそういうかたくなな発想からやっておりますものじゃないと、何遍も申し上げておりますように、日本の財政構造が、高度経済成長、しかも生産優位の絶対主義のそういう右肩上がり構造の中に組み込まれてきた財政の仕組みになってきております。補助金行政一見しましたか、また公

社公団の政府関係の経済団体との関係を見ましてもそういう関係になってきて、しかも、予算の規模のうち三十数%が国債に頼らざるを得ないという財政自体がもう既に国民が不信感を持つておるような状況でございます、そういうことが国の経済的な威信というものを傷つけておることは、もう十分浜田先生も御承知のとおり、国際的にもそれは非常に危惧しておる状況でございます。

ですから、ここで国の経済政策、財政政策というものを一度転換するんだという意味でどこかに節目をつけなければいかぬ。その節目をつけるのに国債発行をいふことを我々基準にしておるといふことをごいまして、それじゃ三十兆はどうかということでございますが、この三十兆を決めたかどうかということ、これはまさに政治決定なのであります。でございますから、計数的にあるいは経済理論的にいろいろな点から検討してやめたということではなく、過去における経験と政治的なこれからの志向とところを見て三十兆の導入を開こうということをしておると、こういうことであります。

○浜田卓二郎君 財政政策にはもう一つ税制もあります。税制の活用も含めた財政の役割をこどもと深刻に考えるべきである。

ですから、三十兆というのは、大臣おっしゃる通りにこれは政治的目標です。ですから、それを守ろうというのは、それは政治的な一つの姿勢として評価すべきでありますけれども、しかし、実体経済は動いているわけでありまして、しかも今よりデフレ的な状況を深めているわけですから、その中に結果として何が出ていくか。構造改革はまだ議論の段階です。ですから、構造改革に伴う経済の活性化というのが直ちに効果を出してくる段階にはありません。その中で、財政は超緊縮で組まれるわけですね。そして、補正という機会も景気対策という形では使えないわけですね。ですから、それでいいんですかということ、私はもつと考えてほしいというふうに思います。

それで、最後に不良債権でちよつと質問してみたいと思うんですが、趣旨は同じことです。

あの骨太の方針で、まず二、三年我慢しろというのが出てきましたね。それに呼応するように、不良債権の処理を二、三年で大急ぎでやろうというのがある、あの文言にあつたかどうか、一つの理解として定着してきていますよね。だが、私は、そこがどうも本当につながるのかという疑問があるんですよ。

二、三年で不良債権処理を急ぐ。柳澤さん、正直な大臣でいらつしやいますから、かつて七年ぐらいの話をされましたね。むしろあの方が自然だと私は思うんですよ。何が何でも二、三年だというテンポでやつていく、そして二、三年我慢すればあかま景気がよくなるような幻想を与える、それがしつかりつながつていないんじゃないかというところなんです。前にも同じことを申し上げました。不良債権の処理は必要ですよ。これは私ももうここずっと言ってきました。柳澤大臣がそれを急がせようということは、私はあの段階では大いに評価をしてきました。しかし、この状況の中で、経済を考えると、不良債権処理は今のテンポでやらざるを得ないのか、そして同時に、それはどうしたら、おっしゃるような景気、二、三年我慢すれば済むということにつながるのか。

そのプロセスをちよつと、不良債権処理に当たつていらつしやる柳澤大臣のお考えで結構ですから、聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) まず私も、不良債権の処理の概況とか概括的な状況という、あるいは展望というものを示そうとしてモデル推計というものを明らかにいたしました。これは七年のタイムスパンをとりましたので、何か七年で不良債権に取り組みのかというふうな受けとめ方をされたわけですが、この七年をとつたという理由はどういうものかといいますと、要するに三年をまず、後でこれちよつと申しますが、集中調整期間として置いてあるわけですが、その三年の最後のときに、要管理先であつたものが次の年度

には必ず破綻懸念先に落とすということをルールとして、推計の前提として決めてあるわけですね。

そして、その後、その破綻懸念先を三年間に処理するという全体のスキームでできておりますので、集中調整期間三年、それから要管理先が破綻懸念先に遷移する年度が一年、それからその遷移した破綻懸念先が最終的に処理されるのが三年というところなんです。この三年のタイムスパンの中に起きたことを全部一応結末を遂げるまでの期間を想定すると、それがトータル七年になるということと七年間の状況を展望したと、こういうことでありまして、あのモデル推計も決して七年かかるかということではないということとをまず御説明しておきます。

そして、それでは、三年という集中調整期間に不良債権処理が行われたときに、それがどういう経済全体の中での位置づけになっているかということが次の問題であります。これについては、まず、不良債権の問題だけではなくて、構造改革政策全般、これはもう規制緩和から何から全部含まれたところですが、これを三年間に集中的に行うと。そして、その期間は、構造改革の性格からいって、マクロ経済に対してはどちらかというと成長抑制的な方向にベクトルが働くであろうと。したがって、この期間は低成長を余儀なくされるであろうというふうに見通しておるわけですね。そして、四年目ごろからは、その三年の集中的な構造改革の時期が終了して、その後の成長というのはプラスの成長が期待されるだろうと。これが全体の骨太の方針のうたっているところだろうと思うわけです。

我々の不良債権処理というのは、そういう構造改革の一環でありまして、不良債権処理だけがひとりて頑張つて景気を四年目からよくするというふうには考えているわけではありません。もちろん、不良債権は当初はデフレ的な、特に最終処理ということになるとデフレ的なことになるんですが、中長期的にはそういうことで、貸出先企業の

バイアブルな部分、ノンバイアブルな部分を分けるといふようなことをやることによって、じつとしているときに比べればはるかに力の強い部分が前面に出てくるということ、それが構造改革の一環という意味ですが、そういうことになるだろうということ、今言つたスキーム全体が整合的なものになっていると、このように言っておるわけでございます。

○浜田卓二郎君 先ほど、各国の金融担当者とお会いになつた感想として、経済のマクロの政策と不良債権処理というのは緊張関係が高いというふうな微妙な表現をされましたけれども、私は、不良債権の処理も含めた、それから公共事業費の配分の見直しも含めた構造改革、これは大いにやつていってほしいんです。

だけれど、同時に財政改革まで一緒にやらなかつたらだめだというのはちよつと欲張り過ぎではないか。だから、上手にやつてほしい、景気もほつたらかしにしないでほしい、財政の責任も財政政策の責任も自覚してほしいということを申し上げて、質問を終わります。

○大門実紀史君 日本共産党の大門実紀史です。きょうは、経済政策の基本問題についてお伺いしたいと思ひます。

六月に竹中大臣にお聞きいたしましたので、きょうは塩川財務大臣を中心に考えをじっくり伺いたいと思ひます。

今も浜田議員からありましたけれども、私は、この構造改革といふことが、構造改革なくして景気回復なしといふことそのものを、進めてもらいたいといふよりも、大変疑問に思つています。

何かこれは当たり前のことのように、構造改革をやらなければもうすべてお先真っ暗なんだというふうなことがあたかも当然のようにいふ言われているような気がいたしますが、本当にそうだろうか。竹中大臣にお伺いしてもそうですし、この間、政府が出された文書をいろいろ読ませていただきましたけれども、何といひますか、そもそも論理の飛躍といひますか、この理屈には問

題点なりすぎ間が多いというふうに感じているところなんです。

大体、そもそも論を言いますと、供給サイドの改革論ですよ、構造改革のベースにあるのが。どうして供給サイドの改革だけやつて需要が回復できるのか。簡単に言えばそういうことからのいろいろ疑問がわくわけなんですけれども、そこがどうお聞きしても、何を讀んでも余り解消されないといふふうな思つてるところです。

そういう点で、きょうは、この構造改革なくして景気回復なしという、何といふんですかね、テーゼといふんですか、メッセージといふか願望といひますか、そのものについて伺いたいといふふうに思ひます。

これは裏返して言いますと、要するに構造改革をやれば景気は回復していくといふようなことになると思ふんです。国民の皆さんの多くは、今失業もふえて倒産もふえて大変だろうけれども、これを我慢すれば政府はいずれよくなると言っているんだから、構造改革は我慢しなきゃいけないと受けとめて辛抱しなきゃいけないと思つていらつしやる。そういうところから、まだ小泉さん高い支持率が一定してあるんじゃないかといふふうに私は思ひますけれども、そもそもこのテーゼが正しい、このメッセージがそのとおりになるんだと思つておられる国民が多いから支持が高いという、これはそのとおりじゃない、そうならないといふことになれば全然違うんじゃないかといふふうなことも問題意識として持つていふところなんです。

そうはいつても、この構造改革は短期的には景気にとつてマイナス面が多いといふことは、これはもう政府も認めておられていふことだし、だから痛みがある、しばらく我慢してくれと言われているんだと思ひますが、問題は、長期とは私は経済政策ですから言うべきじゃないと、少なくとも中期的には回復するんだ、需要の回復につながるんだということが本当にそうなるのかどうか、

それが今問われているのではないかというふうに思うんです。

この点については、六月にも竹中大臣にお聞きしましたし、いろいろ資料を読みましたけれども、そのメカニズムといいますが、中期的にはよくならないというメカニズムが十分説明されていません。さつき言いましたけれども、はっきり言えば、論証抜きにはつきりとただそうなりまうと言いつていて、ところがあつて、非常に論理のすき間があるというふうには感じています。

結論からいいますと、後でいろいろお伺いしますけれども、中期的にも私は悪くなる可能性を大いにはらんでいる構造改革論ではないかと。もちろん、その一部の輸出関連の企業なり銀行なりの収益性が上がるとか、そういう国際競争力は一部の企業に高まることは間違いなくと思いますが、日本経済全体、マクロで見ますと私は悪くなる可能性の方が高い、そういう路線ではないかというふうに思います。

そこで、財務大臣にお伺いしたいのは、どうしてこれが、この構造改革路線を進めれば中期的に需要が回復するのか、このところを簡単に簡潔に説明してもらいたいと思います。

○国務大臣(塩川正一郎君) 今の御質問でございしますけれども、根本的に申しまして、構造改革をするということをもっと煮詰めて一言で言いましたら、戦後五十五年の間に培われた高度経済成長の中で集つてまいりました利特権の権限というのがあります。要は特権的な利特権があります。これは果たして現在の社会に合うんでしょうか。それを変えなければだめなんじゃないでしょうか。私は、そういう既得権を、既得権じゃありませんよ、もっと自由な競争の創意工夫の中でやっていただかなければだめですよという、こういうことを実施するのが、それが構造改革の私はねらいだと思つてます。

今まで何遍も言つていますように、日本の経済の仕組みはすべて護送船団方式です。はつきり言つて、もつとさかのばれば、戦争中の昭和十五

年に国家総動員法ができてまして、そして、十六年に産業体制改革をやりました。そのままでの体制でずっと来ているじゃありませんか。官主導ですつと来ているじゃありませんか。共産党がいつもおつしやる、官主導の政治をやめろとおつしやるのはまさにこのことではございまして、ですから、どうしても構造改革をして自由な競争を保障していかなきゃならぬということです。

現に、改革をしていないと皆さんおつしやいますけれども、随分と変わつてきておりますよ。例えば、小売店一つとりまして確かに痛みができてきて、この痛みをどうするかということが大問題でございしますけれども、大型店舗のいわば制限というものをどんどん解除いたしまして、現在では逆に物価が下がっているじゃありませんか。そういう事態が起つてきておるんです。それは改革の効果じゃないかと思つております。

そこで、非常に難しいのは改革のスピードなんです。急激に改革しますと痛みが非常に大きくなる。けれども、改革をしないということになつてくるとこれは逆に化膿してくるおそれがある。ところが非常に難しいところでございまして、私は、実情に合った改革を進めていくべきだ、そういうことを思つております。

そして同時に、それじゃ十三年度、小泉内閣が成立してからどういふことを改革してきたのかというところでございしますけれども、まず一番大きい改革の事は、概算要求が根本的に変わりましたよ。私はこれは先生方ももっと勉強していただきたいと思つてますが、今までの、去年までの概算要求とことしの概算要求とはすごく変わつてきております。これが反映されて、じゃ十二月に編成いたしますところの本予算でございしますが、これを見たら、やはりこういう点が新しく変わつておるのかというところを見えていただける。今その渡り廊下のところを歩いているところでございしますで、まだそれが全体がわからないけれども、十二月ごろになつていただいたら、こういうことを言つておつたのかというところはわかつていただ

ると思つております。改革は、私が申しましたように、しんしんと進んでおるといふことをひとつ御承知いただきたいと思ひます。

○大門実紀史君 ちよつと聞いたことと違うと思ふんですけれども、塩川大臣が特にこの間言われているのは、規制緩和をしていったり、いろいろなことで競争がふえ、自由競争が高まれば成長力が高まるといふようなことだと思ふんですが、規制緩和についてはまた別途議論したいと思ひますが、例えば、一つだけ申し上げておきますと、タクシーの運転手さん、私もこの前、話ししたんですけれども、規制緩和で台数がふえて一台一台の水揚げは落ちるし、サービスはよくならないし、何も生産性上がついていませんよ。

規制緩和が必ずそういうふうになるとは限らないというふうには思ひますし、規制緩和があつたから日本の景気が悪くなつたわけではありませんが、その規制緩和の中心にいろいろ変わつていくといふのは、一つそういう部分も否定はしませんけれども、そういう分野もあるかも知れません。が、この骨太方針そのもので言われているのはもう少し根本的なことではないかというふうに思ふんです。

その点で、あつちこつち話が行くとあれなんでも、骨太方針に沿つて、先ほど言つた疑問点をお伺いしたいというふうには思ひます。これは骨太方針の頭のところに非常に簡潔に凝縮されて、なぜ構造改革をやれば景気がよくなるのかというのが書かれているんですね。

ちよつとここだけ短時間で読みますけれども、「創造的破壊」として、構造改革はその過程で痛みを伴うけれども、経済の潜在的供給力を高める。もう一つは、成長分野における潜在的需要を開花させる、眠っているものを開花させるわけですね。それが新しい民間の消費や投資を生み出すと。だから構造改革をやれば、「真の」と書いてありますけれども「景気回復」、これは中期的なという意味だと思ひますけれども、短期的な意味

じゃないと思ふんですが、景気回復するんだというふうなことが書かれています。

この理屈そのものが私よくわからないんで何度も竹中さんにも聞いたんですけど、例えば一つ目の言つておられるのは、構造改革をやれば経済の潜在的供給力が高まると書いてあるわけですね。高まるといふふうには書いてあります。二つ目には何が言いたいのかといひますと、構造改革といふのは新しい消費や投資を生み出す。つまり、この二つのことを主にこのパラグラフは言つておられるではないか。これは、ただここで言つておられるのはなくて、いろんなところで発言をされているのはこの二つに沿つて発言されているのではないかと思ひます。

例えば、一つ目の構造改革で経済の潜在的供給能力が高まるといふことですけれども、これは、この流れでいきますと、三つの過剰を日本経済は抱えていたと、過剰雇用と過剰設備と過剰債務と。これをきれいにさばりしていけば供給力が高まるんだというふうな流れですつと来て、この骨太方針になつておるんだと思ひます。

ですから、各企業が自分のところの生産性を上げるために過剰設備を廃棄したりリストラをやつたり、それで収益が上がるというのは、これはまあ別に証明なしに、実際そうなつていますからそれが見てもわかることなんですけれども、気をつけなきゃいけないのは、ここでよく言われております、五月の予算委員会でも麻生さん自身が竹中さんに確認までされたように、合成の誤謬ということですね。

今、実際にすさまじいリストラをやつておられますけれども、そういう企業はリストラをやつたり古い設備を廃棄して収益性は上がつておるんですけど、上がつておるんだけれども、これを日本じゅうの各企業が全部やり出せば、当然これはその需要が縮小してしまうわけですね。これもよく御存じだと思ひますけれども、合成の誤謬というの。その可能性が伴うわけですね、この供給力だけ、需要が低迷しているときに一生懸命会社

がそういう供給力を伸ばそうとやりますと。

この合成の誤謬の可能性について、これをどう防ぐか、あるいは起きていたらどうするか、これについてはいかがお考えでしょうか。

○副大臣(尾辻秀久君) 私、先日、経済学で合成の誤謬という言葉があるんだということを勉強いたしました。

私が理解いたしましたのは、もう少し平たく言うと、例えば我が家で私がもう今晚から飲むのをやめたと、こう言うとならば大変喜ぶ。しかし、それは我が家にとつては極めていいことでハッピーになることかもしれないけれども、日本全体でみんなが飲むことをやめたらどうなるんだと。それじゃ経済的に大変な事態が生じるだろうと、こういうことが合成の誤謬だというふうに教えられましたので、そのように理解してお答え申し上げますけれども、今、先生おっしゃったように、確かに合成の誤謬ということ、これはまた一方から考えなきゃならぬことだということは、私もそう思います。

ただ、ちよつとお答え申し上げますがすれ違ふのかもしれないけれども、その構造改革、私どもの認識は、もう待たなしにやらなきゃならぬところまで来てる。ちよつと表現が悪いのかもしれないけれども、そういうふうな追い詰められておる。ちよつとこの表現、財務省が必ずしもそういう認識かどうかということについては私も責任持てませんので、私の個人の表現だとお断りして申し上げますけれども、言うならば、そこまで追い詰められておる。だから、もうどうしてこれをまずやらないとならない、そういう認識で取りかかっている、こういうふうな御理解いただければと思うわけであります。

したがって、財政構造改革をやったら必ず何年か後にこうなるんだな、今そういう御議論のように思いますが、まず、逃げるわけじゃありませんけれども、私どもが申し上げたいのは、ここで構造改革をやらなかったら一体どういうことになるんだ、ここを実は心配いたしてお

るわけでございまして、このことについて先生も御案内のとおりでございますから、あえて私が申し上げることもないだろうと思うわけでございまして、その辺のすれ違いが少しあるのかなと思ひながら先生のお話を伺つておりましたということ率直に申し上げます。

○国務大臣(塩川正一郎君) 規制緩和をしたら潜在的供給力というものがあふれるのかと、どうなるのかというお話がございまして、これは裏から見ますと、需要があふてくるということと同義になつてくると思つております。

この一例をちよつと申し上げますと、例えば、住宅金融公庫の融資が大幅に変わりました。自民党が中心となつて、今百八万平米までですか、融資対象になりましたですね。そして、融資の金額も上がりました。これは大きい一つの改革ですね。

それから、マンションに対する規制を緩和いたしましたですね。その結果、どうしているかといつたら、都心に優秀ないい住宅がどんどん建つてきました。そうすると、この結果どうかといつたら、公共事業に頼つておつた建設業者は苦しいけれども、住宅とかマンションとかを手がけておつた、主としておつた業者は非常に大きく今飛躍しておるという、業界の中における大きい変化が起つてきております。こういうことが起こりまして、そして市民の方々はこれによつて裨益を受けておると思つております。

航空業界を見てもらいなさい。航空の規制を相当撤廃してまいりました。そうしたら、航空は非常に便利になつたし、料金も下がつたじやありませんか。それから、小売、物品の販売もそうございまして、それから飲食店の規制も緩和いたしました、二百九十円ですか、親子どんぶりじやないですか、何かあれ食べられるということになつてまいりましたし、そうしますと、やはり規制の緩和というものは方々に大きい影響を及ぼしております。

それで、さっきタクシーが困つていとおつ

しゃいました。私もそれよく知つています、私も運輸関係よく知つておりますので。しかしながら、一般市民はこれによつて喜んでるんです。物が安くなつたし便利になつたし、タクシーは幾らでもいつでも拾える。

要するに、何のために行政をやつておるかという、やっぱり国民が喜んでくれることをやるということ。国民が喜ばないことをやつたんでは行政は失敗でございますが、喜んでくれるんだつたら、そうすると、タクシー業者の苦しみをどうして緩和するかというのが、ここに政治が働いてくるといふことでございまして、だから、政治の裏表を両面で解決していくという努力をしなきゃならぬ、こう思つております。

○大門実紀史君 一々反論するとまた長くなりまして、ちよつと質問に戻つていただきたいと思ふですけれども。

合成の誤謬に陥ることをどう防ぐのか、どうするののかといったときに、感想だけ副大臣述べられただけで、その手だては何もないわけですからけれども、もう一つ私は、実際にこの間、リストラで大企業、特にITの電機の大企業やつていますよね、リストラ。それで、調査と意見交換ということとで回つたりしているんですけれども、これは私、直接行つたわけじゃありませんが、大阪で松下電器の本社に我が党のリストラの調査団が行つて話を伺つたんです。

〔委員長退席、理事円より子君着席〕

御存じのとおり、松下電器というのはもう大リストラの制度を設けて今やつていられるわけなんです、IT関連各企業やつていますけれども、それで、広報部長と話をしたときに、松下さんはそうやって自分のところの、ITパブルがはじけて、設備投資をやつて過ぎて、縮小するのでリストラをやつていられる。松下として収益を上げるためにやつていられるうけれども、みんながやり出したらこれは合成の誤謬になるんじゃないかという話をしたときに、広報部長さんが、それはそういう側面はありますと。だけれども、これは国の政策で

雇用を守れとかそういうふうな切りにかえてもらわないと、うちだけ、自分の会社だけリストラをやらないうことはできないんだというふうなことを言われているわけですよ。

私は、ですから、この間のすさまじいリストラ、今度は自動車もやると言つていますけれども、それそのものももう合成の誤謬を起しちゃつていられる。この間の失業率の推移を見ても、あるいは需給ギャップが十年ですごく拡大していますよね、十年で見れば。そういうものを考えますと、この合成の誤謬を今起こしているのではないかと今思ふに思ふんです。

もう一つは、もう待たなしなんだと言われましてけれども、例えば、ITの各企業がリストラをやつていますけれども、リストラをやらなきゃつづける会社は一つもないですよ。何千億と利益を出しているわけですから、つぶれるわけでもないんですよ。待たなしでもないんですよ。この国策といひますか、構造改革論というのは企業リストラもそのメニューの一つに入るわけですから、その中でそういうことが行われているというふうに私は思ふんです。

ですから、この合成の誤謬について何ら回答がないんですよ。どうなるかといつても何も回答がないし、それを防ぐ手だてもないし、起こつてしまふだろうということしかないわけですよ。それが小泉さんの構造改革論の、構造改革なくして景気回復なしという点の第一の問題点を抱えている。これに回答できない限り、その後需要が拡大するなんてあり得ないわけですよ、合成の誤謬に陥つた場合。あり得ないんですよ、合成の誤謬というのはそういう意味ですから。ですから、これは一つの問題点だというふうに思ひます。

二つ目は、今、塩川大臣が言われたこととも関連するんですけれども、つまりもう一つの、何と申しますか、構造改革をやる規制緩和も含めて潜在的な需要が開花するという二つ目のくくりがありますよね。それが新しい投資と消費を喚起するんだというふうに書いてあります。要するに、

構造改革をやれば新しい消費とか投資が生まれるんだ、総需要が拡大していくんだということだけれども、これも私、論理がはっきりしないといえますか、論理にすぎ間があるような気がしてならないんですよ。

例えば、一つの企業が不採算部門を切り捨ててリストラをやると。そのかわり、新しいこちらは成長する分野だと思つてそちらに投資をやると。これはわかりますよ、実際やつていますよね。これはわかります。新たな設備投資、その企業がふえるというのまでわかります。何でそれが新しい需要を、潜在的な需要を開花させるのかということですね。企業が見込んでやつて、必ずそれにこたえる、需要がついてくるという前提がないとそうならないわけですね。

これは、もう少し理解しようと思つてお話ししますと、要するに今の需要不足は、今需要が低迷しているのは、みんな新しく買いたいものがないからだ。欲しいサービスとか新しい商品がないから、そういうものを見れば潜在的な需要が開花して需要がふえるんだという理屈なら一つだけ成り立つんだというふうに思うんですが、そういうことですかね、この骨太で言われている潜在的な需要が開花していくというのはそういう意味ですか。

○国務大臣(塩川正太郎君) まさにそうですよ。○大門実紀史君 そうすると、今の需要不足の原因は、とにかくもうみんなが買いたいものがなくて、あるいは受けたサービスがなくてということですかね。そういうふうな需要不足の原因を政府としてとらえておられるということですか。○国務大臣(塩川正太郎君) そればかりじゃございません。いわゆる産業構造が変わつてきておるのに対応する、そういうものをしようと思ひましても、既往の設備の過大さ、私は今、世の中はすべて供給過大からきておると思うんです。古い施設が多過ぎる、これが不良資産になつてきておるんですけれども、そのために、新しいものをやりたいと思ひながら、なかなかそこへ踏み切

れないというのが実情でございまして、これが産業界、企業の努力と金融機関の努力が相マッチしていけない、そこに改革がおくられてきておると思つておりますが、しかし、そういういわゆる新産業に取り入つていった企業は非常に大きい収益を上げておりますし、また発展もしてきております。

(理事円より子君退席、委員長着席)

ですから、その新しいニーズにこたえていく努力をどこがするのか。これは政府がやるということでもできませんし、それを誘発していく努力は政府がやらなきゃいけません。企業自体がそこに目を覚めて向かつてくれることを私たちは歓迎いたしております。そのためには、ベンチャー企業の育成であるとかあるいは金融支援体制をとるとか、いろんな方策を講じておりまして、努力をしておるところであります。

○大門実紀史君 私は、今また話が今度は供給サイドに行つてしまいましたけれども、需要の話でいきますと、もしも今国民の需要不足、消費の低迷というのが、もう買いたいものがないということだつたら全くそのとおりになると。欲しいサービスが生まれればどんだお金を出していくということになると思ひますが、そうではないということに思ふんです。

仮に、今この骨太の論理についてお伺ひしているわけですが、需要低迷の今の主な原因が、そういう新しい商品とか新しいサービス、買いたいのがないんじゃないかと、例えば将来不安だとか雇用不安だとか、そういう将来の見通しが立たないから需要を控えているとしますと、それで需要が低迷しているとする、幾ら企業側が投資しても私は売れないと思ふんです。たとえ一つの商品が売れても全体として経済は伸びないと思ふんです。

例えば、携帯電話をよく竹中さんにも例に出されますけれども、携帯電話は、確かに携帯電話だけ見ればたくさん普及しましたよね。ところが、家計で見ますと、家計の調査を見ますと、携帯電話

で家計の通信費がふえて、これはその分ほかで節約しているわけですよ。子供が携帯電話を買つて電話代かかるといったら、お父さんの小遣い減らされたりしているわけですよ、簡単に言えば。家計全体で伸びていないわけですよ。そういうことが需要不足だといつた商品が売れても起こるということなんです、私が申し上げたいのは。

その点でいきますと、前提がもし違えば、さつき言ひました需要不足、需要低迷の原因が将来不安だとか先行き見通し立たないから消費を控えているんだとすれば、幾ら新しい商品、新しいサービス、新しい成長分野だと思つて投資しても、経済全体は伸びないし、需要も回復しないんじゃないですか。

○副大臣(尾辻秀久君) 国民の皆さんの消費マインドが起きない、その理由は何だということになりますと、今お話ししたいとおるすべてがやっぱり理由だろう、そういうふうに思ひます。そして、今お話しのように、将来に対する不安、これが大きな一つの要因になつておる、これはそのとおりだと思ひます。その国民の皆さんの不安の一番の原因というのは、やっぱり今日の国の置かれた財政的な状況、これにあるのではないかと、私もはそう思ひます。

したがって、その一番根本の不安を取り除かなければ消費マインドも起きてこない、そういうふうには判断いたしますと、まずはやっぱり一番大きな不安の部分である財政構造改革をきつちり行うということが必要なんだろう、私はそう思つております。

○大門実紀史君 今、財政構造改革のお話を聞いていますと、あれはありませぬ。経済全体の話をしていふんで、ちよつと絞つてお答えいただきたいというふうに思ひます。

例えば、成長分野に投資すれば必ずうまくいくというわけじゃないんですよ。この間のIT、電機各企業が、さつきも言ひましたけれども、これからはITだと、ITバブルというふうなことを見込んで過大な設備投資をやつて失敗だつた

と、見込み違ひだつたということで、経営者責任を棚上げにして今リストラやつていられるわけですよ。こんなことをやつたら、幾ら成長分野に投資したつて、またリストラやつていられるわけですから、必ずしもその成長分野への投資も、そんなに紙にかいたように、きれいごとといひますか、うまくいかない場合もいっぱいあるわけですよ。

だから、この二つの論理といひますか、不採算部門を切り捨ててリストラやれば収益上がるのはわかりますけれども、次に成長分野に投資すれば必ず需要が伸びる、必ず需要が開花されるんだというの、私、非常に論理の飛躍といひます。これはすき間があると思ふんです。そうなるためにはさつき言つた幾つかの条件がそろわなきゃいけない。それだつてどうなるかわからないう。つまり、構造改革やらないと景気回復なし、つまり構造改革をやれば中期的にも景気が回復しますという論理そのものが非常にあいまいなところを含んでいるし、下手すれば合成の誤謬なり、さつきの話を含めると悪くなる可能性だつてあると、私はその方が高いと思ひますけれども。それが今の、いろいろ言われて、余りだれも疑問を持たないといひますか、そうなのかなと思つていふような構造改革論ではないかというふうに思ひます。

今、将来不安の話も出ましたけれども、申し上げたいのは、構造改革なくして景気回復なしという、このスローガンといひますかメッセージといひますか、これそのものがやっぱり不確定要素あるいは心配要素をいっぱい含んでいるということ。私は国民の皆さんにはつきりと言ふべきだと。それを抜きに、あたかもよくなるようなイメージだけでやつていられるような気がして、これは後で大変なことになると。それを信じて国民の皆さんが小泉さんなり支持してやつて、何の保証もないわけですよ、私から言わせれば、中期的には、このメッセージといひますか、このテーゼそのものが。そういう点ではもうはつきりと、短期的には悪くなります、中期的にはわかりませんと言ふべ

きだと私は思います。

結局、この構造改革論そのものが、先ほど経済学の話を読まれたけれども、私もいろいろ読ましてもらいましたが、簡単に言えば、ミクロの会社経営学みたいな話を全体に広げているようなところがあるわけですね。これはマクロの観点で需要をどうするかと見ていかないと、一方的な、規制緩和すれば会社が頑張るみたいなことばかりの話になってしまおうというので、先ほどもありましたけれども、経済対策全体として需要をどうするのか、どうやって今の需要を支えながらやっていくのかという観点を持たないと大失敗するといふふうに思います。

将来不安の問題で一つだけ伺いたしますけれども、私は、この構造改革論、小泉さんの構造改革論そのものが、先ほど言われましたけれども、将来不安の要素いろいろあると、将来不安そのものを私はあおっているといふふうに思うんですね。

これはもう言うまでもありません。社会保障の医療改善、年金、どうなるかわからないと将来不安になってきますよね。企業もリストラをやって供給力を高めなさいと言われるわけですね。もう不良債権処理では失業、倒産がふえるわけですね。このメニューそのものが将来不安をあおる要素の方が多いといふふうに私は思います。

そういう点でいきますと、もう悪循環をやっているのではないかと。消費が低迷して、さらにこの構造改革というメッセージを出せばまた将来悪くなるんじゃないかといふふうに、こう悪循環に入っているといふふうに思えば、私は、何が何でもこの構造改革を進めれば景気回復が成るんだというところのものがもう崩れているといふふうに思っています。

先ほど将来不安のことがありましたので、一つだけ申し上げますが、そういう点で、この構造改革路線そのものが将来不安をあおって需要を低迷させているという点では、財務省がこの間、医療改善案を厚生省案よりもさらにきつい、負担が大

きい案を出されましたけれども、この中身はきょうは触れませんが、これは厚生労働でやるべきことです。そういう構造改革といふことでさらに将来不安をあおる、財務省自身がおおるということについて、需要低迷との関係でどういふふうにとらえておられるのか、最後に伺って、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(塩川正一郎君) 医療改革につきましても、何も財務省が不安をあおっているというより、厚生省から、概算要求のときに、そのときに十

四年度に向けて改革案を出す、こうおっしゃいました。それが九月の中旬に出てまいりまして、それに對しまして、財務省としてはなお検討して

いただきた点がかくかくしかじかございますから、これを検討してくださいということをもメモにいたしまして厚生労働省に提示したということでございます。あ、あれは決して、具体的にこうしろ、あるいはこうでなければ認めないという、そんなものではございませんで、論点を明記して提出したということでございます。

これをめぐりまして、これから両省間で意見のいろいろすり合わせが必要になってくると思ひますし、また当局、支払い側、それから医師側の方の意見も聞いていかなきゃならぬと思っております。

○大淵絹子君 まず、きょうは財務大臣に冒頭に。今、国会では、アメリカの同時テロに対して日本ではどう対応するかというところで法案の審議がなされておまして、きのう、おとといと二日間も塩川大臣も委員会に出席をされておられましたけれども、戦前から戦中、戦後、塩川財務大臣はずっと経験がなされてきておられる年代でございますが、今、財務大臣として自分がかわっている内閣において違憲の法律が成立されようとしている、このことについてどんなお考えをお持ちいらっしゃるのかなというのを私は聞いてみたいといふふうに前から思っておりますので、きょうは冒頭そのことから入らせてもらい

たいと思っています。

日本国憲法の九十九条には、最高法規として、「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と書かれています。憲法違反の法律をつくることはもろこの憲法九十九条に違反をするということになるわけでございます。私も国会議員の一人としてそうした義務を負っていることを深く認識をして今の法案審議にかかわっているわけでございますけれども、大臣として、閣僚として、この法案をつくるということに対してどういう心境をされておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(塩川正一郎君) 私も、昭和十八年、軍隊で行きまして、作戦にも参加したことがございますし、経験も持っております。でございますから、大淵さんが戦争を忌避しておられる、そして平和を望んでおられること以上に私たちはそれを望んでおることは事実でございます。

ですから、この憲法を違憲状態に置いてでも現在のテロ対策法案を成立させよう、そういう感情はもう全然ございませんで、それよりも、総理が言っておりますように、憲法の範囲内においてやっていくんだと。それじゃ、その憲法の範囲内というもののとり方が、政治家個々において、政治理念と、あるいは法解釈とによってそれぞれ違ふところ、いわゆるグレーゾーンのところがあるというところは総理自身も言っております。それは多少のずれ違いのあるところがあると思っております。

私たちは、憲法の前文に書いてあるような、やつぱりこの憲法を制定するときの精神、国際的な信念に、やつぱり誇り得る国をつくらうということでございます。こういうことが書いてございまして、「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」という、こういうことからいまして、やつぱり国際協力が必要であらうということとは間違いないと思ひます。これは大淵さんも賛成していただける。

それならば、その国際協力がどの範囲でできるかというたら、憲法の範囲内しかできないよと、こういうことでございまして、その憲法の範囲内ではをはめておこうというのが今回の法案でございます。だから、あの法案を逸脱した行為をするということは、ある場合には憲法違反の行為になるかも知れぬけれども、あの法案の範囲内で行動する場合は私は憲法違反にならないと思っております。

○大淵絹子君 P K O法案がつけられたとき、あるいは周辺事態法がつけられたときに、その今のテロ関連法案のところで踏み込んだ部分、いわゆるアメリカ軍の後方支援に当たる部分は憲法の規定でできないから盛り込むことができなかったという議論があるわけでございます。憲法そのものも変わっておりますし、そういう状況の中で、状況が変わったからといって憲法の違反にはならないというお考え、そのすき間の中に入るんだという塩川さんのお考えですけれども、私はそれは思わないわけでございます。戦争を経験されている大臣はもう少し慎重な御答弁がいただければかなと思ひましたけれども、まことに残念でございます。

九十八条には、憲法の条規に反する法律は、その全部または一部、その効力は有しないということも明快に書かれておまして、今度の法律が成立しても、憲法違反に当たる部分がある、その部分については効力を持たないということを私は申し上げておきたいといふふうに思っております。

それでは、補正予算についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

平成十三年度の補正予算の骨格というのが示されておりますけれども、その中で、改革先行プログラムの伴う歳出一兆円には、雇用対策、保育所の増設などを含んでいますが、雇用問題は非常に深刻な状態にございます。

平成十三年の政府の経済見通しの中でも、失業率の見通しは四・五％程度となっていました。

よ、当初。ところが、現在、実際には五%に達しておらず、その見通しを大幅に上回ってしまっているという状況ですが、この補正予算一兆円で、改革プログラムの予算一兆円を組むことによって失業率を当初の見通しのところまで下げることができるとかどうかわからないところからまずお聞かせをいただきたいと思っています。

○国務大臣(塩川正十郎君) 五%から引き下げたいということ、私達は目標にして努力しております。

そこで、私は、予算上、つまり国が支援する範囲ということも大事でございますけれども、なお同時に、やっぱり当事者、つまり使用者とそれから労働者側、この双方の努力も私は必要だろうと思っております。それが十分になされておるかといいましたら、私どもが見ておりますのは、まだまだ努力していただける段階はあるのではないかと思っております。

この前も私はNHKの討論会で申しましたように、リストラが行われるというときに、労使間でどこまで話を煮詰めてそのリストラを組合側が承諾されたのかということが全然わかっていない。一方的に会社はこれだけリストラだと言っているだけなんです。

私は、少なくとも財政上は責任を担いますので、その雇用上の問題は雇用予算を組む必要があつて各社に聞きました。そうしますと、新聞で、例えば日立製作所、二万人リストラと出ておりますけれども、これは中身を聞きましたら全然違う話になってきております。二万人じゃないんです。本当にリストラの対象になるのは四千名近くであつて、あとの方は配置転換なり職種を変わる。だから、一たんやめてその子会社に行くとかいう、それも全部リストラに入っておるといふことでございます。しかも、日立で言っていますのは、二年間でやるということ。

ナショナルに、松下に聞きました。松下も同様な話でございまして、そうであるとするならば、それをもう少ししっかりと丁寧に報道してもらつて

いうことがやっぱり大事だろう。二万人リストラ、一万五千人リストラと出ますが、まああつていつてびっくりしてしまふんですが、中身を、やっぱり何年間でどうなるんだと、その中身はこうなんだということを言ってもらわなきゃいかぬと思うんです。それと同時に、大淵さん、でなければ、組合がそう簡単に二万人のリストラ、オーケーなんて言っていないよ、それは。言っていないよ。

ですから、私は、その実態もつかむと。それで、そういうリストラに対して、焦眉のリストラに對してどういう措置を講じるかということが、労働省の方と相談いたしまして、今度補正を組んでセーフティーネットを強化しようというのが今度の予算の趣旨でございます。

○大淵絹子君 それで、その失業率を五%からどのぐらいに下げることができるとかという質問だったんですけれども。

○国務大臣(塩川正十郎君) どうも申しわけございません。ちょっとそれは、何パーセント下がるかといふことは想像つきませんけれども、少なくとも若干は下げたいと思っております。

○大淵絹子君 財務省がこういう補正予算を組むときには、当初目標に沿つてどのぐらいのことまでやりたいという思いでつくつていただかなければ、効果というものは極めて薄いのではないかと、うふうに思うわけですね。

テロ対策費と狂牛病対策で五百億円程度が見込まれているわけですが、国内の航空会社等への支援策について改めて二次補正の対応が必要なのではないかというふうな報道もなされておりますけれども、塩川大臣はどのように考えておられますか。

○副大臣(尾辻秀久君) 二次補正についてのお尋ねでございます。

我が国の景況につきましては、テロ事件の世界経済への影響など、先行き不透明であります。こうした状況にありましても、私どもは、先ほど来申し上げておりますように、構造改革を積極的

に推進していく必要があると考えております。今お話しするように、雇用対策に重点を置くほか、申し上げましたように、構造改革に直結し、かつ実施の緊急性の高い施策に絞り込むこととしたところでございます。これがまず今のお話でございます。

を、竹中大臣はこう言われてリッパサービスをしているけれども、財政担当の大臣が言われることによつてかなりインパクトは違ってくるというふうに思ひまして、そのプラス面、マイナス面がきちんと検証されていない段階で言われることは極めて不謹慎じゃないかなと思つて私は言わせないでいただきます。

そこで、二次補正でございますけれども、このような今申し上げたような補正予算の編成作業を進めておるところでございますので、お答え申し上げますと、二次補正については今のところ考えておりません。

それで、時間が大変なくなつて、きょうは大臣に、入るをはかつて出るを制する精神で財政の運営をしていきたいということを再三お聞きをしておりますので、出るを制する方の問題をひとつ具体的に一つ二つ指摘をしてみたいというふうにしてあります。

○大淵絹子君 国債発行三十兆円の枠の中で、本年度はこの一次補正でおさまっているけれども、来年度予算編成で三十兆円を超えることができないという総理の公約とも言ふべき問題ですから、そうすると、その足りない部分について二次補正で補てんをしてつくつておけば十五カ月予算というふうなことができないのではないかと、うふうなことも取りざたをされておりました、大変懸念をしておりますけれども、二次補正、今考えておらないということでございますので、そういう一次補正で何とかよい方向が見えるように頑張つていただきたいというふうに思います。

きょうは経済産業省に来ていただいておりますけれども、今、私たち公共事業チェックの会で問題にしております柏崎刈羽原発の電源三法交付金にかかるラビカ問題というのについて、十月一日、経済産業省は報告書を出しましたけれども、この報告書を出してきた経過について手短かに教えていただけますか。

もう一点、きょう読売新聞を見ましたら、塩川財務大臣が「デノミ」検討してみたらどうかという、こういう困み記事がありますが、私はわからないから聞くんですけれども、デノミを実施をするのとどれほどの経済効果が見込まれて、日本の経済がどんなふうによくなつていくのかというのを具体的にちよつと短く教えていただけませんか。

○政府参考人(迎陽一君) お答え申し上げます。新潟県の刈羽村におきまして、生涯学習センター、通称ラビカと言われておりますけれども、この建設が平成七年から平成十年度まで行われました。これにつきまして、電源立地促進対策交付金として総事業費六十二億円のうち五十七億円を交付いたしました次第でございます。

○国務大臣(塩川正十郎君) これはなかなか難しいこととして、見込みが立たぬから、私は、アイデアとしてすばらしいけれども十分に検討しなさいいかなぬというのを言っているんです、そこで。そう言つたんです。

しかるに、昨年になりました、当該施設については設計に見合わない工事が行われていたのではないかと、こういうふうな地元からの御指摘等ございまして、村当局あるいは村議会あるいは衆議院の調査局におきましても予備調査をなされたところでございます。

○大淵絹子君 日本の財政とか金融にとつてデノミ政策を実施するかしらないかというのは極めて重要な問題だと思ふのです。そういう重要な問題

それで、私も経済産業省といたしましても、交付金の交付金額の確定の検査等が適正であつたかどうか、こういった点につきまして村から報告の徴収を受けますとか、あるいは建築の専門家に実際にできた建物を精査していただくというふうな形で調査をしてまいつたわけでございます。こ

れを踏まえまして今月の一日に調査報告書を私どももまとめたわけでございますけれども、この施設のうち、茶道館という部分につきましては、交付目的に沿った修復、やり直し等の措置が必要ではないかと。それから本館部分全体の工事については、一億六千万程度の事業費の圧縮が適当ではないかというふうな報告書をまとめ、公表いたしましたとともに、現在、会計検査院の方にも御報告申し上げているという次第でございます。

○大淵絹子君 大臣、この問題が発覚したのは、一枚、見積書では十二万八千円の量で、実際には一万円に満たない量が入っていたんです。それは実際に茶道館というところなんですけれども、それだけではございませんで、もうありとあらゆるところに不正の建築が行われておりまして、地元からも、あるいは私たち国会議員も何度も調査に入って、経済産業省に交付金の交付状態がおかしいじゃないかということを再三指摘をしてようやくここまで動いてきているんですが、今、一億六千万円と言いましたけれども、とてもそんなものにとどまっている額ではないと私たちは積算をしています。

そこで、会計検査院にお伺いをいたしますけれども、この問題について会計検査院はこれから先どういうふうになさろうとされているのか。私たちは、十一月に出されます会計検査報告にきちんと載せていただいて、そして対応してほしいということを願っているわけですが、そのことについてお答えください。

○説明員(田谷智彦君) 本件につきましては、問題が大変ふくそうしております上に、関係書類等の不備等がございまして事態の解明に大変時間を要したわけでございますけれども、可能な限り問題点を整理いたしまして、現在、平成十三年次の検査報告を取りまとめますけれども、この中に検査の結果をきちんと御報告したいと思っております。

○大淵絹子君 ありがとうございます。今、計もう一つ、出るを制する方なんです、今、計

画が調査段階というか、調査継続が行われている。す清津川ダムについてなんですけれども、計画発表から平成十二年度までに使われた調査費総額、それから平成十三年度単年では幾らになっているのか、そして、どのような調査が行われてきたのかというところを国土交通省にお伺いいたします。

○政府参考人(竹村公太郎君) お答えいたします。先生御承知のように、新潟平野は大変水はけが悪い平野でございまして、縄文時代はほとんど海でございまして。そこに大穀倉地帯ができたわけでございまして、大変水はけが悪いということで水害が幾度たび起こっております。その水害を防止するために清津川ダムが現在調査中でございます。

現在までの累計の支出額は五十二億円。内容でございまして、調査の関係で二十八億円、そして、営繕または職員がそこでするので、職員の給料等を入れますと二十四億円ということで、調査が二十八億円の内容でございまして。その調査の内容は、環境調査、地質・地形調査、測量等の調査でございまして、十三年度の予算額は八億円でございます。十四年度も、私も現在概算要求額は財政当局に八億円を要求してございまして。

○大淵絹子君 こういう状況でございまして、計画から今日まで何一つなされていないのにもう既に五十二億円、十三年度予算で八億円でもう六十億円です。そしてその上に、来年の調査費と称して八億円というようなことが今概算要求されておる状況でございます。

ダムの建設については、昨年、自民党さんの見直し勧告の中で廃止が一度うたわれましたけれども、地元、国会議員等々の強い要請があったということ、もう一度再調査をしようというところで、今専門委員会が立ち上げられておりまして、その専門委員会の皆さんで検討が進められている状況でございます。

私たちも先日調査に入っておりますけれども、どこにこの六十億というようなお金が使われ

てきたのかというのが全くわからないような状況になっておりまして、むだ遣いの典型とも言える、そして、これから先もさらに調査と称して何年も何年も八億円とか十億円とかというようなお金が流されていくのではないかと懸念をしております。水の問題は極めて大事な問題で、いろんな多岐の問題があるので今この時間のない中では申せませんが、出るを制するということ、大臣の考え方からすると、こうしたむだの一つ、額は国の予算全体からすれば少額かもしれないけれども、しかし一つ一つとめていかなければならぬ、そして一つ一つとめていかなければならぬ、出るを制することにはならないのではないかと、思っています。竹村局長には、その調査をした調査報告について私に資料を出していただきますように委員長に要求をしておきたいと思っております。

大臣には、こうした出るを制するというような、きょうはたまた二つしか事例が申し上げられませんが、むだに使われている税金について何かお考えがあれば聞かせてください。

○委員長(山下八洲夫君) じゃ、簡潔にお願いします。

○国務大臣(塩川正一郎君) 私は以前からこのことを思っておりまして、それで、大臣に就任いたしましたして早々、五月に主計局の主計官を集めました、それぞれ担当のところで配分した予算が実情どのように使われているかということ調査せよということ、地方財務局と主計官が共同で調査いたしました。そういう点が二、三上がつてきております。

それらにつきましては個々に指導いたしております。そういうことをチェックしていくことによつて今後の予防に大きく役立つと思っております。来年度も再来年度もこれを連続して継続して、くるように希望しております。

○平野達男君 自由党の平野達男でございます。きょうの質問の最後でございまして、今までのなされた議論と重複するところがあるかもしれませんが、御容赦願います。

まず一番目なんです、日銀はことし六月、通貨及び金融の調節に関する報告書を出しました。御承知のように、金融緩和と政策の中で、今まで日銀は日銀当座預金の量をふやすということを主体として金融緩和と政策をやつてまいりましたけれども、この報告書の中では、資金を文字どおりじゃぶじゃぶに供給しなかなかな伝わっていない状況が続いている、このような状況のもとでは物価の下落傾向を金融緩和だけで食い止めることは難しいということを、先ほど日銀総裁もこういった旨の発言をされておりましたが、こういった報告になつております。これを讀みますと、こういうふうに言っています、なおかつ不良債権の処理、需要の創出に向けた税制面の改革、政府財政支出の見直しなど構造改革をやらなければならないというふうに締めくくられております。

これを見ますと、日銀としては、持っている施策については既に相当程度のことばやつた、ある意味ではもうやり尽くした、これから景気回復については構造改革だということ、これは政府側にげたを預けたという報告書になっているのか、なというふうにとりましたけれども、大臣、どのような御感想を持っておられたでしょうか。これは金融庁に質問通告したと思つたんですが、金融庁でよかったんでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 日本銀行のいわゆる金融政策、マクロの金融政策ですけれども、これはもう本当に量的にも、今、委員御指摘のように、銀行の日銀に対する当座預金の残高を非常に、実際資金繰り上必要なものの倍とか、あるいはそれ以上とかというように積むことができるような、そういうオペレーションをしてくれていると。

他方、金利的にも、公定歩合あるいはその他の金利におきまして、これ市場金利ですが、そういうものについても、本当にもはや限目的とも言えるようなレベルに低下せしめていると、こういうような状況だと考えております。あとは、先ほど来お話のあったいわゆるインフレーターゲット論

いわばアナウンスメントエフェクトをねらうというようなことしか残っていないのではないかと、いうようなことが取りざたされているわけではございません。私も、この日本銀行の主張というものが、私には理解をされているわけではございません。

他方、先ほど日本銀行総裁はおっしゃっていましたけれども、銀行までにはお金が行っているけれども、それがそこで止まってしまっている、あるいは豚積みというような格好で、今御指摘になられたような当座預金の残高に全く金利も何も払われずに積みまわっているとか、あるいは逆に国債を買ってしまうような格好で運用されているにどまつて、企業の段階、普通の事業会社あるいは家計、こういうようなところに流れていっていないというところが金融の仲介機能云々と言われているところに指摘されている点でございまして、企業、私も、私どもも見る限りでは、正直言って、企業の資金繰りであるとか、あるいは銀行の貸し出し態度において非常にタイトになっているというようなデータはございません。

では、そういうふうな資金繰りの観点あるいは企業の貸し出し態度に対する見方というものが、そういうものであるにもかかわらず貸し出しが伸びないのとは何かといったら、あと残っているのはもう資金需要しかないわけではございまして、やっぱり資金需要が非常に弱いという状況だということに私も考えているわけではございます。

それにはどうしたらいいか、資金需要を出すにはどうしたらいいかといえ、これは実体経済がもつと活発になることが必要だというふうに考えているわけでありまして、私も、私どもとしては、不良債権処理を初めとする構造改革、これを推進するというのが真つ当な政策の割り当てとなるだろうと、このように考えてそれを推進している次第であります。

○平野達男君 先ほどの議論にもございましたけれども、平成十四年度の編成に当たっては国債発行三十兆円の枠は堅持すると。入りをはかりて出るを制するですか、ということと三十兆円という

枠組みをセットすれば、当然税制の見合いで支出の枠組みも決まってくるという意味において新たなシーリングみたいなものが出てくるということとで、先ほどの議論の中で、そういうふうな設定をすれば、私はやっぱりこれはもう景気対策としての財政出動としての手段というものは、放棄という言葉が強いけれども、少なくともこれ以上の国債を発行して出るデメリットが、国債を発行してまで積極的財政に転じるメリットよりもデメリットの方が大きいというふうな判断したのかなというふうにとりましますし、いよいよもつてそうだとすると、今の景気対策のブレークスルー、これを突破するために構造改革しかないんだというふうな認識せざるを得ないわけではございません。

そこで、構造改革を進めるに当たっての現状の経済の認識なんでもありますが、今その構造改革、私も全体像のその構造改革がどういう形で進むのかというのにはまだよくわからないんですが、どうもいろいろ総合しますと、例えば金融機関につきましましてはいろいろな法律を整備したりして金融改革を進めるんだということになっていますが、どうも周りの条件は、いろんな条件は整備するけれども基本的には金融機関の自主的な再建に期待をするんだという、どちらかというと緩い穏やかな方法がとられているような感じがします。

その一方で、もう今の経済状況はそんなのきなこと言っていられないんだ、もう非常に緊迫した状況になっているんだ、むしろ銀行のそういう経済の自浄能力に期待するんではなくて、公的資金をばらばらばらばら投入して政府なりがどんな経営そのものにも介入したらどうだ、そうしなければブレークスルーというのはないんじゃないかというふうな、そういう意見もあります。そういう意見に対して柳澤大臣はどのような考えを持っておられるでしょうか。

○副大臣(村田吉隆君) 今、委員は、非常事態である、それをどうやって回避していくのかと、こういう御質問でございました。私どもといたしましては、先ごろ改革先行プロ

グラムの中間取りまとめというものをまとめまして、その中でも、金融庁関連部分の具体的施策として、一つは証券市場の構造改革、それから不良債権処理の強化と金融の活性化という項目を立てまして金融システム改革を進めていくということをやった次第であります。

その中で、不良債権の最終処理でございましてけれども、これは我々、自己査定、そして外部監査を通じて金融機関が自主的にその債権を評価する。その後、金融庁が事後的な検査を行う。その後で銀行法に基づく、自己資本に問題があるというところ、その他の銀行法上の問題があれば改善命令を出すということ、そういうことを通じまして金融機関の構造改革あるいは不良債権の処理を進めていくという一連のスキームに従ってやっていく。ただ、市場におきまして、市場のいろんな評価というものをできるだけ反映させるといふこととから特別検査というものを導入したらどうかというところでこれをやり始めた、こういうことでもあります。

不良債権の最終処理でございましてけれども、金融機関の収益力を向上させる、あるいは非効率な企業部門への効率化を図ると、こういうことで経営資源を成長分野に効率的に流れることを進めていくということでもあります。

それから、我が国の経済といいますが、これが間接金融に依存し過ぎているということから、これも証券市場の改革を通じて直接金融の方に動かしていくと、こういうことをねらっているわけでもあります。

○平野達男君 何をやろうとしているかという具体策をお聞きしたんじゃなくて、今の状況をどのように考えているかということとをちょっとお聞きしたかったわけですが。

今、短期金利がもう極端にゼロに近くなつていて、それでも景気の出がなくなつていて、あのケインズが流動性のわなという、リクイディティートラップという言葉を使って、これ以上金利が下げられない状況、一般の市民にとつてみれば

は通貨を持っていた方が投資するよりはもうずっと楽だ、いいというふうな状況をリクイディティートラップというふうな言葉で言っていて、かつ、デプレッション、大恐慌になったときには、もうこれを脱出するときには政府の思い切った支出しかないというふうなことを言っていて、実際やってみては、私、教科書ではそれでTV Aとか何かで効果があったというふうな教えられたんですが、どうも最近では、それは効果がなくて、あのデプレッションそのものの脱出というのはもう戦争しかなかったんじゃないかというふうな、戦争の効果だったというふうな説もあるようです。

何を言いたいのかといいますが、今の状況は、日銀も今は流動性のわなに陥っているというふうな認識をしています。だけれども、まだデフレスパラルにも入っていないし恐慌にもまだ入っていない。だけれども、今、そういう局面に直面して構造政策をやるうとして。だけれども、構造政策自体が、本当にそれが成功するかどうか、これもよくわからない。だけれども、これを一歩誤りますと、これが本当にデフレスパラルという中に入つていつて恐慌という状況になってしまうと、今でさえ私はこういう不況の脱出ができてなくて四苦八苦しているときに、実は私は何にも手段がなくなつてしまふんじゃないかと、そういう危機意識というものを鋭く持つておく必要があるのかなというふうな思っているわけでは

す。そういう中で、今までの議論を聞きますと、例えばインフレーションゲティングもだめだ、もうそれは採用できない、それから積極財政もだめだ。私も積極財政については非常に危機の念を持っているんですが、今の構造改革だけで、今のスキームだけでこれを乗り切るといふふうな安易な、安易というか、そういうふうな安堵しているものかどううか。そういうことに対しての危機の念を持っております。今のこの状況を、何かの指標でもつてある一定の枠を超えたらまた別な政策に入らんだというふうな、そういう二重の方式とい

いますか、縦深陣地といいますが、そういった方策をとる必要があるんじゃないかというふうに考えますが、何かコメントがあればお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(塩川正一郎君) それは大いに議論のあるところでございます。心配されると。そこに私はどうするかというこの政治決定が一番大事なことだと思っております。

私たちは、やっぱり構造改革を進めるということに選択をいたしました。その理由は何かということ、現在、日本の経済が閉塞状態にあります。これは、あらゆる面で自由な活動を制限されてきていることになっております。先ほど例に出しました携帯電話の例をとるまでもなく、今度はNTT自体の経営のあり方につきましても、もっとこれをオープンにすることによって新しい需要を開拓してくれるんじゃないかということが思われますので、したがって、これは時間ございませんで申し上げられませんが、私たちは、経済構造を改革していくこと、そして財政においても財政構造を改革することによって新しい時代に対する刺激が起ってくる、その刺激が大事なんだと思っております。

○平野達男君 ちよつと次の質問に移らせていただきますが、先ほど柳澤大臣が銀行の貸し出しの姿勢についてということでコメントしていただきましたので、もうあれで答えになるのかなという気はするんですが。

先般も日銀総裁に同じような質問をさせていただきましたけれども、いわゆるバブルのときに、私が聞いてきた話では、もう銀行というのは、土地がどんどん値上がりしていますから、貸し出し物件を審査するときにはもうほとんど何も、極端な話をすればなくてももうほとんどほとんど貸し出しができた、いわゆる担保がしっかり、裏づけがあるために貸し出しが安心してできたという状況にあったと思います。

今、御承知のように、土地はどんどん値下がりしている。そういった中で銀行が、そういったバ

ブルの中での貸し出しでそういった状況を経験していますから、どうもその審査能力が本当に大丈夫なのか。片方で確かに、BISの導入とか不良債権の処理とか、そちらの方に努力を割かなければならないということもありますけれども、銀行のいわゆる姿勢が本当に大丈夫なのかというように懸念を持っておりますけれども、柳澤大臣はどのように考えておられるでしょうか、とらえておられるでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、委員がお話しになられたことはある意味で当たっているわけでありまして。バブル期に担保主義が行き着くところまで行き着いたというか、要するに審査部門なんというのはいくら要らないじゃないかといううなことで、これを本当に廃止してしまつた銀行すらあらわれたと、こういうことが事実としてあつたようございまして。私もそれを聞いております。

これはどういうことかという、貸し出しに当たつて、本来金利等に反映させるべき信用リスクというものを担保でカバーをしてしまつたということになるわけございまして、そうすると、Aに對する貸し出し、Bに對する貸し出し、ともに信用リスクの部分は担保でカバーされちゃいますから、実際の事業の信用力といううなものに差があるにもかかわらず、金利は同じといううなことが起こつてしまつたということであるわけですね。

そういうことが行われた結果、そういう担保による信用リスクのカバーということが今非常に難しくなつたということの中で、審査能力といううな、いわば情報能力ですが、この情報能力の再構築をしなければいけないということになつてきたし、またその情報でつかんだ信用リスクというものを金利に反映させなければならぬ、こういううなことが現実から要請されているというところに来ていてわけございまして、このあたりは私もなかなか言いにくいところがあるんですが、じゃ、審査機能というものをそこまで軽視してしまつた期間というものがあるのぐらいあつ

たんだと。

そうすると、その経過後、いややはり審査能力は、審査部門は必要なんだといつて再構築したときに、そういう人材というのがそんなに調達するのが難しいのか、あるいは再興するのが難しいのか。なかなか判断の難しいところでございますけれども、今、懸命にその再構築を図つておられるということが現状かというふうに思っております。

○平野達男君 時間がなくなつてまいりましたので関連してちよつと質問したいんですけれども、今、土地の価格がどんどん下がつてきている。一説によると土地本位制という言葉がございまして、これも、土地が基礎となつて金融がございましてきたと。今はその土地の本位制が崩れているというふうに言われていて、土地にかわる担保物件というんでしょか、そういったものがあるでしようか。それはどのようにお考えになつておられるでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) かつての土地が持つていたような担保力、あるいは金本位制といううなものでも本位という言葉があらわしていただやうな、そういう力がほかに何かあるかと言われれば、私はないということだろうと思つております。

○平野達男君 ほかには何か通告しておりますけれども、時間になりましたから、これは次回に譲らせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(山下八洲夫君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(山下八洲夫君) 次に、銀行法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。

なお、本案は衆議院において修正議決されましたので、この修正部分につきましてあわせて政府から説明を聴取いたします。柳澤金融担当大臣。

○国務大臣(柳澤伯夫君) ただいま議題となりました銀行法等の一部を改正する法律案につきまして

て、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昨今、金融業以外の事業会社による銀行業への参入の動きが本格化してきていること等、銀行業、保険業その他の金融業を取り巻く社会経済情勢は著しく変化してきております。

このような状況のもと、銀行等の株主に関する制度の整備を行うとともに、金融における新たなビジネスモデルに対応した環境整備を行うことにより、銀行等の健全かつ適切な経営を確保し、その信認の向上を図りつつ、我が国金融の活性化を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、銀行等の経営の健全性確保の観点から、銀行等の発行済み株式の五％を超える株式の所有者については、その株式所有に關して届け出ることとするともに、原則二〇％以上の株式の所有者については、銀行経営等に對する実質的な影響力に着目して主要株主と位置づけ、株式所有の目的や財務面の健全性等に基づいて、あらかじめ認可を受けることとしております。これらの株主に關しましては、特に必要な場合における報告等の徴求や立入検査等、適切な監督の仕組みを設けることとしており、また五〇％を超える株式を所有する主要株主に對し、特に必要があると認めるときは、銀行等の経営の健全性確保のための措置を求め得ることとしております。

第二に、金融における新たなビジネスモデルに対応した環境整備を図るため、銀行の営業所の設置等について、認可制を原則届け出制に改めるとともに、銀行、保険会社及び協同組織金融機関について、子会社における従属業務と金融関連業務の兼営を認めるなど、所要の制度整備を行うこととしております。

以上が銀行法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

なお、本法律案は衆議院において一部修正され

しておりますが、その概要は次のとおりであります。

原案では、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正等の規定の施行期日が平成十三年十月一日となっておりますが、これを公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に改めることとされております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山下八洲夫君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

十月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、相続税法の緊急改正に関する請願(第二二号)

一、消費税についての税率3%への引下げ、医療の非課税化等に関する請願(第二八号)

第二二号 平成十三年十月五日受理

相続税法の緊急改正に関する請願

請願者 埼玉県新座市野寺一ノ三ノ一九

野島秀夫

紹介議員 浜田卓二郎君

相続税の納税に当たり延納を許可されたが、バブル崩壊により地価は下落し、土地取引も激減したため、相続税の担保となつてゐる土地の売却により相続税を支払うことが困難となつてゐる。また、平成六年の法改正により、相続税の延納の許可を受けた個人の延納税額についての物納の特例規定の適用を受ける権利があつたにもかかわらず、申請期限がわずか六箇月間と短期間の上、周知が不十分であつたために適用を受けることができなかった。さらに、滞納税額を減らすために担保順位の変更を税務署に申請したが、明白な理由

も示されないまま延納許可が取り消されるといった処分を受けている。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、平成六年に改正された相続税の延納について物納への切替を認めた旧租税特別措置法第七十条の十の特例規定を復活させ、適用すること。

二、将来的には延納の手続、許可及び変更を定めた相続税法第三十九条の規定を改正し、「地価の下落があるような場合には、いつでも物納が許可される」旨を加えること。

三、換価の困難な土地等その他の財産が相続税の課税対象となつてゐることに鑑み、延納許可の取消し、延納期間の短縮等、税務署長の裁量権限を定めた相続税法第三十九条第六項及び第七項の規定を削除すること。

第二八号 平成十三年十月十日受理

消費税についての税率3%への引下げ、医療の非課税化等に関する請願

請願者 名古屋市中区正徳町三ノ二四須崎 崎紘 外八百十八名

紹介議員 小池 晃君

消費税率の5%への引上げ以来、不況は更に深刻化し、収入が大きく減少するだけでなく、失業や倒産も増大している。しかし、政府・与党は大規模公共事業や大銀行救済のために巨額の税金を投入し、大企業に対する減税を行う一方、福祉の切捨てなど国民の暮らしを犠牲にする政治を続けている。そのうえ、財政破綻のつけを国民に押し付けようと消費税率の引上げを検討している。また、消費税の福祉目的税化は社会保障を抑制し、更なる税率の引上げにつながるものであり容認できない。景気を回復させ日本経済を再建するには、個人消費を増やし家計を直接あたためることが必要である。消費税の減税は消費を直接拡大するだけでなく、受診や売上げの減少に加え消費税を転嫁できないという二重の困難に置かれてゐる医療機関や中小業者を援助するといった観点から

も最も有効な景気対策である。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、消費税の大幅増税を行わないこと。

二、消費税率を3%に引き下げること。

三、医療についてはすべて非課税とすること。

十月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

「第七章の二 銀行持株会社

第一節 通則(第五十二條の二―第五十二條の四)

第二節 業務及び子会社等(第五十二條の五―第五十二條の九)

第三節 監督(第五十二條の十―第五十二條の十四)

第四節 雑則(第五十二條の十五―第五十二條の十八)

第五節 雑則(第五十二條の十九―第五十二條の二十)

目次

五十二條の二―第五十二條の八)

要株主に係る特例

(第五十二條の九―第五十二條の十)

(第五十二條の十一―第五十二條の十五)

(第五十二條の十六)

株会社に係る特例

(第五十二條の十七―第五十二條の二十)

及び子会社等(第五十二條の二十一―第五十二條の二十五)

(第五十二條の二十六―第五十二條の三十)

(第五十二條の三十一―第五十二條の三十四)

(第五十二條の三十五)

第二條第六項中「に限る」の下に「。以下この

條、第三條の二、第七章の二及び第八章において同じ」を加え、同條第七項中「に限る」の下に

「。以下この條、第三條の二及び第七章の二か

ら第九章までにおいて同じ」を加え、同條第十

一項中「第五十二條の二第一項」を「第五十二條

の十七第一項」に改め、同項を同條第十三項と

し、同條第十項を同條第十二項とし、同條第九

一、銀行法等の一部を改正する法律案(第百五十一回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

銀行法等の一部を改正する法律案

銀行法等の一部を改正する法律

(銀行法の一部改正)

第一條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の

一部を次のように改める。

「第七章の二 株主

第一節 通則(第

第二節 銀行主

第一款 通則

第二款 監督

第三款 雑則

第四款 銀行持

第一款 通則

第二款 業務

第三款 監督

第四款 監督

第五款 雑則

項中「前項」を「第八項又は前項」に改め、「会社」の下に「又は株式の所有者」を加え、「当該会社に」を「当該会社若しくは当該株式の所有者に」に、「当該会社が」を「当該会社又は当該株式の所有者が」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 この法律において「主要株主基準値」とは、発行済株式の総数の百分の二十(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の株式の所有者である場合にあつては、百分の十五)をいう。

10 この法律において「銀行主要株主」とは、銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者(他人(仮設人を含む)の名義をもつて所有する者を含む。以下同じ)であつて、第五十二条の九第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の銀行の株式の所有者とみなして、第七章の二第一節及び第二節、第八章並びに第九章の規定を適用する。

一 法人でない団体(法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る)。当該法人でない団体の名義をもつて所有される銀行の株式の数

二 内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社(次号において「連結基準対象会社」という。)であつて、その連結する会社その他の法人(前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。)のうちに銀行を含むもののうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社。当該会社の当該銀行に対する実質的な影響力を表すものとして

内閣府令で定めるところにより計算される数

三 連結基準対象会社以外の会社等(銀行の株式の所有者である会社等に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く)が会社等集団(当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を所有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ)に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の所有する一の銀行の株式の数を合算した数(以下この号及び次号において「会社等集団所有株式数」という。)が当該銀行の主要株主基準値以上の数である会社等集団(以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。)である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の所有者である会社等が不在会社等。当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

四 特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等。当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

五 銀行の株式の所有者である会社等(第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ)に係る議決権の過半数の所有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等がそれぞれ所有する一の銀行の株式の数当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数を合算した数(当該個人が当該銀行の株式の所有者である場合にあつては、当該合算した数

に当該個人が所有する当該銀行の株式の数を加算した数。以下この号において「合算株式数」という。)が当該銀行の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者。当該個人に係る合算株式数

六 銀行の株式の所有者(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ)のうち、その所有する当該銀行の株式の数当該株式の所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数とその共同所有者(銀行の株式の所有者が、当該銀行の株式の他の所有者(前各号に掲げる者を含む)と共同して当該株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該銀行の株主としての議決権その他の権利を行使することとを合意している場合における当該他の所有者(当該株式の所有者が第二号に掲げる会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該株式の所有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該株式の所有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等を除き、当該株式の所有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む)をいう)の所有する当該銀行の株式の数(当該共同所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数を合算した数(以下この号において「共同所有株式数」という。)が当該銀行の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者。共同所有株式数

七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者。銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

2 第二条第十一項の規定は、前項各号の場合

において同項各号に掲げる者が所有するものとみなされる株式及び株式又は議決権の所有者が所有する株式又は議決権について準用する。

第四条第二項第三号を削る。

第七条の次に次の一条を加える。

(取締役の適格性)

第七条の二 銀行の常務に従事する取締役は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

第八条中「支店」を「日本において支店」に、「の認可を受けなければ」を「届け出なければ」に、「代理店」を「日本において代理店」に改め、同条に次の二項を加える。

2 銀行は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。外国において代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

3 銀行は、代理店を設置しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十二条の二第二項中「銀行は、前項に規定する業務以外の業務に関しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか」を「前項及び他の法律に定めるもののほか、銀行は」に改める。

第十三条第一項中「第五十二条の六第一項」を「第五十二条の二第二項」に改める。

第十三条の二中「銀行の子会社」の下に、「当該銀行の銀行主要株主を加える。

第十六条第二項中「無人の営業所」の下に「において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合」を加え、「定める営業所」を「定める場

合に改める。
第十六条の二第二項第八号を次のように改める。

八 次に掲げる業務を専ら営む会社(イ)に掲げる業務を営む会社にあつては主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

第十六条の二第二項第九号を削り、同項第十号中「次条第七項第二号」を「次条第七項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準

株式数等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項第五号ロ及び第六号ロ中「前項第十一号」を「前項第十号」に改め、同条第四項中「から第九号まで又は第十一号」を「から第八号まで又は第十号」に改め、「主として当該銀行の営む業務のために」を削り、「第七項」を「以下この項及び第七項」に、「を営んでいる会社」を「又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)」に改め、同条第七項中「銀行の一の子会社」を削る。

第十六条の三第一項中「に掲げる会社、同項第八号に掲げる会社(特定従属会社を除く。）」並びに同項第九号及び第十一号」を、第八号及び第十号」に改め、同条第七項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「第二項第九号」を「第二項第十一項」に改める。

第十七条の二を削る。

第四十七条の見出しを「(外国銀行の免許等)」に改め、同条第一項中「支店又は代理店の代表者を定めて、当該支店又は代理店ごとに」を「外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店又は代理店(以下この章において「主たる外国銀行支店」という。を定めて」に改め、同条第二項中「当該免許に係る支店又は代理店を銀行とみなし、当該銀行とみなされた支店又は代理店(以下「外国銀行支店」という。の代表者を当該を「その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所又は代理店(以下この章において「従たる外国銀行支店」という。)(以下この章において「外国銀行支店」と総称する。を「一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行と

みなされた」に改め、「第六条の下に」、第八条第一項及び第二項を加え、「第十七条の二」を削り、「第二項並びに第三項、第五十五条第二項並びに第五十六条第六号及び第七号」を「並びに第二項から第四項まで、第五十五条第二項及び第三項並びに第五十六条第五号から第九号まで」に改める。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(従たる外国銀行支店の設置等)

第四十七条の二 外国銀行支店は、従たる外国銀行支店の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第四十八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第四十九条に次の一項を加える。

2 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 主たる外国銀行支店又は従たる外国銀行支店の位置の変更をしようとするとき(内閣府令で定める場合を除く。)

二 従たる外国銀行支店(支店でない営業所を除く。以下この号において同じ。)を主たる外国銀行支店とし、主たる外国銀行支店を従たる外国銀行支店としようとするとき。

三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第五十条の見出しを「(外国銀行に対する免許の失効)」に改め、同条中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に、「同条の」を「同項の」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改め、「した外国銀行支店に係る」の下に「外国銀行に対する」を加える。

第五十一条第一項各号中「に係る」の下に「外国銀行に対する」を加える。

第五十二条第一項中「(外国銀行の下に)」(外国銀行が外国銀行支店を設けている場合は、当該外国銀行支店。以下この条において同じ。)」を加える。

「第七章の二 銀行持株会社」を「第七章の二 株主に改める。

第七章の二第一節から第五節までの節名を削る。

第五十二条の二十を削る。

第五十二条の十九第四項中「第五十二条の三第一項」を「第五十二条の十八第一項」に改め、同条を第七章の二中第五十二条の三十五とし、同条の前に次の款名を付する。

第五款 雑則

第五十二条の十八第一項及び第二項中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第七項」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第七項」に改め、同項第三号中「第五十二条の二第三項ただし書」を「第五十二条の十七第三項ただし書」に改め、同項第四号中「第五十二条の二第二項」を「第五十二条の十七第七項」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第五十二条の三十四とする。

3 前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がなお銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であるときは、当該措置を講じた日を第五十二条の九第二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

第五十二条の十七を第五十二条の三十三とし、第五十二条の十六を第五十二条の三十二とし、第五十二条の十五を第五十二条の三十一とし、同条の前に次の款名を付する。

第四款 監督

第五十二条の十四を第五十二条の三十とし、第五十二条の十一から第五十二条の十三までを十六条ずつ繰り下げ、第五十二条の十を第五十

二条の二十六とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款 経理

第五十二条の九中「この章を」の節に改め、同条を第五十二条の二十五とする。

第五十二条の八第四項第一号及び第二号中「第五十二条の二第二項を」を「第五十二条の二第三項に改め、同項第三号中「第五十二条の二第三項ただし書を」を「第五十二条の十七第三項ただし書に改め、同項第五号中「第五十二条の十九第一項を」を「第五十二条の三十五第一項に改め、同項第六号中「第五十二条の十九第二項を」を「第五十二条の三十五第二項に改め、同項第七号中「第五十二条の十九第三項を」を「第五十二条の三十五第三項に改め、同条第八項中「第二条第九項を」を「第二条第十一項に改め、同条を第五十二条の二十四とする。

第五十二条の七第三項中「第五十二条の十九第一項を」を「第五十二条の三十五第一項に改め、同条を第五十二条の二十三とする。

第五十二条の六を第五十二条の二十二とする。

第五十二条の五第一項中「第五十二条の七第一項各号」を「第五十二条の二十三第一項各号」に改め、同条を第五十二条の二十一とする。

第五十二条の四を第五十二条の十九とし、同条の次に次の一条及び款名を加える。

(銀行主要株主に係る規定の準用)

第五十二条の二十 第五十二条の十六の規定は、銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものについて準用する。

第二款 業務及び子会社等

第五十二条の三を第五十二条の十八とする。

第五十二条の二第三項中「この項の下に」及び第五項を加え、同条に次の一項を加える。

5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつた会社若しくは

くは銀行を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社である会社に対し、銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第三節 銀行持株会社に係る特例

第一款 通則

第七章の二に第一節及び第二節として次の二節を加える。

第一節 通則

(銀行等の株式所有に係る届出書の提出)

第五十二条の二 一の銀行の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の銀行持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(第五十二条の九において「国等」という)を除く。以下この章及び第九章において「銀行株式大量所有者」という)は、内閣府令で定めるところにより、銀行株式大量所有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ)以内に所有する株式の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合に於ては、内閣府令で定める日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書(以下この章において「銀行株式所有届出書」という)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 株式所有割合(銀行株式大量所有者の所有する当該銀行株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である銀行又は銀行持株会社の株式の数、当該銀行又は当該銀行持株会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この章において同じ。)に関する事項、取得資金に関する事項、所有の目的そ

の他の銀行又は銀行持株会社の株式の所有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合においては、その資本金額出資総額を含む)及びその代表者の氏名

四 事業を行つてゐるときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類

2 第二条第十一項の規定は、前項の場合において銀行株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(銀行株式所有届出書に関する変更報告書の提出)

第五十二条の三 銀行株式大量所有者は、一の銀行の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の銀行持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者となつた日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合(株式所有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る)には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る報告書(以下この条及び次条において「変更報告書」という)を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、株式所有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株式所有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2 株式所有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株式を譲渡したものであるとして政令で定める基準に該当する場合においては、内閣府令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

3 銀行株式所有届出書又は変更報告書(以下

この節において「提出書類」という)を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていない当該提出書類の提出と同時に内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 提出書類を提出した者は、当該提出書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 第二条第十一項の規定は、第一項及び第二項の場合において銀行株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(銀行株式所有届出書等に関する特例)

第五十二条の四 銀行、証券会社、信託会社その他の内閣府令で定める者のうち基準日を内閣総理大臣に届け出た者が所有する株式で当該株式の発行者である銀行又は銀行持株会社の営業活動を支配することを所有の目的としないもの(株式所有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例対象株式」という)に係る銀行株式所有届出書は、第五十二条の二第一項の規定にかかわらず、株式所有割合が初めて百分の五を超える数となつた基準日における当該株式の所有状況に関する事項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 特例対象株式に係る変更報告書(当該株式が特例対象株式以外の株式になる場合の変更に係るものを除く)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大

臣に提出しなければならない。

一 前項の銀行株式所有届出書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該銀行株式所有届出書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の同項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

二 当該銀行株式所有届出書に係る基準日の属する月の後の月の末日において株式所有割合が大幅に増加し又は減少した場合として内閣府令で定める基準に該当することとなつた場合 当該末日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該変更報告書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の前項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

3 前二項の基準日とは、第一項に規定する内閣府令で定める者が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

4 第二条第十一項の規定は、第一項及び第二項の場合において銀行株式大量所有者が所有する特例対象株式について準用する。

(訂正報告書の提出命令)

第五十二条の五 内閣総理大臣は、第五十二条の二第一項、第五十二条の三第一項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提出書類の提出を受けた場合において、当該提出書類に形式上の不備があり、又は当該提出書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、当該提出書類の提出をした者に対し、訂

正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第五十二条の六 内閣総理大臣は、提出書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(銀行株式大量所有者による報告又は資料の提出)

第五十二条の七 内閣総理大臣は、提出書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該提出書類を提出した銀行株式大量所有者に対し、当該提出書類に記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行株式大量所有者に対する立入検査)

第五十二条の八 内閣総理大臣は、提出書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該職員に当該提出書類を提出した銀行株式大量所有者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該提出書類に記載すべき事

項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関し質問させ、又は当該銀行株式大量所有者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二節 銀行主要株主に係る特例

第一款 通則

(銀行主要株主に係る認可等)

第五十二条の九 次に掲げる取引若しくは行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になろうとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(国等並びに第五十二条の十七第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び銀行を子会社としようとする銀行持株会社を除く)は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該株式の所有者になろうとする者による銀行の株式の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く)。

二 当該株式の所有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第四条第一項の免許の取得。

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者(国等並びに銀行持株会社及び第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第六十五条において「特定主要株主」という)は、当該事由の生じた日の属する当該銀行の営業

年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者若しくは銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である者に対し、当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第五十二条の十 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者(以下この条において「申請者」という)が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあっては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この

号において「法人申請者等」という。)による銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社(子会社となる会社を含む。)の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況(当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。)に照らして、当該申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、銀行の業務の公共性に關し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第二款 監督

(銀行主要株主に対する報告又は資料の提出)

第五十二条の十一 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である銀行主要株主に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行主要株主に対する立入検査)

第五十二条の十二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である銀行主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行主要株主の業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は当該銀行主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(銀行主要株主に対する措置命令)

第五十二条の十三 内閣総理大臣は、銀行主要株主が第五十二条の十各号に掲げる基準(当該銀行主要株主に係る第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可に第五十二条第一項の規定に基づく条件が付されている場合に於ては、当該条件を含む。)に適合しなくなつたときは、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合さ

せるために必要な措置をとるべき旨の命令を出すことができる。

(銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二条の十四 内閣総理大臣は、銀行主要株主(銀行の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者に限る。以下この条において同じ。)の業務又は財産の状況銀行主要株主が会社その他の法人である場合に於ては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。)に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があると認めるときは、当該銀行主要株主がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(銀行主要株主に係る認可の取消し等)

第五十二条の十五 内閣総理大臣は、銀行主要株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該銀行主要株主の第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された

会社その他の法人である銀行主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 銀行主要株主は、前項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三款 雑則

(外国銀行主要株主に対する法律の適用関係)

第五十二条の十六 銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつて外国人又は外国法人であるもの(以下この条において「外国銀行主要株主」という。)に対しこの法律を適用する場合における特例及び技術的読替えその他外国銀行主要株主に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第一項第二号中「第十号」を「第九号」に改め、同項第七号中「議決権のあるものに限る。」を削り、「百分の五十」を「百分の五」に、「議決権のあるものに限る。次項において同じ。」が一の会社(銀行及び銀行持株会社を除く。)を「一の株主」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 銀行主要株主(銀行主要株主であつた者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第五十二条の九第一項の認可に係る銀行主要株主になつたとき又は当該認可に係る銀行主要株主として設立されたとき。

二 銀行の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者となつたとき。

三 銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)

四 銀行の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者でなくなつたとき

(前号及び次号の場合を除く。)

五 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。))。

六 その発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第五十三條第三項第一号中「第五十二條の二第一項を」第五十二條の十七第一項に改め、同項第三号中「第五十二條の七第一項第七号を」第五十二條の二十三第一項第七号に、「第五十二條の十九第一項を」第五十二條の三十五第一項に改め、同項第四号中「第五十二條の十九第二項を」第五十二條の三十五第二項に、「第五十二條の七第三項を」第五十二條の二十三第三項に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

第五十三條次に次の一項を加える。

四 第二條第十一項の規定は、第一項第七号、第二項第六号及び前項第八号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなつた銀行、銀行主要株主又は銀行持株会社の株式について準用する。

第五十五條第一項中「銀行又は」を「銀行、銀行主要株主第五十二條の九第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。又は」に、「第五十二條の二第一項を」第五十二條の十七第一項に改め、同条第二項中「前項を」第一項に、「第五十二條の二第一項を」第五十二條の十七第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

二 前項に規定するもののほか、第五十二條の

九第一項又は第二項ただし書の認可(以下この項において「主要株主認可」という。)については、当該主要株主認可に係る銀行主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る銀行を子会社とするについて第五十二條の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第五十二條の二十三第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

第五十六條第四号中「外国銀行支店に係る」を「外国銀行に対する」に改め、同条第八号中「第五十二條の二第一項又は」第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二條の十七第一項若しくは第二項に改め、同条第九号とし、同条第七号中「第五十二條の十八第三項を」第五十二條の三十四第四項に改め、同条第八号とし、同条第六号中「第五十二條の十八第一項を」第五十二條の三十四第一項に改め、同条第五号中「第五十二條の十八第二項を」第五十二條の三十四第二項に、「第五十二條の二第一項」を「第五十二條の十七第一項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十二條の十五第一項の規定により第五十二條の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消したとき。

第五十七條の二第一号中「第五十二條の十八第一項若しくは第三項を」第五十二條の三十四第一項若しくは第四項に改める。

第五十七條の三第二号中「第五十二條の二第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二條の十九第一項を」第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二條の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二條の三十五第一項に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第二十六條第一項、第二十七條、第五十

二條の五、第五十二條の六、第五十二條の九第四項、第五十二條の十三、第五十二條の十四、第五十二條の十五第一項、第五十二條の十七第五項、第五十二條の三十三第三項若しくは第三項又は第五十二條の三十三第四第一項若しくは第四項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

第五十七條の三第五号を次のように改める。

五 第五十二條の十五第一項の規定による第五十二條の九第一項若しくは第二項ただし書の認可の取消し又は第五十二條の三十四第一項の規定による第五十二條の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し

第五十七條の四第二項中「において、銀行」の下に、「銀行主要株主」を加える。

第六十一條の二中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第五十二條の二第一項を」第五十二條の十七第一項に改め、同条第二号中「第五十二條の二第三項を」第五十二條の十七第三項に改め、同条第三号中「第五十二條の十八第二項を」第五十二條の十七第五項の規定による命令に違反して銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第五十二條の三十四第二項に改める。

第六十二條中「第五十二條の十八第一項若しくは第三項を」第五十二條の三十四第一項若しくは第四項に改める。

第六十三條中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号中「第五十二條の十一」を「第五十二條の二十七」に改め、同条第二号の二中「第五十二條の十二」を「第五十二條の二十八」に改め、同条第一号の三中「第五十二條の十三第一項を」第五十二條の二十九第一項に改め、同条第二号中「若しくは第五十二條の十五第一項を」第五十二條の七、第五十二條の十一若しくは第五十二條の三十一第一項に改め、同条第三号中「若しくは第五十二條の十六第一項を」第五十二條の八第一項、第五十二條の十二第二項若しくは第五十二條の三十二第二

一項に改め、同条第七号中「第五十二條の十八第一項を」第五十二條の三十四第一項に改め、同条第八号中「第五十二條の二第一項を」第五十二條の十七第一項に改める。

第六十五條中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、「若しくは支配人」の下に、「銀行株式大量所有者(銀行株式大量所有者が銀行株式大量所有者でなくなつた場合における当該銀行株式大量所有者(第三條の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第十四号を除き、以下この条において同じ。)であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、銀行主要株主(銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、特定主要株主(特定主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含む。特定主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)を加え、同条第一号中「又は第八号を」

第八号第二項又は第四十七條の二に改め、同条第二号中「第五十二條の四第一項を」第五十二條の十九第一項に改め、同条第三号中「第五十二條の五第一項を」第五十二條の二十一第一項に改め、同条第四号中「第十六條を」第八條第一項、第十六條に、「第五十三條第一項若しくは第三項を」第五十三條第一項から第三項までに改め、同条第五号中「第五十二條の七第一項を」第五十二條の二十三第一項に、「第五十二條の八第一項を」第五十二條の二十四第一項に改め、同条第七号中「第五十二條の八第一項を」第五十二條の二十四第三項に改め、同条第八号中「第五十二條の八第三項を」第五十二條の二十四第三項に改め、同条第十号中「若

しくは第五十二条の十七第一項の「を」を、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の「に」を、若しくは第五十二条の十七第一項若しくは第三項を、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項若しくは第五十二条の三十三第一項若しくは第三項に改め、同条第十二号を削り、同条第十三号中「第四十八条第二項」を「第四十八条」に改め、同条を同条第十二号とし、同条の次に次の一号を加える。

十三 第五十二条の二第一項、第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二条の四第一項若しくは第二項、第五十二条の五、第五十二条の六、第五十二条の九第三項若しくは第五十二条の十七第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

第六十五条第十四号を次のように改める。

十四 第五十二条の九第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつたとき又は銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人を設立したとき。

第六十五条第十六号中「第八条」を「第八条第二項」に、「第五十二条の七第三項」を「第四十七条の二、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第三項」に、「第五十二条の十九第一項」を「第五十二条の三十五第一項」に改め、同条を同条第十八号とし、同条第十五号中「第五十二条の七第三項」を「第五十二条の二十三第三項」に改め、同条を同条第十七号とし、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五 第五十二条の九第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者

であつたとき。

十六 第五十二条の九第四項の規定による命令に違反して銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき又は第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

(長期信用銀行法の一部改正)

第二条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第八号を次のように改める。

八 次に掲げる業務を専ら営む会社(イ)に掲げる業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとす。ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式議決権のあるものに限る。以下同じ。又は持分(以下「株式等」という。)を当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該

長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有するもの、それぞれ限るものとする。イ 従属業務

ロ 金融関連業務

第十三条の二第一項第九号を削り、同項第十号中「基準株式数等」を「第十七条において準用する銀行法第十六条の三第一項「銀行等」による株式の取得等の制限」に規定する基準株式数等」に改め、同条を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「に限り」の下に、「第十六条の二第一項において同じ」を加え、同条第四項第五号ロ及び第六号ロ中「第一項第十一号」を「第一項第十号」に改め、同条第六項中「から第九号まで又は第十一号」を「から第八号まで又は第十号」に改め、「主として当該長期信用銀行の営む業務のために」を削り、「第九項」を「以下この項及び第九項」に、「を営んでいる会社」を「又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限り。)」に改め、同条第九項中「長期信用銀行の一の子会社」を削る。

第十六条の二第三項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

五 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた会社若しくは長期信用銀行を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただ

し書の認可を受けることなく猶予期限日後も長期信用銀行を子会社とする持株会社である会社に対し、長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第十六条の二の前の見出しを削り、同条を第十六条の二の四とし、同条の前に見出しとして「(長期信用銀行持株会社に係る認可等)」を付する。

第十六条の次に次の三条を加える。

(長期信用銀行等の株式所有に係る届出書の提出)

第十六条の二 一の長期信用銀行の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の長期信用銀行持株会社(第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者(他人(仮設人を含む。)の名義をもつて所有する者を含む。以下同じ。)(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(次条において「国等」という。)を除く。以下「長期信用銀行株式大量所有者」という。は、内閣府令で定めるところにより、長期信用銀行株式大量所有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。)以内(所有する株式の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内)に、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 株式所有割合(長期信用銀行株式大量所有者の所有する当該長期信用銀行株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の株式の数を、当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行持株会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。)に関する事項、取得資金に

銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者に係るものにあつては長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者についてを加える。

第二十條第一項中「又は長期信用銀行持株会社(第十六条の二第二項)を、長期信用銀行主要株主(第十六条の二の二第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む)又は長期信用銀行持株会社(第十六条の二の四第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書の認可(以下この項において「主要株主認可」という。)については、当該主要株主認可に係る長期信用銀行主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る長期信用銀行を子会社とすることに於いて第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書若しくは第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

第二十三條の二中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同条第二号中「第十六条の二第三項」を「第十六条の二の四第三項」に改め、同条第三号中「第十六条の二」を「第十六条の二の四第五項の規定による命令に違反して長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第十七条に、第十五条の二の十八第二項」を「第十五条の二の三十四第二項」に改める。

第二十四條中「第五十二條の十八第一項若しくは第三項」を「第五十二條の三十四第一項若しくは第四項」に改める。

第二十五條中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改め、同条第三号中「第五十二條の十一」を「第五十二條の二十七」に改め、同条第三号の二中「第五十二條の十二」を「第五十二條の二十八」に改め、同条第三号の三中「第五十二條の十三第一項」を「第五十二條の二十九第一項」に改め、同条第四号中「若しくは第五十二條の十五第一項」を「第五十二條の七、第五十二條の十一若しくは第五十二條の三十一第一項」に改め、同条第五号中「若しくは第五十二條の十六第一項」を「第五十二條の八第一項、第五十二條の十二第一項若しくは第五十二條の三十二第一項」に改め、同条第八号中「第五十二條の十八第一項」を「第五十二條の三十四第一項」に改める。

第二十七條中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、「若しくは清算人」の下に「長期信用銀行株式大量所有者(長期信用銀行株式大量所有者が長期信用銀行株式大量所有者でなくなつた場合における当該長期信用銀行株式大量所有者であつた者を含む、長期信用銀行株式大量所有者が法人(銀行法第三條の二第一項第一号(定義等)に掲げる法人でない団体を含む。第四号の二を除き、以下この条において同じ。)であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、長期信用銀行主要株主(長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主であつた者を含む、長期信用銀行主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、特定主要株主(特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含む、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)」を加え、同条第

一号中「第五十二條の五第一項」を「第五十二條の二十一第一項」に改め、同条第二号中「銀行法」の下に「第八條第一項」を加え、「第五十三條第一項若しくは第三項」を「第五十三條第一項から第三項まで」に改め、同条第三号中「第五十二條の八第一項」を「第五十二條の二十四第一項」に改め、同条第四号の次に次の三号を加える。

四の二 第十六条の二の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつたとき又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人を設立したとき。

四の三 第十六条の二の二第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

四の四 第十六条の二の二第四項の規定による命令に違反して長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき又は銀行法第五十二條の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

第二十七條第五号を次のように改める。

五 第十六条の二第一項 第十六条の二の二

第三項若しくは第十六条の二の四第二項若しくは第四項の規定若しくは銀行法第五十二條の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二條の四第一項若しくは第二項、第五十二條の五若しくは第五十二條の六の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

第二十七條第七号中「を含む」若しくは「を含む」を「第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは」に、「第八條」を「第八條第二項」に、「第五十二條の十九第一項」を「第五十二條の三十五第一項」に改め、同条第八号中「第八條」を「第八條第二項」に改め、同条第九号中「第五十二條の四第一項」を「第五十二條の十九第一項」に改め、同条第十号中「第五十二條の二十四第一項」に改め、同条第十一号中「第五十二條の八第三項」を「第五十二條の二十四第三項」に改め、同条第十三号中「若しくは第五十二條の十七第一項」を「第五十二條の十四第一項若しくは第五十二條の三十三第一項の」に、「若しくは第五十二條の十七第一項若しくは第三項」を「第五十二條の十三、第五十二條の十四、第五十二條の十五第一項若しくは第五十二條の三十三第一項若しくは第三項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第三條 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条

「第十章の二 保険持株会社」

第一節 通則(第二百七十一條の三・第二百七十一條の四)

第二節 業務及び子会社(第二百七十一條の五・第二百七十一條の六)

第三節 經理(第二百七十一條の七・第二百七十一條の八)

第四節 監督(第二百七十一條の十一・第二百七十一條の十二)

第五節 雜則(第二百七十一條の十五・第二百七十一條の十六)

「第十章の二 株主

第一節 通則(第二百七十一条の三―第二百七十一条の九)

第二節 保険主要株主に係る特例

第一款 通則(第二百七十一条の十―第二百七十一条の十一)

第二款 監督(第二百七十一条の十二―第二百七十一条の十六)

第三款 雑則(第二百七十一条の十七)

第三節 保険持株会社に係る特例

第一款 通則(第二百七十一条の十八―第二百七十一条の二十)

第二款 業務及び子会社(第二百七十一条の二十一―第二百七十一条の二十二)

第三款 経理(第二百七十一条の二十三―第二百七十一条の二十六)

第四款 監督(第二百七十一条の二十七―第二百七十一条の三十)

第五款 雑則(第二百七十一条の三十一)

第四節 雑則(第二百七十一条の三十二―第二百七十一条の三十三)

に改める。

第二条第十一項から第十五項までを次のように改める。

11 この法律において「発行済株式の総数等」とは、会社の発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この条、次条、第二百二十七条及び第二編第十章の二において同じ。)の総数又は出資の総額をいい、「株式等」とは、株式議決権のあるものに限る。以下この条、次条、第二百二十七条、第二編第十章の二及び第三百三十三条において同じ。又は持分をいう。

12 この法律において「子会社」とは、会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

13 この法律において「主要株主基準値」とは、発行済株式の総数の百分の二十(会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当

する者が当該会社の株式の所有者である場合にあっては、百分の十五)をいう。

14 この法律において「保険主要株主」とは、保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者(他人(仮設人を含む。)の名義をもって所有する者を含む。以下同じ。)であつて、第二百七十一条の十第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

15 第十二項又は前項の場合において、会社又は株式の所有者が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社若しくは当該株式の所有者に指図を行うことができるものに限る。)その他内閣府令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社又は当該株式の所有者が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの(内閣府令で定める株式等を除く。)を含むものとする。

第二条第十六項中「であつて、第二百七十一条の三第一項を(私的独占の禁止及び公正取引

引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第三項(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)であつて、第二百七十一条の十八第一項に改め、第一編中同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の保険会社の株式の所有者とみなして、第二編第十章の二第一節及び第二節並びに第十一章、第四編並びに第五編の規定を適用する。

一 法人でない団体(法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。) 当該法人でない団体の名義をもって所有される保険会社の株式の数

二 内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社(次号において「連結基準対象会社」という。)であつて、その連結する会社その他の法人(前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。)のうちに保険会社を含むもののうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社 当該会社の当該保険会社に対する実質的な影響力を表すも

のとして内閣府令で定めるところにより計算される数

三 連結基準対象会社以外の会社等(保険会社の株式の所有者である会社等)に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く。)が会社等集団(当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を所有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。)に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の所有する一の保険会社の株式の数を合算した数(以下この号及び次号において「会社等集団所有株式数」という。)が当該保険会社の主要株主基準値以上の数である会社等集団(以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。)である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の所有者である会社等がない会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

四 特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

五 保険会社の株式の所有者である会社等(第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。)に係る議決権の過半数の所有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等がそれぞれ所有する一の保険会社の株式の数(当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(当該個人が当該保険会社の株式の所有者である場合にあっては、当

該合算した数に当該個人が所有する当該保険会社の株式の数を加算した数。以下この号において「合算株式数」という。が当該保険会社の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者。当該個人に係る合算株式数

六 保険会社の株式の所有者(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)

のうち、その所有する当該保険会社の株式の数(当該株式の所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)とその共同所有者(保険会社の株式の所有者が、当該保険会社の株式の他の所有者(前各号に掲げる者を含む。))と共同して当該株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該保険会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の所有者(当該株式の所有者が第二号に掲げる会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該株式の所有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該株式の所有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等を除き、当該株式の所有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。)をいう。の所有する当該保険会社の株式の数(当該共同所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(以下この号において「共同所有株式数」という。が当該保険会社の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者。共同所有株式数

七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者。保険会社に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

る。以下この号において同じ。)

2 前条第十五項の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が所有するものとみなされる株式及び株式又は議決権の所有者が所有する株式又は議決権について準用する。第二編第一章中第八条の次に次の一条を加える。

(取締役の適格性)
第八条の二 保険会社の常務に従事する取締役は、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

第八十六条第五項を次のように改める。
5 相互会社は、組織変更計画書において、次に掲げる事項(第九十二条の七各号又は第九十二条の九第一項各号に掲げる事項を記載するときは、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一 組織変更後の株式会社の資本の額
二 組織変更後に発行する株式の総数及び額面株式を発行するときは、一株の金額
三 社員に対する割当てにより発行する株式の総数及び額面又は無額面の別並びに発行価額

四 社員に対する株式の割当てに関する事項
五 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に關し内閣府令で定める事項

六 組織変更後における保険契約者の権利に關する事項
七 組織変更剰余金額に関する事項
八 組織変更をする時期その他内閣府令で定める事項

「当該保険会社の保険主要株主」を加える。
第九次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲

げる業務を営む会社にあつては主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が銀行専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専門関連業務を営む会社(銀行専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。)

イ 従属業務
ロ 金融関連業務
第百六条第一項第十号を削り、同項第十一号中「次条第七項第二号」を「次条第七項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同条第二項第五号ロ及び第六号ロ中「前項第十二号」を「前項第十

号」に改め、同条第四項中「から第十号まで又は第十二号」を「から第九号まで又は第十一号」に改め、「主として当該保険会社の行う業務のために」を削り、「第七項」を「以下この項及び第七項」に、「を営んでいる会社」を「又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)」に改め、同条第七項中「、保険会社の一の子会社」を削る。

第百七条第一項中「に掲げる会社、同項第九号に掲げる会社(特定従属会社を除く。))並びに同項第十号及び第十二号」を「、第九号及び第十一号」に改め、同条第七項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「第二條第十四項」を「第二條第十五項」に改める。

第百二十二条の二を削る。
第百二十七条第二号中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。
第百二十七条に次の一項を加える。

2 第二條第十五項の規定は、前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなつた保険会社の株式について準用する。
第百四十一條第二項第二号及び第二百六十八條第六項中「第二百七十一條の三第一項」を「第二百七十一條の十八第一項」に改める。
第二百七十一條の六第二項第一号中「、第二百七十一條の二」を削る。
「第十章の二 保険持株会社」を「第十章の二 株主」に改める。
第十章の二第一節から第五節までの節名を削

る。

第二百七十一条の十八中「第二百七十一条の第三項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第十章の二中第二百七十一条の三十三とする。

第二百七十一条の十第一項の認可について次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項ただし書の認可について第二号又は第三号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。

一 当該認可があつた日から六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき（やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認があつたときを除く。）。

二 当該認可に係る保険主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき。

三 当該認可に係る保険主要株主が当該認可に係る保険会社を子会社とすることについて第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可を受けたとき。

第二百七十一条の十七第一号中「第二百七十一条の第三項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同条第三号中「第二百七十一条の六第一項各号」を「第二百七十一条の二十二第一項各号」に、「第二百七十一条の十五第一項」を「第二百七十一条の三十一第一項」に改め、同条第四号中「第二百七十一条の十五第二項」を「第二百七十一条の三十一第二項」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

第二百七十一条の十七を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

保険主要株主（保険主要株主であつた者を

含む）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十一条の十第一項の認可に係る保険主要株主になつたとき又は当該認可に係る保険主要株主として設立されたとき。

二 保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者となつたとき。

三 保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。

四 保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者でなくなつたとき（前号及び次号の場合を除く。）。

五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

六 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

第二百七十一条の十七に次の一項を加える。

3 第二項第十五項の規定は、第一項第六号及び前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなつた保険主要株主又は保険持株会社の株式について準用する。

第二百七十一条の十七を第二百七十一条の三十二とし、同条の前に次の節名を付する。

第四節 雑則

第二百七十一条の十六を削る。

第二百七十一条の十五第四項中「第二百七十一条の四第一項」を「第二百七十一条の十九第一項」に改め、同条を第二百七十一条の三十一と

し、同条の前に次の款名を付する。

第五款 雑則

第二百七十一条の十四第一項及び第二項中「第二百七十一条の第三項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「第二百七十一条の第三項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同条第三号中「第二百七十一条の第三項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同条第四号中「第二百七十一条の第三項」を「第二百七十一条の十八第一項」に改め、同条を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第二百七十一条の三十三とする。

3 前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がなお保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であるときは、当該措置を講じた日を第二百七十一条の十第二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

第二百七十一条の十三を第二百七十一条の二十九とし、第二百七十一条の十二を第二百七十一条の二十八とし、第二百七十一条の十一を第二百七十一条の二十七とし、同条の前に次の款名を付する。

第四款 監督

第二百七十一条の十を第二百七十一条の二十六とし、第二百七十一条の九を第二百七十一条の二十五とする。

第二百七十一条の八第一項中「この節及び次節」を「この款及び次款」に改め、同条を第二百七十一条の二十四とする。

第二百七十一条の七を第二百七十一条の二十三とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款 経理

第二百七十一条の六第六項中「第二項第十一項」を「第二項第十三項」に改め、同条を第二百七十一条の二十二とする。

第二百七十一条の五を第二百七十一条の二十

一とする。

第二百七十一条の四第一項第三号中「第二百七十一条の六第三項各号」を「第二百七十一条の二十二第三項各号」に改め、同条を第二百七十一条の十九とし、同条の次に次の一条及び款名を加える。

（保険主要株主に係る規定の準用）

第二百七十一条の二十 第二百七十一条の十七の規定は、保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものについて準用する。

第二款 業務及び子会社

第二百七十一条の第三項中「この項の下に及び第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になつた会社若しくは保険会社を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も保険会社を子会社とする持株会社である会社に対し、保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第二百七十一条の三を第二百七十一条の十八とし、同条の前に次の節名及び款名を付する。

第三節 保険持株会社に係る特例

第一款 通則

第十章の二に第一節及び第二節として次の二節を加える。

第一節 通則

（保険会社等の株式所有に係る届出書の提出）
第二百七十一条の三 一の保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の保険持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者（国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人第二百七十一条の十において「国等」という。）を除く。以下この章及び第三百

三十三条において「保険株式大量所有者」というのは、内閣府令で定めるところにより、保険株式大量所有者となつた日から五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ。）以内（所有する株式の数の増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内）に、次に掲げる事項を記載した届出書（以下この章において「保険株式所有届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 株式所有割合（保険株式大量所有者の所有する当該保険株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である保険会社又は保険持株会社の株式の数を、当該保険会社又は当該保険持株会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この章において同じ。）に関する事項、取得資金に関する事項、所有の目的その他の保険会社又は保険持株会社の株式の所有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項
 - 二 商号、名称又は氏名及び住所
 - 三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。）及びその代表者の氏名
 - 四 事業を行っているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類
 - 2 第二条第十五項の規定は、前項の場合において保険株式大量所有者が所有する株式について準用する。
- （保険株式所有届出書に関する変更報告書の提出）
- 第二百七十一条の四 保険株式大量所有者は、一の保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の保険持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者となつた日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合（株式所有

割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る報告書（以下この条及び次条において「変更報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、株式所有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株式所有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

- 2 株式所有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株式を譲渡したものとして政令で定める基準に該当する場合においては、内閣府令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。
 - 3 保険株式所有届出書又は変更報告書（以下この節において「提出書類」という。）を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていない当該提出書類の提出と同時に内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - 4 提出書類を提出した者は、当該提出書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - 5 第二条第十五項の規定は、第一項及び第二項の場合において保険株式大量所有者が所有する株式について準用する。
- （保険株式所有届出書等に関する特例）
- 第二百七十一条の五 銀行、証券会社、信託会社その他の内閣府令で定める者のうち基準日を内閣総理大臣に届け出た者が所有する株式

で当該株式の発行者である保険会社又は保険持株会社の事業活動を支配することを所有の目的とし、ないもの（株式所有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例対象株式」という。）に係る保険株式所有届出書は、第二百七十一条の三第一項の規定にかかわらず、株式所有割合が初めて百分の五を超える数となつた基準日における当該株式の所有状況に関する事項であつて、内閣府令で定めるところを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 特例対象株式に係る変更報告書（当該株式が特例対象株式以外の株式になる場合の変更に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 前項の保険株式所有届出書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該保険株式所有届出書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の同項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日
- 二 当該保険株式所有届出書に係る基準日の属する月の後の月の末日において株式所有割合が大幅に増加し又は減少した場合として内閣府令で定める基準に該当することとなつた場合 当該末日の属する月の翌月十五日
- 三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該変更報告書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の前項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

あつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

3 前二項の基準日とは、第一項に規定する内閣府令で定める者が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

4 第二条第十五項の規定は、第一項及び第二項の場合において保険株式大量所有者が所有する特例対象株式について準用する。

（訂正報告書の提出命令）

- 第二百七十一条の六 内閣総理大臣は、第二百七十一条の三第一項、第二百七十一条の四第一項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提出書類の提出を受けた場合において、当該提出書類に形式上の不備があり、又は当該提出書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法平成五年法律第八十八号第十三条第一項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 第二百七十一条の七 内閣総理大臣は、提出書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- （保険株式大量所有者による報告又は資料の

提出

第二百七十一条の八 内閣総理大臣は、提出書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該提出書類を提出した保険株式大量所有者に対し、当該提出書類に記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(保険株式大量所有者に対する立入検査)

第二百七十一条の九 内閣総理大臣は、提出書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該職員に当該提出書類を提出した保険株式大量所有者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該提出書類に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関し質問させ、又は当該保険株式大量所有者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならぬ。

第二節 保険主要株主に係る特例

第一款 通則

(保険主要株主に係る認可等)

第二百七十一条の十 次に掲げる取引若しくは行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になろうとする者又は保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(国等並びに第二百七十一条の十八第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び保険会社を子会社としようとする保険持株会社を除く)は、

あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該株式の所有者になろうとする者による保険会社の株式の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く)。

二 当該株式の所有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第三条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者(国等並びに保険持株会社及び第二百七十一条の十八第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第三百三十三条において「特定主要株主」という)は、当該事由の生じた日の属する当該保険会社の営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という)までに保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなったときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者若しくは保険会社の主要株主

基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である者に対し、当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第二百七十一条の十一 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者(以下この条において「申請者」という)が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人(以下この号において「法人申請者等」という)による保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社(子会社となる会社を含む)の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有

する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者(以下この条において「申請者」という)がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況(当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む)に照らして、当該申請者(以下この条において「申請者」という)がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第二款 監督

(保険主要株主による報告又は資料の提出)

第二百七十一条の十二 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求める場合において、特に必要があるとき認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である保険主要株主に対し、その理由を示した上で、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(保険主要株主に対する立入検査)

第二百七十一条の十三 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、

七十一條の十三第一項若しくは第二百七十一條の二十八第一項に改め、同条第七号中「第二百七十一條の十四第一項」を「第二百七十一條の三十一第一項」に改め、同条第八号中「第二百七十一條の三十一第一項」を「第二百七十一條の十八第一項」に改める。

第三百三十三條第一項中「機構の役員の下に」を「保險株式大量所有者(保險株式大量所有者が保險株式大量所有者でなくなった場合における当該保險株式大量所有者が法人(第二條の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第五十四号を除き、以下この項において同じ。)であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、保險主要株主(保險主要株主が保險主要株主でなくなった場合における当該保險主要株主であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、特定主要株主(特定主要株主が保險会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなった場合における当該特定主要株主であった者を含む。、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人)、業務を執行する社員又は清算人」を加え、同項第二十六号中「第二百七十一條の五第一項」を「第二百七十一條の二十一第一項」に改め、同項第三十四号中「第二百七十一條の十七」を「第二百七十一條の三十二第一項若しくは第二項」に改め、同項第三十五号中「第二百七十一條の十三」を「第二百七十一條の十四、第二百七十一條の十五、第二百七十一條の十六第一項又は第二百七十一條の二十九」に改め、同項第五十三号中「第二百七十一條の三第二項又は」を「第二百七十一條の三第一項、第二百七十一條の四第一項、第三項若しくは第四項、第二百七十一條の五第一項若しくは第二項、第二百七十一條の六、第二

百七十一條の七、第二百七十一條の十第三項又は第二百七十一條の十八第二項若しくは」に、「届出」を「提出若しくは届出」に改め、同項第五十五号を同項第五十八号とし、同項第五十四号中「第二百七十一條の六第一項」を「第二百七十一條の二十二第一項」に改め、同号を同項第五十七号とし、同項第五十三号の次に次の三号を加える。

五十四 第二百七十一條の十第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により保險会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になったとき又は保險会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人を設立したとき。

五十五 第二百七十一條の十第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて保險会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であったとき。

五十六 第二百七十一條の十第四項の規定による命令に違反して保險会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であったとき又は第二百七十一條の十六第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて保險会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であったとき。

(信用金庫法の一部改正)

第四條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

第三十一條第三号及び第四号を削る。

第三十七條第七項中「提出し、その」を「提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその」に改める。

第五十四條の十五第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ 信用金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)

ロ 第五十三條第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第五十四條の十五第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第一項第二号又は第四号」を「第一項第三号」に改める。

第五十四條の十六第一項中「第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第五十四條の十七第一項第七号を次のように改める。

七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社(保險専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が保險専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該信用金庫連合会の保險子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(保險子会社等を除く。)

除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保險専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保險子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用金庫連合会の保險子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保險子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

第五十四條の十七第一項第八号を削り、同項第九号中「次条第二項第二号」を「次条第二項第九号中「次条第二項第二号」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同条第二項第五号ロ及び第六号ロ中「前項第十号」を「前項第九号」に改め、同条第三項中「から第八号まで又は第十号」を「から第七号まで又は第九号」に改め、「主として当該信用金庫連合会の行う業務のために」を削り、「第六項」を「以下この項及び第六項」に、「を営んでいる会社」を「又は第五十四條第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)」に改め、同条第六項中「信用金庫連合会の一の子会社の営む業務」を削る。

第五十四條の十八第一項中「に掲げる会社、同項第七号に掲げる会社(特定従属会社を除く。）」並びに同項第八号及び第十号」を「第七号及び第九号」に改め、同条第二項中「次の各号に

掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削る。

第五十五条の三を削る。

第八十七条第二号中「第三号」を「第二号」に、「又は第九号」を「若しくは第八号」に改める。

第八十九条第一項中「（営業の免許）」の下に「第八条第三項（営業所の設置等）」を加える。

（労働金庫法の一部改正）

第五条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「こえて」を「超えて」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる会員（労働金庫連合会の会員に限る。）は、総会の議決に基づく労働金庫連合会の承諾を得た場合には、当該労働金庫連合会の出資総口数の百分の三十に相当する出資口数まで保有することができる。

一 持分の全部を譲り渡す他の会員からその持分の全部又は一部を譲り受ける会員
二 会員の合併によつて成立した会員で、当該合併により解散する会員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併後一年以内に引き受けて労働金庫連合会に加入したもの

三 他の会員との合併後存続する会員で、当該合併により解散する会員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併後一年以内に引き受けるもの

四 前号に掲げるもののほか、第十七条第一項各号の事由による会員の脱退後一年以内に当該会員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を引き受ける会員

第三十三条第三号及び第四号を削る。

第三十四条第七項中「五分の一」を「三分の一」に、「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第八項中「こえる」を「超える」に改める。

第三十九条第七項中「提出し、その」を「提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告

し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその」に改める。

第五十一条中「第十七条第二項」を「第十二条第三項ただし書（出資、第十七条第二項）に改め、「第五十五条第二項（総代の選任）」を削る。

第五十三条に次の一号を加える。

五 第十二条第三項ただし書の規定による承諾

第五十五条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「総会の議決によつて」を削り、同条第三項中「五分の一」の下に「（その総数が二千五百を超える金庫にあつては、五百）」を加え、同条第五項ただし書を次のように改める。

ただし、総代（補欠の総代を除く。）の選任については、議決することができない。

第五十五条に次の一項を加える。

6 総代会において第五十三条第二号（解散又は合併）又は第四号（事業の全部の譲渡）に掲げる事項の議決をしたときは、その議決の日から十日以内に、会員に議決の内容を通知しなければならない。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（総会と総代会の関係）
第五十五条の二 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十七条第二項又は第四十八条（会員による総会の招集）の規定により総会を招集することができる。この場合において、同項の規定による書面の提出又は同条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から三十日以内にしなければならない。

2 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失う。
第五十八条第二項第十六号の次に次の一号を

加える。

十六の二 金融先物取引等
第五十八条第二項第十八号中「第十一号」の下に「及び第十六号の二」を加え、同条第六項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項（定義）に規定する金融先物取引等を行う。

第五十八条第六項第四号中「（昭和六十三年法律第七十七号）」を削る。

第五十八条の二 第二項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 金融先物取引等
第五十八条の二 第二項第十六号中「第九号」の下に「及び第十四号の二」を加える。

第五十八条の三 第一項第一号を次のように改める。
一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）
イ 労働金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。）

口 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の三 第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第一項第二号又は第四号」を「第一項第三号」に改める。

第五十八条の四 第一項中「第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第五十八条の五 第一項第四号を次のように改める。
四 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲

げる業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの

に、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものとし、それぞ

れに限るものとする。）
イ 従属業務
ロ 金融関連業務

第五十八条の五 第一項第五号を削り、同項第六号中「次条第二項第二号」を「次条第二項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項第五号

を削る。

第五十八条の五 第一項第五号を削り、同項第六号中「次条第二項第二号」を「次条第二項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項第五号

を削る。

第五十八条の五 第一項第五号を削り、同項第六号中「次条第二項第二号」を「次条第二項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項第五号

十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条ノ三を削る。

第五十一条第一号中「(第三十九条ノ三第一項ヲ除ク)を削る。

(信託業法の一部改正)

第九条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「移転ノ登録」の下に「其ノ他内閣府令、法務省令ヲ以テ定ムル登録」を加え、同条第三項中「移転ノ登録」の下に「其ノ他内閣府令、財務省令ヲ以テ定ムル登録」を加える。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第十条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「業務」の下に「政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」を加える。

第五条後段を削り、同条に次の一項を加える。

信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託業務ニ係ル代理店ヲ設置シ又ハ廃止セントストキハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十条第五号中「第五条」を「第五条第一項又ハ第二項に、「同条」を「同項」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十一条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七条中「及び信託業務を兼営する銀行」を削り、同条に次の一項を加える。

4 信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第十二条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「及び信託業務を兼営す

る銀行」を削り、「特定信託会社等」を「特定信託会社」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「特定信託会社等」を「特定信託会社」に改め、同条第五項中「特定信託会社等」を「特定信託会社」に、「同条第一項若しくは第二項」を「同項若しくは同条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(証券取引法の一部改正)

第十三条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第五十六条第一項第六号中「第五号又は第六号」を「又は第五号」に改める。

第六十二条第三項中「第五十三条第一項の認可」を削る。

第六十五条の二第四項中「から第四号まで及び第六号」を「から第五号まで」に改め、同条第五項中「及び第五号」を削る。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第十四条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第九条第六号を削り、同条第七号を同条第六号とする。

第二十四条第一項第六号中「第六号又は第七号」を「又は第六号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中銀行法第十七条の二を削る改正規定及び第四十七条第二項の改正規定(、第七七条の二を削る部分に限る)、第三条中保険業法第二百二条の二を削る改正規定及び第二百七十条の六第二項第一号の改正規定、第四条中第五十五条の三を削る改正規定、第八条、第九条、第十三条並びに第十四条の規定並びに次条、附則第九条及び第十三条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第十条から第十二条までの規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において平成十三年十月一日政令で定める日

(外国銀行支店に係る営業の免許に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の銀行法(以下「旧銀行法」という)第四十七条第一項の規定により旧銀行法第四條第一項の内閣総理大臣の免許(以下この条において「旧免許」という)を受けている外国銀行のうち、その受けている旧免許の数が一であるものについては、この法律の施行の際に第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という)第四十七条第一項の規定により新銀行法第四條第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新銀行法第四十七条第一項の規定により新銀行法第四條第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなされる外国銀行以外の外国銀行は、この法律の施行前においても、当該外国銀行が受けている旧免許に係る外国銀行支店のうち一の外国銀行支店を新銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店として定め、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届け出ることができる。

3 この法律の施行前に前項の規定による届出をした外国銀行であつて、この法律の施行の際現に旧免許を受けているものは、施行日において新銀行法第四十七条第一項の規定により新銀行法第四條第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

(銀行の株主に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する銀行の株式の所有者に対する新銀行法第七章の二の規定(第三節の規定を除く)の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新銀行法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧銀行法第十六条の二第四項又は第五項ただし書の認可を受けて他の銀行を子会社としている銀行は、当該他の銀行の株式の所有につき、施行日に新銀行法第五十二条の九第二項ただし書の認可を受けたものとみなす。

(長期信用銀行の株主に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に存する長期信用銀行の株式の所有者に対する第二条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下「新長期信用銀行法」という)第十六条の二から第十六条の二の三までの規定及び新長期信用銀行法第十七条において長期信用銀行株式大量所有者又は長期信用銀行主要株主について準用される新銀行法の規定の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新長期信用銀行法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該長期信用銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の長期信用銀行法第十三条の二第六項又は第七項ただし書の認可を受けて他の長期信用銀行を子会社としている長期信用銀行は、当該他の長期信用銀行の株式の所有につき、施行日に新長期信用銀行法第十六条の二の二第一項の認可を受けたものとみなす。

(保険会社の株主に関する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に存する保険会社の株式の所有者に対する第三條の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第十條の二の規定（第三節の規定を除く。）の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新保険業法第二百七十一條の十第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該保険会社株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第三條の規定による改正前の保険業法第六條第四項又は第五項ただし書の認可を受けて他の保険会社を子会社としてゐる保険会社は、当該他の保険会社の株式の所有につき、施行日に新保険業法第二百七十一條の十第一項の認可を受けたものとみなす。

（信用金庫等の決算関係書類に関する経過措置）

第六條 第四條の規定による改正後の信用金庫法第三十七條第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

（労働金庫等の決算関係書類に関する経過措置）

第七条 第五条の規定による改正後の労働金庫法第三十九条第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

(信用協同組合等の決算関係書類に関する経過措置)

第八条 第七条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

(登録社債等及び登録国債の信託の登録に関する経過措置)

第九条 信託会社が第九条の規定の施行の際現に

第十七条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号ホ及びヘ中「信託会社等」を「信託会社（信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるものを含む。）」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十八条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号（二）中「（外国銀行支店の免

許等）」を「（外国銀行の免許等）」に、「営業所の数」を「免許件数」に、「一箇所」を「一件」に改め、同号（三）イ中「銀行の」を「銀行の外国における」に改め、同号（三）ロ中「銀行の」を「銀行の外国における」に、「又は」を「又は外国における」に改め、同号（十一）を同号（十二）とし、同号（十）を同号（十一）とし、同号（九）を同号（十）とし、同号（八）を同号（九）とし、同号（七）を同号（八）とし、同号（六）を同号（七）とし、同号（五）を同号（六）とし、同号（四）を同号（五）とし、同号（三）の次に次のように加える。

（四） 銀行法第四十七条の二（従たる外国銀行支店の設置等）の規定による次に掲げる認可

イ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店の設置の認可

ロ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可（臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。）

支店の数	一箇所につき十五万円
営業所の数	一箇所につき九万円

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第十九条 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第五十条第一項の下に、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十五条第一項を加える。

第五条第三項中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」を削る。

第十条第三項第二号中「五分の四」を「三分の二」に改める。

第二十三条第一項中「労働金庫法第五十三条の下に」（同法第五十五条第五項において準用する場合を含む。）を加え、同条第五項を同条第

六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 労働金庫法第五十五条第六項（合併等の決議に係る通知及び第五十五条の二総会と総代会の関係）の規定は、労働金庫の転換について準用する。

（預金保険法の一部改正）

第二十条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第二条第十一項を「第二条第十三項」に改め、同項第二号中「第十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同項第四号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改める。

第六十一条第八項中「第五十二条の二第一項」

を「第五十二条の十七第一項」に、「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改める。

（持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十一条 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

（銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正）

第二十一条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

第十二条第二項中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同条第五項中「第五十五条第二項」を「第五十五条第三項」に改める。

（検討）

第二十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新銀行法、新長期信用銀行法及び新保険業法の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第二条第十項に規定する銀行主要株主、新長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主及び新保険業法第二条第十四項に規定する保険主要株主に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十三年十一月一日印刷

平成十三年十一月五日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D